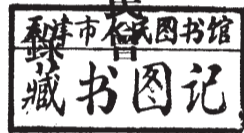
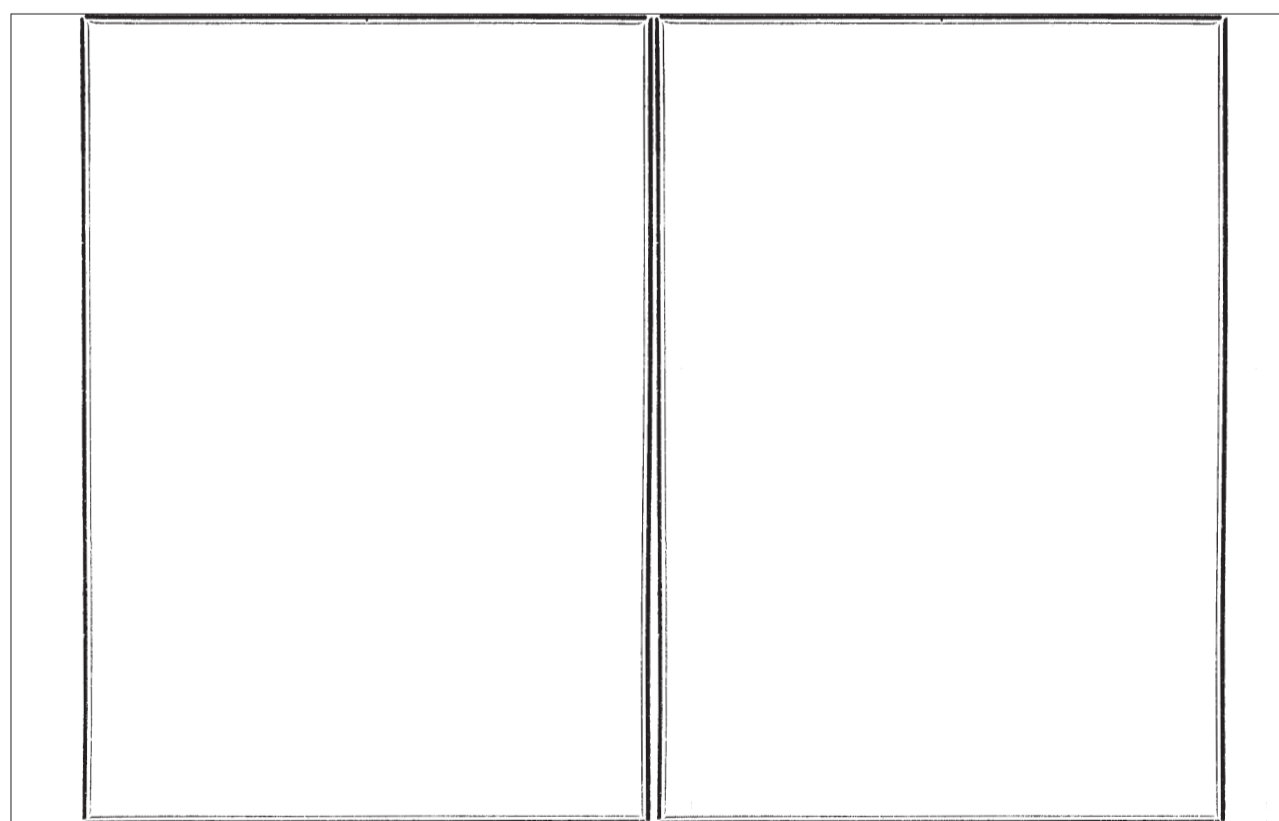
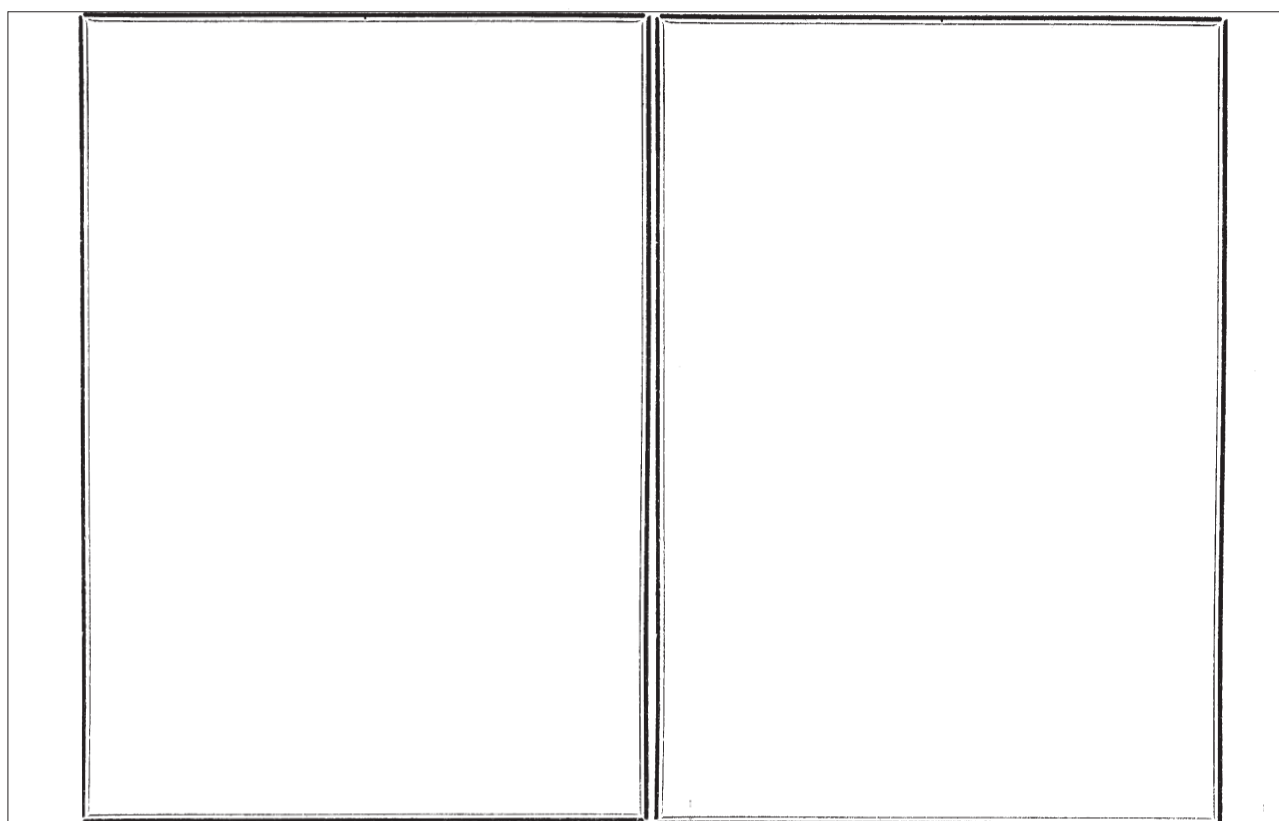


議事速記錄第四十二號

昭和八年第二十六次居留民
通常會議事速記



天津居留民團



議事録目次

第一日

(一)

- 一、民團會計検査委員報告
- 二、昭和七年度居留民團事務報告

九八

第二日

(五〇)

- 一、昭和六年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 二、昭和六年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件
- 三、昭和六年度特別會計減債基金歳入出決算承認ノ件
- 四、難種課金條例中改正ノ件
- 五、工巡費徴收條例中改正ノ件
- 六、天津日本義勇隊規程改正ノ件
- 七、民團診療所藥價其他諸料金條例廢止ノ件
- 八、天津療病院諸料金條例案
- 九、天津共立學校補助金ノ件
- 十、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案

五二
五二
五二
五四
五四
六二
七七
七七
八六
九三

(1)

(2)

- 十一、昭和八年度居留民團歳入出總豫算案
- 十二、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案
- 十三、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案

九三
九四
九四

第三日

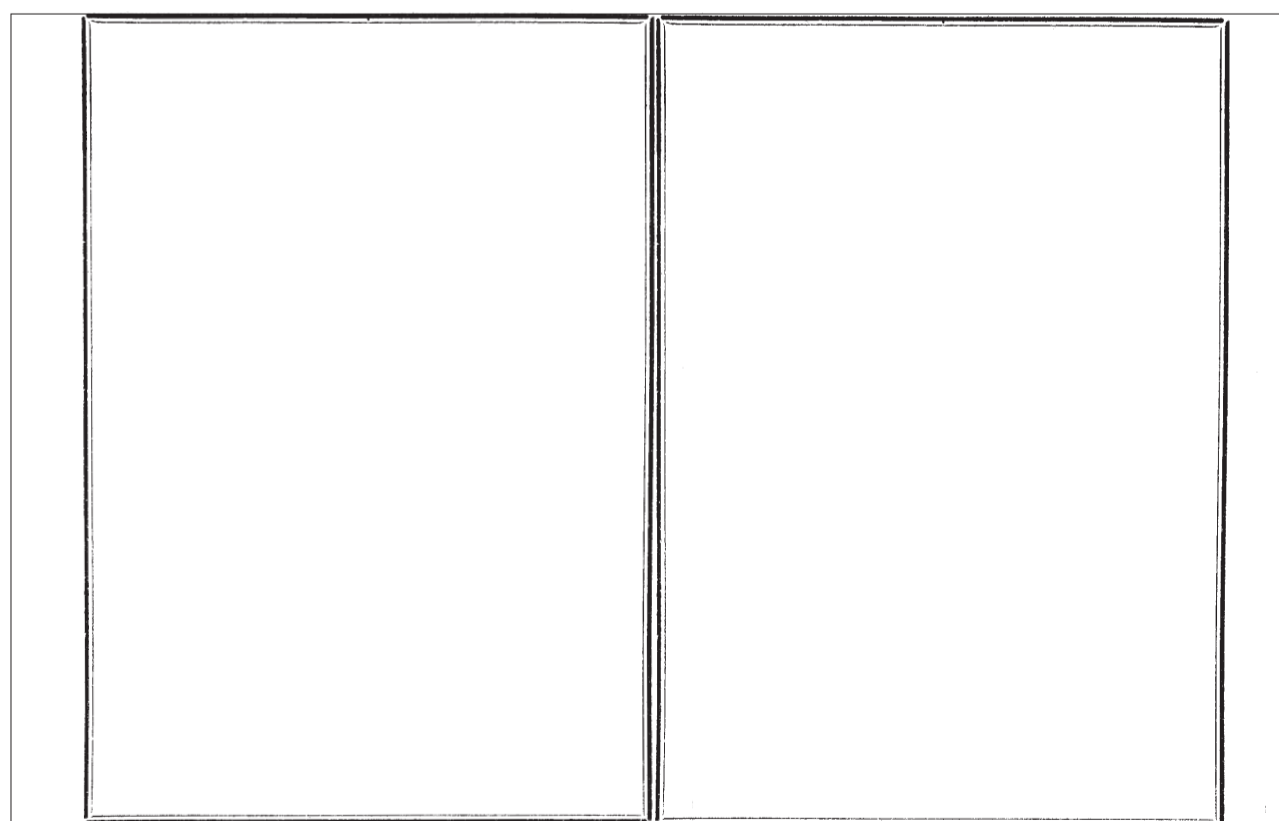
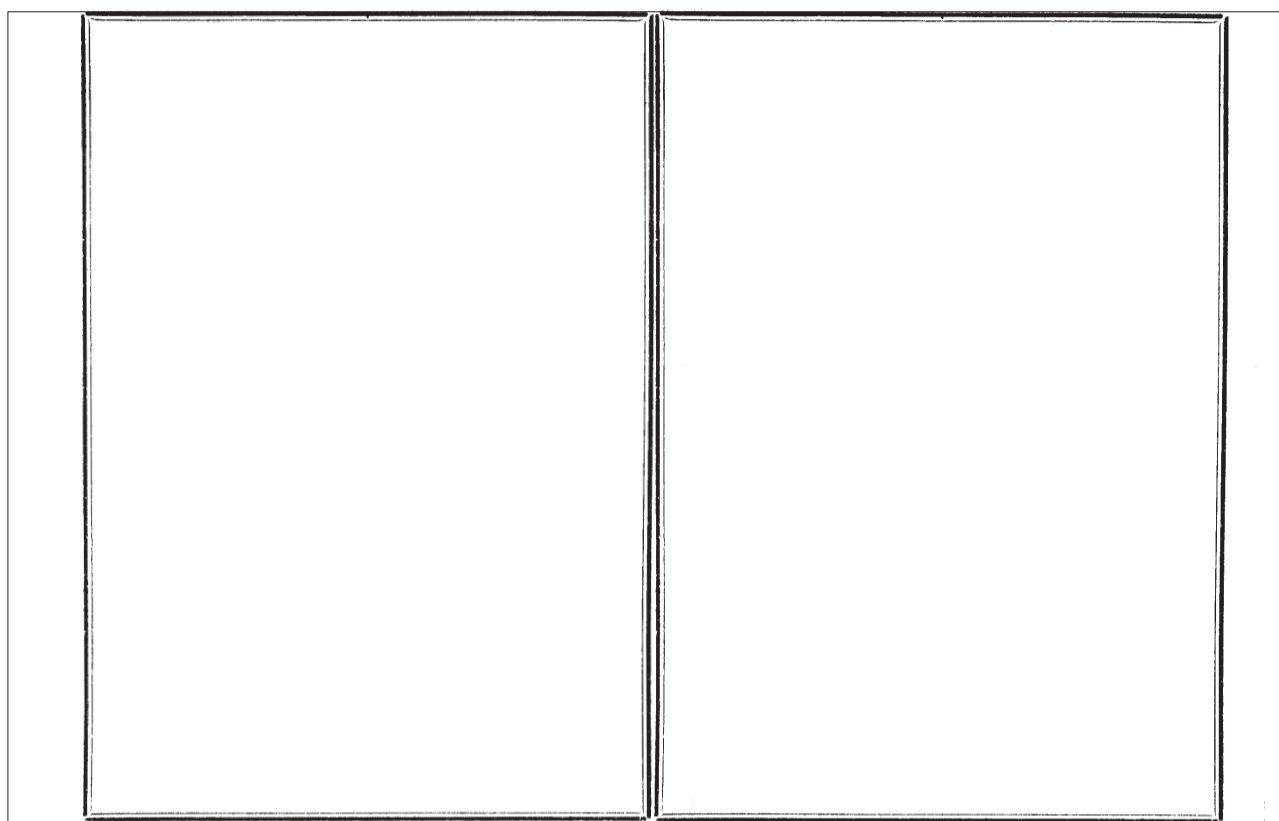
(二六)

- 一、昭和八年度居留民團歳入出總豫算案(第二日續)
- 二、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案(第二日續)
- 三、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案(第二日續)

二二八
二二八
二二八

附録

一四六



昭和八年第二十六次居留民會通常會議事速記録

昭和八年三月二十三日 於公會堂

第一日

一、報告

- 一、民團會計検査委員報告
- 二、昭和六年居留民團事務報告

議 事 日 程

- 第一、昭和六年居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和六年特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件
- 第三、昭和六年特別會計減債基金歳入出決算承認ノ件
- 第四、雜種課金條例中改正ノ件
- 第五、工巡費徴收條例中改正ノ件
- 第六、天津日本義勇隊規程改正ノ件
- 第七、民團診療所樂價其他諸料金條例廢止ノ件
- 第八、天津療病院諸料金條例案
- 第九、天津公立學校補助金ノ件

(1)

- 第十、昭和七年居留民團歳入出追加豫算案
- 第十一、昭和八年居留民團歳入出總豫算案
- 第十二、昭和八年特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出豫算案
- 第十三、昭和八年特別會計減債基金歳入出豫算案

出席議員 (五十四名)

○議長 上野 壽	根 木 鐵 次	上 野 大 郎	山 田 榮 治
牧 尚 一	松 尾 重 幸	金 山 作 次 郎	足 立 傳 一 郎
大 野 榮	黒 川 重 幸	遊 木 幸 平	山 尾 市 二 郎
原 田 万 造	岡 本 久 雄	岸 田 菊 郎	田 中 錦 太 郎
武 内 進 三	太 田 岩 吉	渡 邊 德 太	佐 々 木 清 一
橋 本 磯 太	佐 々 木 敏 丸	稻 田 龜 治	大 内 專
菊 地 新 一	清 水 幸 三 郎	平 井 久 一	小 澤 昇
森 川 照 太	山 本 永 規	鹿 田 多 三 郎	張 翊 朝
鍛 冶 靜 一 郎	山 上 逸	鷺 田 小 平 治	横 田 寅 太 郎
川 口 泰	山 内 令 三 郎	郡 茂 行	眞 藤 兼 生
植 前 香	千 葉 初 藏	松 本 京 作	川 島 貫 明
志 村 正 三	赤 山 今 朝 治	遠 山 猛 雄	清 水 一 太 郎
大 田 万 吉			

(2)

第二日

出席行政委員 (十名)

- 議長 (上野壽君) 着席
- 午後八時二十分開會
- 本日第二十六次居留民會通常會の開會に當りまして、親しく希望の一端を申述ぶることを得ましたのは、頗る欣幸と致す所でございます。
- 御承知の如く我日本は常に東洋平和の確保を國是と致して居りますので、彼の滿洲國の承認、或は日滿協定書の出来ましたのも、何れも皆此の目的に基いたものであります。然るに一昨年九月日支事變に關し聯盟の附托を受けましてから以來十有七個月に亘り審議致しまして二月二十四日の臨時總會が採擇致しましたる報告書に依りますと日本が東洋平和を確保せんとする以外に何等意圖を有つて居ないと云ふ精神を理解しないのみならず、事實の認定と之に基く論斷に於て著しき錯誤に陥つて居るのであります。其結果日本が終始抱懷致しまする東洋平和確立の根本方針に就きましては、國際聯盟と其所信を甚しく異に致しますので、日本は近く國際聯盟より脱退するの不得已に至つたのであります。翻て北支の情勢を見ますと、熱河經略は日滿軍隊に皇軍の勇敢なる働きに依りまして、僅々旬日を出すして殆んど其目的を達成し得たのであります。然し乍ら支那側は益々抗日の聲を大きく致しまして、又失地回復の叫びを盛に致して居りますので、從て平津華北の時局は必しも樂觀を許さないと云ふ情況にあるのであります。
- 斯く我皇國日本は所謂非常時に直面致して居ります。國民擧げて一致協力之に善處して居ります。即ち私心を去つて一意奉公の精神を以て國運の隆盛と時局の轉回を圖つて居ります。我天津居留民團に於きましては亦常に不安に滿ち充ちたる客間氣の裡に、租界民の安寧と幸福の維持増進に就て幾多の困難に際會致して居ります。此の非常時に處するには眞に文字通り我々の協力一致に依るの外はないと私は確信するのであります。
- 本民會には申上げる迄もなく昭和八年度の豫算案を始め、幾多重要案件が上程せらるゝことになつて居りますが、議員諸君に於ても非常時民會たることを十分御諒解になつて、租界の發展住民の幸福の爲めに飽く迄和衷協力慎重審議あらんことを切に希望致して置きます。
- 開會の初めに當りまして聊か所感及希望を述べまして招集の辭に代えたいのであります(拍手)

出席議員 (五十四名)

木 下 秀 良	堀 谷 信 治	高 橋 眞 美	宮 武 德 次 郎
田 村 俊 次	鶴 澤 省 勲		
○會長 岸田 菊郎	平 井 久 一	足 立 傳 一 郎	山 田 榮 治
堀 谷 信 治	植 前 香	牧 尚 一	武 内 進 三
佐 々 木 敏 丸	岡 本 久 雄		

(3)

十四日の臨時總會が採擇致しましたる報告書に依りますと日本が東洋平和を確保せんとする以外に何等意圖を有つて居ないと云ふ精神を理解しないのみならず、事實の認定と之に基く論斷に於て著しき錯誤に陥つて居るのであります。其結果日本が終始抱懷致しまする東洋平和確立の根本方針に就きましては、國際聯盟と其所信を甚しく異に致しますので、日本は近く國際聯盟より脱退するの不得已に至つたのであります。翻て北支の情勢を見ますと、熱河經略は日滿軍隊に皇軍の勇敢なる働きに依りまして、僅々旬日を出すして殆んど其目的を達成し得たのであります。然し乍ら支那側は益々抗日の聲を大きく致しまして、又失地回復の叫びを盛に致して居りますので、從て平津華北の時局は必しも樂觀を許さないと云ふ情況にあるのであります。

斯く我皇國日本は所謂非常時に直面致して居ります。國民擧げて一致協力之に善處して居ります。即ち私心を去つて一意奉公の精神を以て國運の隆盛と時局の轉回を圖つて居ります。我天津居留民團に於きましては亦常に不安に滿ち充ちたる客間氣の裡に、租界民の安寧と幸福の維持増進に就て幾多の困難に際會致して居ります。此の非常時に處するには眞に文字通り我々の協力一致に依るの外はないと私は確信するのであります。

本民會には申上げる迄もなく昭和八年度の豫算案を始め、幾多重要案件が上程せらるゝことになつて居りますが、議員諸君に於ても非常時民會たることを十分御諒解になつて、租界の發展住民の幸福の爲めに飽く迄和衷協力慎重審議あらんことを切に希望致して置きます。

開會の初めに當りまして聊か所感及希望を述べまして招集の辭に代えたいのであります(拍手)

(4)

○議長（上野壽君）
例に依りまして此の議事録署名が必要でありますので、前例に據つて私から指名することに致したいと思ひます
黒川重幸君、田中鶴太郎君にお願致します、何うぞ御承認願ひます

○森川照太郎君 登壇 拍手

甚だ遺憾であります、私共、に緊急動議を提出させて頂き、此度熱河の戦争は日本が國際聯盟を脱退しやうとする、極はめて重大なる危機に際して居ります時に戦はれたのでござい、此の戦争は只今總領事の仰有つた如く、世界の戦史に類例のない迅速さを以て勝利を占められました、其の結果は國際聯盟も最早や一言も文句も言はない様になりました、張學良はあの偉大なる政權、軍權を併せ失つて身の置き所もない様な有様で居ります、さうして支那としましては猶抗日の虚勢を張つて居りますけれども、支那國民は勿論、支那當局者の間にも日支直接交渉の氣運が動いて居る様に報道されて居ります、斯う云ふ好結果を得ましたことは偏に從連將士諸氏の忠勇と忍苦とに依る結果でございます、熱河は御承知の通り沙漠や山嶽や惡道路、其の數百里を非常なる寒を耐えて、食糧や彈藥の補充も十分でない所、斯の如き効果を収められたと云ふことは、陛下の御機成に由ることではござい、又之等將士諸氏の非常なる忍苦と勇氣の賜であることに相違ないと思ひます、若し之が反對であつた場合には何うなつたてございませう、私は其の場合を想像致して身の毛がよだつ感がございます、若しも例に錦州内を失ひ夕に奉天を取り回されたと云ふことがあつた場合には

(6)

(5)

今頃我々は何んな状態になつて居るかと思ふことを考へて見ると恐ろしい感じがござい、吾々は之等の將士諸氏に向つて心底より感謝を捧げなければならぬこと、存じます
次に山海關、秦皇島の沖に在つて警備援護の任に就て居る我海軍、過般の發表に依りますと十數隻の艦隊と八千人の將士諸氏が、此の寒い時に、あの殺風景な泥海の沖に數日間一歩も上陸もされず其の任に就かれて居るのであります、私は此の海軍の任務が何う云ふものであるかと云ふことを詳かにすることは出来ませぬけれども、其の日夜の骨折は多大なるものであることは想像に難くないと思ふのであります、之に因つて敵の増援を断ち、封鎖の効を全うし陸軍を援護して非常なる貢獻をして居ること、存じます、若し此の威力がなかつたならば、今日陸上の我陸軍もあれだけの功績を擧げることが出来なかつたであらうと思ひます、加之これ等の艦艇は最近更に大活沖に其の一部が參つて居るやに聞て居ります、然らば直接吾々に對して其の保護警戒の手を更に加えられるに到つたてござい、吾々は之等海軍の將士諸氏に對しても、深甚なる謝意を表す可きであると思ひます
最後に駐屯軍であります、殊に吾々は今宵の報告こそありませぬけれど、敵國に居住營業して居るのであります、眞とに不思議な現象で敵の國に來て、お互に今日ある如く安全に、多少の不安は抱きながらも居住營業して居ると云ふことは、他に理由もござい、此所に軍隊の駐屯して居られると云ふことのお蔭であると存じます、それに加ふるに駐屯軍の一部隊は過般山海關に於て非常なる功勳を収められたのであります、山海關の城門は難攻不落を以て聞えたる場所であり、容易に之を攻落すことは出来ないのであると存じます、極は

めて少數の兵を以つて一時間三十分にして之を攻落したと云ふことは、熱河戦の迅速さが世界無比のレコードであると共に、此の要塞陥落も亦歴史上比類なき功績であると思ふことと存じます、私共は此の駐屯軍、此の山海關の部隊に對しても深く感謝の意を表さなければならぬと思ひます
私は以上の理由に依りまして、居留民の總意を代表する此の民會が之等の陸海軍當局に對し感謝の意を表しますことは、吾々民會の嚴肅なる義務であると同時に、光榮なる權利であると確信致します、民團としましてはそれ／＼の處置をとれること、存じますが、吾々の民會が今日ここに第二十六次通常民會を開くに當りまして、吾々の感謝の念を之等の軍當局に傳ふ可きものと存じます、之を緊急動議として皆さんにお諮り致すのであります、其の方法手續の一切は議長に一任致したいと思ひます、皆さんの満場一致の御賛同をお願い致します（拍手）

○議長（上野壽君）

只今森川議員から今回の攻熱軍並に山海關事件に就きまして、關東軍の司令官、それから海軍の司令官、駐屯軍司令官並に山海關の守備隊長、此の四方面に對して民會の名を以て謝意を表したいと云ふ、只今緊急動議がありましたが、御賛成があれば緊急動議として議したいと思ひます、（賛成）と呼ぶ者あり

○議長（上野壽君）

御異議がない様ですから賛成と見做して宜敷うございませう
（「異議ナシ」と呼ぶ者あり）

(8)

(7)

○議長（上野壽君）
さうしましたら其の方法でござい、只今森川議員からは議長に一任すると云ふこととござい、其の方法に就て御異議はありませぬか
（「異議ナシ」と呼ぶ者あり）

○議長（上野壽君）

それは議長は發案者とも御相談致しまして、適當の方法を以て民會の意志を發表することに致します、然様御承認願ひます（拍手）
之から報告に入ります
一、民團會計検査委員報告
只今委員から報告がござい

○行政委員（武内進三君） 登壇

會計検査の結果を御報告致します、六年度二期分を吾々會計検査委員は六年の九月十日に、第二期分は同十月十四日に、第三期分は即ち十月から十二月に互りましては事變に際致しまして、それから少し遅れまして、第四期分と一緒七年の五月十三日に致しました、それから整理期間分、即ち四月から六月に互りする分は七年の八月十八日に、それ／＼帳簿並に證書、更に現金に就きまして検査致しました所が、凡て一般會計、特別會計共違法違算の出納がござい、之だけ御報告致します

○議長（上野壽君）

會計検査委員の報告に就きまして何かお尋ねになることはありませぬか
議長（上野野君）
さうしたら無い様でございますから
次は

昭和七年度居留民團事務報告

○行政委員長（岸田菊郎君）登壇

此の報告に移ります
只今から昭和七年度の事務報告を申し上げます、お手許に配付してございませぬかと申す昭和七年度居留民團事務報告書は、既に御覧になりましたが、其内でも重なるもの、又書いてないことをば取除いて申述べたいと存じます、先ず七年度に於ける諸願の件を之から簡単に申上げたいと存じます、民會の決議に基づきまして、昨年に三四の諸願をしたのであります、即ち天津邦人業務復興低利資金貸下諸願、警備費國庫補助諸願、支那駐屯軍當置兵力増加諸願、一番に低利資金貸下諸願に付ては、天津事變後の情勢が稍安定するのを待ちまして、昨春四月の末に前上野會長と中島民團理事が相携えて上京されまして、關係官憲其他に對して目的達成の爲に懸命に努力をされました結果、大体の諒解を得られて歸津の途に着かれたのであります、越えて九月十五日に至りまして外務省から財團法人の共益會に對して銀三千六百圓、即ち五十五万七千圓の貸下げの命令があつたのであります、此事は當時各民會議員に御通知申上げて置きましたので、其後着々貸下の實現に進みまして、御承知の通り先般から各方面に貸下げを開始されて居

(10)

る次第であります、それから警備費に就きましては昨年の一月八日附を以て外務大臣、其他に諸願致したのであります、更に昨年榮島總領事官が御歸國に際しまして、私から本省に對して本目的の爲めに御盡力して頂きたいと云ふことをば御願ひ申上げて其趣旨を御説明願つたのであります、又先達當地にお出になりました外務省の松野事務官にも、私共外二三の行政委員と理事がお目にかかりまして、親しく警備費の國庫補助をば御願ひ致して、本省にお歸りの上は出来るだけの御盡力下さいと云ふ御願ひ申上げたのであります、次に増兵諸願に就きましては昨年四月十九日附を以て中村駐屯軍司令官を通じて諸願致して置いたのであります、此の事は事務報告にも記載してございませぬかと存じます、念の爲め申上げた次第でございます、次は團債事情であります、本件は議案説明の際に申上げる積りでございませぬかと存じます、に申述べたいと存じます、第七團債、外務省から借りて居ります金五十五萬圓は昭和五年度から償還すべきものであります、打續く財政難の爲めに其償還延期を申請致しまして、尙昨年以前に於ては團債を起し之が償還に當る苦でありましたけれども、不況の爲め起し得ずして終つたのであります、又第九團債、之は正金銀行から借りて居ります六十七萬圓の團債であります、昨年度に於て二十二萬圓償還することになつて居りましたけれども、時局の影響に支配されまして、遺憾ながら償還困難となりました爲めに、正金銀行に對しては六萬圓だけ償還して、其他は七年度に於て歳入の餘裕が生じましたならば、可及的償還を多くすると云ふ條件で同行の承認を得たのであります、さうして其後に餘裕を見まして、結局七年度に於て十萬圓だけ追加償還をすることになつて居るのであります

(11)

次に事變後の課金の徴收状態を申し上げます、昨年は天津事變の直後約二ヶ月間、即ち一昨年の末二ヶ月の間は事變の爲めに徴收が殆んど不可能に陥つたのであります、此の停頓の状態を回復せんが爲めに、民團に於きましては便宜の考慮として集金人の數を増加致しまして、未納金の徴收に全幅の努力を致したのであります、其の結果事變の影響は前年度よりも遙かに深刻でありましたに拘らず、所期の成績を齎らしまして徴收状態は其の宜敷きを得たのであります、未納のことに就きまして一言附加したいと存じますのは、從來天津には各種課金の滞納者が相當多數に上つて居るのであります、甚だしきに至つては、三年乃至以上に亘つて滞納して居られる方がございませぬかと存じます、之等の方に對しては民會議員の選挙権を失はしむると云ふのが當然だと云ふ意見が、前行政委員會にも盛に提出されました論議を交はしたのであります、何分にも法規に於きましては、滞納處分中の者にあらざれば有権者たる資格を失はしむると云ふ議に行きません、結局昨年の民會議員の選挙の際には、それ等の長期に亘る滞納者も矢張り有権者として登録されたのであります、就きましては現行政委員會に於きまして、是非之が處分の方法を明確にしたいと考へまして、色々考へて見たのであります、何分にも積年の習慣的事務もありまして、直ちに行政處分を爲すとか、即ち國稅法の適用すると云ふことも行き兼ねる點もございませぬかと存じます、先般から内地の市町村に於ける徴收方法、滞納者に對する處分の方法等に就きまして調べることに致しまして、之に返事も來て居る様でございます、然るに参考資料を集めた上で近い内に滞納者に對する取扱方法を決めたいと考へて居るのであります、外務省の法令を變へて頂かないでも、領事館の指令を以て適當に善處し得る餘地もある様に考へられ

(12)

ますので、此のことは行政委員會でも研究中でございます、此旨御報告申上げて各位の御諒承を願ひたいと存じます
次に衛生に關する件を申し上げます、昨年夏コレラの發生がありましたので、警察と協力して防疫に懸命の努力を致しました結果、支那街並に外國租界に於きましては、約八百のコレラの患者を出したのであります、にも拘らず我日本租界に於きましては僅かに四名の患者を出したに過ぎずして鎮められたことは、誠に仕合せであつたのであります、警察官の當時に於ける御努力に對しては、満腔の感謝を捧げる次第であります
從來請負組織になつて居りますのを、民團の直營に制度をば變更致しました結果、事務能率上著しく効果を挙げまして、現在頗る良好になつて居るのであります
埠頭に關する件を申し上げます、白河は一昨年の七月以來泥塞の状態にありまして、折角の埠頭利用も其實現を見ずして推移したのであります、然る所昨年四月北倉に於ける永定河の治水改正工事も竣成致しまして、永定河の濁流を沈澱地に放水することが出来まして、幸ひに昨年の晩秋から河状は漸次好轉の一途を辿りまして、十一月には十三尺の吃水を以て紫竹林造船船の通航を見るに至つたのであります、然し乍ら未だ萬國橋を越えて日本租界に船舶を見るには到らずして不幸今日に及んで居る様な現状でございます、日本租界の河岸の状態を良好せしめる爲めに、切々と海河工程局に交渉を續けまして、出来るだけの時期の促進を圖つたのであります、何分にも海河工程局に於きまして、液濃機能が悪くが期待する程發揮されない

(18)

事情もありませんし、旁々最近に於きましては漸く佛蘭西租界の河岸迄渡渡の計畫が樹つて居る位で、日本租界には未だ利然りと向ひ側、即ち伊太利租界の河岸に於ける、泥濘した泥土をり除けることに迄は急に行きまいかと考えられるのであります。然し乍ら小型船の廻船には差支えない様に、廻船場も適宜に心配して呉れる様に公文で書面が送つて居りますからして、やがて開水後の泥土が著しく来ることもない現状を見て試察し、日を迫つて漸進的に良くなつたら、租界にも船の出入を見ることになるのだからと思ひます。尤も之は白河の狀態如何に支配されるのでございませうから、河時其の時期が到来するが豫断は許されないと存じます。

次に本年の一月から三月迄に起きました事情として療病院の人事の件を申上げたいと存じます。一月四日に着任致しました、療病院の新しい醫師として迎えました佐野松之進と云ふ方が、來津早々未だ旬日を出てすして、院長たる坂本技師との間に不和を生じ、大いに口論となり果は腕力を以て臨むと云ふ様な不祥事件が勃發したのであります。又それに關聯して他の事務員の上にも相當忌はしき事實の發生を見ましたので、行政委員會に於きましては數日に亘つて慎重に審査取調べを續けました結果、二人の醫師並に他の二人の事務員、一人は技師であり他の一人は庶員であります。之等の方をば院内の空氣一新、療病院に從來蓄積して居つた不純な氣分を根絶一掃せしめたいと云ふ考へて遂に罷めて頂くことにしたのであります。さうして其の後は差し當り當地の共立病院に事務を囑託して、傳染病患者の收容、一般診療、學校衛生並に富貴胡同の酌婦の檢査等の各種の醫務に至る迄、一切不都合のない様にお願ひ致しまして快踏を

(14)

得たのであります。即ち共立病院に於きましては、釋田院長が防疫一般診療、それから學校衛生の内の女學校の分富貴胡同の診療に就ては婦人科の醫者が専ら之に當られることになり、小學校の學校衛生は小兒科の醫者が自ら立つて萬全を期すると云ふことになつたのであります。さうして後任の醫者は目下監衛中であり、即ち九大から内科の臨床の経験も十分にあり、防疫、細菌學の專攻を修めて居られる方から二名候補者として來て居るのであります。何れ御相談申上げた二三の方とも語りまして、近い内に從來に打つて變つて立派な、信頼すべきお醫者さんが出てなることを期待し、且信じて居るのであります。斯の如く療病院は人の大移動を見たのであります。何等其後の施設、治療等に於ては不都合もなく寧ろ二人の醫者が居られた當時よりも、凡て良好な成績を擧げて居ると考へて居るのであります。

報告事項としては之を以て終りと致します。御質問がございましたらばそれらへお答え致したいと存じます。

○議長（上野壽君）
事務報告に付いて何か御質問がございましたら、此際御質問を願ひます。

○殿治部一郎君 只今岸田會長からのお話がありましたから、順序に由つて御質問致します。第一番の請願の件は低利資金でございますが、之は私も其時行政委員の一人でありましたが、之は前會長、中島理事の運動に依つて目的を達して同慶の至つてございませう。然るに愈々金が來ました時に當りまして、借主は如何にするかと云ふ問題に達着しますと、日本人の福利の増加の爲めに共益會があると云ふ理由の下に、共益會に貸すことになつたので、何れに致しまして

(15)

も結局は日本人の福利増進の出來ますので結構であります。唯私の間はんとする所の問題は日本人の福利増進を目的だとすると、上京費用は民間の歳出から出たと聞いてゐるのであります。上京費用は果して民間から出すべきものであるか、之は目的が斯の如く變つてしまつたので、昨年の民會に於ける時と愈々併つて來た其後と先づ本體が變つて來て、目的も變つて來た時に、性質上之は共益會に負担して貰ふものだと私は信じて居るのであります。さう云ふ御意見が行政委員會にありませうか、又共益會に御交渉なされたのでございませうか、其點を承りたいと思ひます。

○行政委員會長（岸田菊郎君）
殿治議員の御質問に對してお答え致します。成程連名で貸下請願を致しまして、愈々金が來た時分は外務省から共益會を借主として命令書が出て來た、故に上京委員として出られた方に旅費は民間で支拂すべきものでなくて、之は共益會に振替負担して貰ふべきものではないかと云ふ御意見の儘ですが、御意見は御尤もの儘であります。もと／＼民間と謂ひ財團と謂ひ一體同心と云ふ不可分の關係であり、殊に在留邦人の事變に依る痛手を見て、業務の復活の資に當ててやうと云ふ精神で出てゐる金でもございませうから、假令共益會が取扱ふことになつても、之は手續上の問題で、矢張り民間が進んで之が實現を希望した關係上、又今後に於きましても色々關係もあるでせうから、そこ迄現金に旅費支出して呉れと云ふ風には言はなくても宜いだらうと云ふ考へて、今日迄此の旅費の共益會に對する請求は考へて居らんであります。それだけと云ふこと。

(16)

○殿治部一郎君 成程もと／＼民間から出ました共益會でありますから、何れから出しましたも之は理由を抜きとして差支えない様に思ひますが、然し民間の収入の全部は日本人のみの納めて居るものではないと思ひます。果して納税者の方から苦情が出はしますまいか、合法的に行つて頂いた方が宜からうかと思ひますが、それで差支えないものでせうか。

○行政委員會長（岸田菊郎君）
合法的と仰いますけれども、差支えないと私は考へます。

○殿治部一郎君 餘り問題が行きますとデレクレートになりますから、質問を打ち切りますが、斯の如きは今少し御考慮になつた方が宜かないかと思ひます。

○志村正三君 總領事の御訓詞に依りまして、租界の發展、居留民の幸福の爲めに行政委員會に質問し、又希望を述べたいと思ひます。「一、低利資金貸下の件」であります。前通常民會の決議に依つて、二人の上京者の努力に依りまして、低利資金が居留民の爲めに貸下げられたと云ふことは、居留民の爲めに甚だ慶ばしい次第であります。然し此の貸下の状態を見ますと、之に反して甚だ遺憾なものがあつたのであります。現に此の行政委員會の方の内には低利資金貸附委員もあることとありませうからして、もう少し民意を尊重した方法を以て貸下げられて、居留民の満足する様にせらることを希望する次第であります。現在の貸下情況に依りますと。

○議長（上野壽君）
一寸御注意致しますが、あれは共益會の方のこととございませうから、此の議場では其の問題は不適當と思ひますが、何かそれに就て民會の方で何か言はなくちやならんと云ふこととしてなら

（17）
○議長（上野壽君）
○志村正三君 行政委員に希望することは出来ませぬか
○議長（上野壽君）
○志村正三君 行政委員に希望を願ひするのではありません、貸下情状を見ますと、政府が折角居留民の救済の意味に於て貸下げられた、其の趣旨に拘束されず、居る様に感ぜられるのであります、聞く所に依りますと、此の救済資金を貸附けられるに當つて、共益會や民團の滞納を整理して居る、之は民團や共益會の救済にはなるかも知れませんが、個人の救済には甚だ適宜なるものではないと思ひます、之に對して何とかもつと的確なる方法を採つて頂きたいと希望するのであります、尙貸附に當つて甚だ不公平がある様に聞いて居ります、此の點も充分民意を尊重した所の、且活きた貸附を爲さる様に希望して置くのであります

次に民團吏員及雇員の人事に就て質問致します、此の事務報告を見ますと云ふと吏員及雇員の總数は僅々五十名に過ぎないのであります、然るに之に對する移動数は實に三十に垂々して居るのであります、而も高級吏員の移動が甚だ多くあることも亦之に依つて明かに知ることが出来るのであります、斯の如き現象は民團に大なる損失を招くものでありまして、經濟上には勿論、能率増進の上にも、亦精神上に於ても影響する所は甚だ大きいのであります、之に依つて居留民の蒙る所の迷惑は又非常なものであらうと考へるのであります、之等は畢竟するに現行

（18）

政委員は人事行政、人事の取扱方がチャランバランであり、可笑しな取扱をしてゐるのである、若し行政委員が眞に租界の爲めを思ひ、租界民の福祉を念頭に置いて行政を取扱つたならば、斯る結果はないものと思ひます、之は單なる黨派的根性を以て、大切な人事を決することに外ならないのであります（「同感」と呼ぶ者あり）
之を立證する所の最も明確なる所の事實は、先きの中島理事問題に於て、又最近の療病院問題に於て眞に明らかであります、抑々中島理事を民團に入れる時の経緯、其の事情は私が今更喋々と説明を要さない所の周知の事實であります、當時任期の未だ満了して居ない所の松本理事を否認なしに追出して、中島理事を民團に入れたのである、其時の言種は、中島氏は理事に最も適任者であり、時の行政委員長は中島を理事にするに非ざれば、會長の職が務まらんと迄極言したと私は聞いて居ります、之迄にして任命した所の、民團になくならない所の理事を、然も同じ會長が、後任理事の如何なる理事であるかも分らない時にあたつて、大切な中島理事を共益會に引移したと云ふことは、如何にも租界民を馬鹿にした事實ではありませぬやうか、（「其ノ通り」と呼ぶ者あり）
此の事實は、民團の理事など云ふものではなくても宜しい、なくては差支えないと云ふ事實を立派に立證する事柄であります、先きの松本理事を放逐する時の行政委員會と、此度中島理事を共益會に送る時の行政委員會は、此の間の處置に於て甚だ矛盾したる所があらはしなやかと感ずるのであります、之は此の人事行政を醜惡なる所の黨派的根性を以て取扱つた所の結果に外ならぬと私は信じて已ないのであります、若問傳ふる所に依りますれば、中島理事を

（19）

共益會に入れたのは、監督官憲の強要に依るもので仕方ないのことであります、果してそれが事實であつたとしたならば、租界の行政上に大問題であると思ひます、凡そ自治團體が監督官憲の内政干渉を受ける場合は自治行政の非常時、民團の爲めに自救の道のない場合には行はれることであつて、斯の如き内政干渉を受けることは自治團體として、私は最も恥辱に思ふものであります、私は此の事實は天津租界行政始つて以來の大醜態ではないかと思ふと同時に、行政委員會は如何なる責任を感じて居られますか
次に最近起つた所の療病院の問題であります、此の問題の原因を具に探究して見れば、結局は行政委員會が技術官たる衛生技師を任用するにあたりまして、其の人物の調査の不十分であつたと云ふことに基因するものであり、前行政委員會は坂本技師を任用する場合に如何なる調査を行はれましたか、又佐野囑託を聘するに當りまして如何なる調査及連絡を採られましたか、聞く所に依れば一技師に其人選を委して、行政委員會として全く何等の調査もして居られないと云ふことを聞いて居ります、凡そ技術者を任用するに當りましては、其の技術者の技術如何を調査すると同時に其の人物の調査が肝要であると思ひます、前坂本技師の如きは衛生技師としての資格に於て、又臨床醫家としての價値に於て、又人格の點に於て、私は決して立派なものだと信じて居らないのであります、寧ろ此の點に於て零に近いと斷言するのであります、若し私の言ふことが過言であると言ふならば、私は事實を擧げて諸君に説明致します、之に反して佐野囑託は經歷に於て、實地醫家としての技術に於て相當なものであります、之は私が認めらるべきでありませぬ、佐野囑託が療病院に來られて以來、療病院の業務成績を見て明らかな

（20）

であると思ひます、之は行政委員諸君も御承知のことと思ひます、斯る立派な醫師を僅か二百名ばかりの手當で任用することが出来たと云ふことは、現行政委員會の大手柄であります、私は大いに行政委員會の胸を信じたのであります、然るに僅か二ヶ月にして之を解職の已むなきに至つたことは、甚だ遺憾に堪へないのであります、之に依つて民團の受けた所の損害及租界民の蒙つた所の迷惑、之は幾何でありませうか、此の療病院問題の起つた原因は、結局は坂本前技師の部下を統御する能力がなく、又自己の醫師としての能力の乏しいと云ふことに依つて自己の技師と云ふ所の職權を以て囑託を壓迫し、自己の威力を他人に示さんとしたことに起つたもので、之が却て平素反感を有つて居る所の部下が、囑託の爲めに同情から遂に暴力沙汰となつたのではないでせうか、全く坂本技師の不徳義に由るものでありますから、他の者に何の罪もないものである、然るに行政委員會は之が是非曲直を明かにせず、只喧嘩兩成敗と云ふ理由で、又療病院の改革を名として擯職職員の職を解するに至つたのであります、現行政委員會は將來果して立派なる所の技師を聘して療病院を改革し、租界民の満足と與え得るものとの自信があらうか、若し改革が出来なかつた場合の行政委員會の責任は如何致しますか私は之を問ふのであります
佐野囑託が着任當時、行政委員會が新聞紙上に佐野氏の経歴を掲げ、其の技師を謳歌し、多年の懸案であつた所の療病院の診療機關の充實が出来たと、租界民を歡ばしたことがございませぬが、之はほんの一時の歡ばしに了つて、居留民と致しましては、尙から油揚を取られた様であります、行政委員會は居留民の福祉を念頭に置いて租界行政を處理して居る場合、斯の如き

(21)

馬鹿氣た所の人事行政があるてありませうか、特に現行政委員中には最高學府を出られた所の醫師の方が在ります、醫科學的の見地からして、病院の業務を常に監督して居られるのであり、又技師の技師も大体に於て承知して居られなす、若し之が監督が行届かすに、又技師等も知らない云ふならば、之は甚だ行政委員としての職務怠慢であつたと私は思ふのであります、若し、療病院の業務及坂本技師の技師、人倍を承知して居られたならば、今度の問題に當つて、正當なる判断を下し得て、片手落ちの所處分が行はる可きものであつたのであります、然るに、黨派的意識の濃厚なる彼行政委員は、醫師としての見地よりも、全く淺識なる判断の下に、他の行政委員を欺瞞して居留民の幸福を奪取し、加之租界に大なる損害を與えたのであります、醫師たる行政委員、良心があるならば租界民の爲めに謝罪をして預きたいのであります、若し正當なる處置であると信じて居るならば、こゝに明らかなる辯明を要求するのであります

次に衛生事項に就て、租界の衛生情勢を見ますと、年々多數の傳染病が發生して居るのであります、特にチフテリア、猩紅熱等はチフス、此の三つが最も多い所の傳染病であります、此のチフテリアに就きましては昭和二年以前の統計を見ますと、殆んどチフテリアと云ふものは天津になかつたのであります、然るに昭和二年以來俄然第一位に位する程の多數のチフテリアが發生したのであります、其の當時私は軍病院に居りまして、此の發生に就いて甚だ考慮心を致しまして、それで當時其の病氣の發生する所の病院は共立に殆んど限られて居りますので、私は共立の此の診斷の根據を甚だ疑ひを有らして、共立に診斷された所の直後の患者に就て

(22)

二三チフテリア菌の檢索を行つたのであります、然るに何う云ふ行違ひか私の檢査致しました所の結果に於てはチフテリア菌を證明しないのであります、尙其後多數引續いて發生致しました、租界に於ては之を一名共立チフテリアと稱して、寧ろ馬鹿にして居つた様な傾向があり、然し斯う云ふことは租界の防疫上甚だ明白くない傾向でありました共、然し當時の醫師の此の決定に對して何等抗議を起すことなく其儘経過したのであります、其後年を追ふて矢張りチフテリア患者が非常に多かつたのであります、只昨年僅かに五名の患者出したのみであつたと云ふことは甚だ歡ぶ可きこととあります、所が又最近俄然多數のチフテリア患者を發生するに至りまして、尙腸チフス、猩紅熱等以前より數多あり、然るに租界の衛生を担當して居る所の衛生技師が、何等之に對して其の原因の調査を積極的に行つたと云ふ事實を私は未だ聞いて居りません、凡そ此の傳染病預防上必要であることは、個人に對する免疫力の増進も勿論必要であります、夫れ以外に必要な所の調査が益々必要であるのであります、然るに之等の調査が全く行届いて居ないと云ふことが、一つは此の傳染病が何時迄も減少しないと云ふことになつて居りはしないかと思ひます、然らば租界は何故さう云ふこと言ふかと云ひますと、本事務報告に依ればチフス、種痘、猩紅熱等豫防と云ふことに關しては相當仕事はして居りますが、之に對して何の結末もやつて居ない、こゝに書いてあるのを見れば、ピリクチンを使用したと云ふ事實があります、然らば使用した所の、飲んだ所の人の内何人、ピリクチンを用ひて居なかつた者から何人出たと云ふことの事實を調査して居られない様であります、又猩紅熱の場合に於ても、感受性試驗、豫防接種をして居ります、然らば感受性の者

(23)

と不感受性の者とが如何なる差に於て此の罹病率に於て違ひがあるか、豫防接種を行つた者と行はなざる者は如何なる差があつたかと云ふことの調査が出来て居ない様であります、斯ることは要するに衛生行政事務の上から、只ほんの形式的にやつたものであつて、之を眞に租界の防疫上、居留民の幸福上に利用しようとする云ふこと、何等親切のない結果に外ならないのであります、今後衛生技師を招聘するに當りましても、行政委員と致しましては、先づ其の著任に當つて此の租界には斯う云ふ風な病氣が多くて何時も絶えないのであるからして、君は先づ斯う云ふ風な事項に就て研究して貰ひたい、斯う云ふ風な一つ調査をして貰ひたいと云ふことを圖られんことを希望するのであります、恐らく其邊の準備は現行政委員會に於て整つて居られるものと信じて居りますが、之は轉ばぬ先の杖として、之に關して準備が出来て居らば御返答願ひます、先程チフテリアに關して甚だ共立に對して無禮なことを申しした様であります、内地のチフテリアの統計等と、天津に於て起つて居る所のチフテリアと對照致しまして、當地のチフテリア必しも眞正のチフテリアばかりでないと思ひ、又斷言するのであります、實例を申上げて見ますとチフテリアは内地に於ては此の發生率と云ふものは、一万人に於て現在二人乃至三人の發生であります、然るに天津に於ては非常な多數に上つて居ります、之に反し死亡率は内地に於ける所のチフテリアは、約百人の患者に對して二五%の死亡率を示し、チフテリア血精を挿しても其の位であります、然るに此の天津に於ては其の十分の一に達してないのであります、之等の事實と、其他此のチフテリアと云ふのは所謂喉頭チフテリア

(24)

アのことで、其他の鼻腺チフテリア、其他喉頭チフテリア、斯う云ふ風なものに餘りあつた事實を聞きません、之等を見ますと或は眞のチフテリアであるか何うかと云ふことに對して私は疑ひを有つて居るのであります、尙現在に於ても極力之に對して醫師として此の檢査原因に付て、何れ迄信すべきものに就て研究を續けて居るのであります、之は行政委員諸君の前にも高言致します

次に結核であります、此の天津に於ける死亡者の統計を見ますと、一番多いのが肺結核と結核性疾患其内の大部分が肺結核、然るに肺結核の全部が十五才乃至四十才、三十九才迄の人間に出で居るのであります、其外胸膜炎も手度同じ年齢にあり、胸膜炎と肺結核とはお隣り同様に一緒にしても差支えないと思ふのであります、斯の如き胸膜炎、結核に因る死亡者が或年齢に限られて居るのであります、之に對しては何が原因があるのではないかと云ふ疑念が、前段でない素人の方でも起ることではないかと思ひます、まして租界の衛生に携はる所の技師等は最も着眼しなければならぬ點であつたではないか、然るに之に對して何の意見も加えてありません、私は之に就て將來行政委員の方が新技師の首任の場合には、之に對して研究の課題を設けられんことを希望して置きます、大體私の希望事項は之だけでありま

○森川照太郎 只今志村議員の演説を伺つて居りまして頭痛がして來ましたが、民會では普聲の高低の取締りがあるが、もう少し小さい聲でも聞えるのですから、志村君に希望するのです、議長から何とか高い聲で意見を述べられない様に取締つて貰ふ譯には参りません

いか(笑聲起る)

○行政委員長(岸田菊郎君) 登壇

恰も醫師會に於ける講演會が衛生講話を承つた様な気が致しまして、諄々と伺ひまして御高説
 参考になりましたことは少からん所であり、厚く感謝の意を表します。租界の衛生上、又
 疾病の豫防と云ふことに就きましては、保淨等之も民團の關係して居ります以上、衷心から之
 が成績向上に努力したいと存じます。従つて後任の醫者を發掘するに於きましても、此の點特
 に綿密に注意を拂ひまして、九大出身の神田共立醫院長、行政委員で居られます堀谷君、其上
 に東亞病院の田村院長にお諮りして、療病院の醫者を紛糾を告げた後でありますから、殊更
 防疫にも、豫防にも、臨床にも、其他各方面にも、醫務を扱つて頂くに於て都合のない様
 な、充分信頼、敬意を拂得ると云ふ方を呼びたいと云ふ精神で、目下設衛中でございますか
 ら左様御承知願ひたいと存じます。澤山御質問でありましたから、或は聞洩らした點があるか
 と存じますが、只今佐野醫師のこと口を極はめて御推察と申しますかお褒めでありましたけ
 れ共、決して現行政委員會は療病院の人事を取扱ひました上に、黨派的觀念、黨派的色彩を有
 つて臨んだことは總體にありません。之は少く共私は天地に俯仰して恥ぢないのであります。此
 のことは判然りと申上げて誤解のない様にお願ひしたいと思ひます。既に局を去られてお歸り
 になつた佐野醫師に今更随つても仕方ないこととあります。申上げた材料はございませうが
 此の席上では遠慮致します。然し現行政委員會は決して感情だとか、因縁だとか、黨派だとか云
 ふものに支配され、此の人事を決したのではないのであります。佐野君は先刻申上げた如く、

著任早々旬日を出てすして坂本醫師と多少の意見の違ひはあらうとも、坂本醫師の推薦を以て
 見えた方では先覺であり恩人であり、殊に御職掌が生命を扱はれる醫者であります。
 其の方が假令醫學上の智識、臨床上の御経験が深く共、公立病院たる、民團の配下に在る療病
 院の院長に對して、然も未だ囑託の位置にあつたのです。其の方が酒の上で酔拂つた揚句手が
 出たと云ふならまだしも、白晝然も事務所に於て、表には巡捕も居り、附近には吏員も居るの
 に手を出したと云ふこと既に至てを物語つて居るものでないかと思ひます。其外色々材料があ
 りますが、私は此の以上は申上げたことと存じます。坂本君のことに就きましてもお話を承
 りまして、遅れ馳せ乍ら辭々と頷かれる点もございませうが、それは見解の相違と申します
 か、貴方と他の全部、と云ふと抽象的でありませうが、多くの方とお考えが違つた所はなからう
 かと思ふ點もある、或る程人間のこととありますからして短所もありません。又善所もあると考
 へます。善い方から申上げれば、坂本君は防疫官としてコレラの發生の際には、職務とは言ひな
 ら身を挺して之が防遏に當られ、献身的に努力されたことは警察當局に於ても認められたこと
 として、然しそれだけで病院問題を簡単に片附ける譯に行かないと云ふこと、行政委員會は
 數回に涉つて慎重審議したが、處置に頭を悩ました結果、如何にも院長たるものが、さう
 云ふ事態を發生せしめたと云ふことは、網紀肅正の上から許されぬ、其の外にも理由はあり
 ますが、さう云ふ見地からも退職して貰ふことになつたのであります。二百回で佐野醫師が見え
 たと云ふことは租界の仕合せだと云ふこととありますが、私を始め外かの行政委員諸君も、實
 際二百回で囑託として來て貰ふことは、願つたり叶つたりであると思つて居たのであります。

所が登壇らんや御人物は期待を裏切らしめられたのであります。それから色々療病院問題で御
 非難もありました共、人間である以上必しも萬能、萬點ならざることはあると思ひます。
 坂本醫師の如きも防疫官としては寧ろ望ましい位の適任者であつたと考えられる節もあつたの
 でありませう。奈何せん治療とか、其外の衛生上の點に於て遺憾な點もあり、部下を統制引率
 して行くことに當つて、多少才幹の欠けた點もありませう。それを何故に始めから氣が附かな
 かつたかと仰せられます共、民團でも財團でも内地から人を招聘する時に、先づ推薦者、
 履歴、其他常識的調査を先づ良いとすれば呼ぶと云ふことになりませう。さう的確に
 奥の底を見透すことは實際困難で、必しも招聘した當時の行政委員會が租界に對して不忠實で
 あるとか、或は考えが散漫であるとか云ふ御非難は如何であるかと私は考へるのであります。
 結婚に於きましても充分に個人を以て調べたものでありませう。動もすれば見損ふたと云ふ
 位であるのでありますから、まして内地から醫者を招聘する時に、吾々が考へた程でなかつた
 と云ふことは、餘蘊ない仕儀でなからうかと存じましたので、一言釋明する次第であります。
 今回の事態に鑑みまして、今回招聘する醫者に對しては出来るだけ注意を拂ふ積りであります。
 それから中島君の共益會移属に就きましては、大變八益しく御議論でございますが、之は當時の行
 政委員會が極はめて大きな態度から、租界全般の福祉を増進し又發展に資し得る所以であると
 考へて、心好く勸奨したと云ふことに承知して居ります。況んや當局官憲の強要があつたのさや
 なからうかと云ふことに就ては、以ての外だらうと私は考へます。それは絶体になつたと考へま
 す。現に共益會に移られてから、同君は激忙の中に終始されて、商業學校の創立とか、青年會

又は専修學校、青年訓練所の創設等に就て一生懸命に活躍されて居る最中でありませう。又一方
 に於ては御承知の通りあの繁雜な低利資金の貸下に就て之亦一方ならず盡力されて居ることを
 信じて居ります。重ねて申しますが、決して行政委員會に於きましては、御心配になる様な黨
 派的觀念に捉はれて人事を取扱ふとか、それに伴ふ費用を損失するとか云ふ考へは毛頭ないので
 あります。此の點は御安心を願ひたいと存じます。(拍手)

○行政委員(藤谷信治君)

先程志村議員の御質問中に、現行政委員の中で醫師である者と云ふお話がありましたので、す
 れば先づ私だらうと思ひます。で私をお指しになつたこと、思ひますから、それに就て私はお
 答をしなければならぬのであります。お答する前に、志村議員は多分私を指して、ありま
 せう。連絡上さうらしいのですが、同行政委員が他の委員を欺瞞したと云ふことを言はれた言
 葉がありました。貴方にお答を致します前に、私としては決して他の委員諸君を欺瞞したこ
 とはないと心得ます。濃厚なる志村議員のお言葉としては甚だ當を得て居ないと思ひます。
 ○志村正三君 私は現行政委員會が斯る明確なる所の事實に對して、正當なる所の判断を下すこ
 とが出来なかつたことは、私は常識上之を考へられないこととあります。之に就ては恐らくは
 現行政委員中の醫師が、此の佐野、坂本兩醫師の間に起つた所の、醫學的問題に對する判断、
 それからして既に間違つて居たのではないかと、若し判断が間違つて居られたとしたらば、醫

(29)

者として甚だお氣の毒に思ふのであります。若し正確な判断を下すだけの説明を附けられて、之に對して斯る判決を下したと云ふことになれば、現行政委員諸君の大部分の、所謂認識不足の結果でありまして、此の何れか二つに歸着すること、私は信するものであります。そして之は恐らくは現行政委員が、斯の如き漫然識な方々が寄集つて居るのではない、恐らくは醫師たる行政委員が此の事實を説明するに當つて、嘘の事實を言ふたのではないかと私は存するので、それで欺瞞と云ふ言葉を使つたのであります。それを之を明確にする爲めに其の間の経緯を私が申上げて見たいと思ひます。此の佐野君が一月四日に着任されて以來、療病院の院内に居住して居られたのであります。院内に居住して三日に當つて、或る尿毒症を起した所の患者が、然も子供の患者が來て入院したのであります。それに對して坂本技師は、毒にもならない薬にもならない、據りも處方して其儘歸られた、患者は其時に尿毒症の爲めに痙攣を起して非常に苦しむ、それに附添つて居り見ると見兼ねた療病院の看護婦は如何うして宜いか分らないので、佐野醫師の所に来て何うしたものか聞いた。佐野君は行つて診て見ると尿毒症の爲めに痙攣を起して居る、之は大變だと云ふので合法的の手段として抱水コロラールと云ふ痙攣を止める薬を注入して痙攣を止め、之は尿の排泄の爲めに起るのだから、それに利尿劑を適當に處方して、然もそれにリンゲルか何かの注射を講じてそれで自分の部屋に歸つて來た、翌日坂本技師が來て其の處方を見て、之は誰が處方を書いたかと言ふので、看護婦は斯う云ふことと佐野先生が書きました、すると其の處方をパンと放り出して佐野君を呼べ、佐野醫師が來ると、君は一體子供に利尿劑を用ひて危険でないか、子供に利尿劑を用ひて宜いのか、と斯う言

(30)

ふたさうです、そこで佐野醫師は、此の佐野醫師は非常に温順しい人の前に充分に唾舌ることの出來ん入で、そこでは何とも言はずに、甚だ何うも悪うございまして、覚えておきますと返事をして歸つて行きました、此の間の事實は何れが正當かと言へば、當然利尿劑を處方しなければなりません、エンリもて放つて置くと云ふことは甚だ不親切であります、利尿劑を處方した方が正當であります、次に翌日ですか翌日かそれは覚えて居りませんが、何れにしても佐野醫師が看護婦に命じてリンゲル注射をする爲めに其の注射の準備をして居る時に坂本技師が來て、之は誰の命令か、佐野先生の言附ですと云ふと、そんなものをする必要はない、佐野にそんなこととする何の權限があるか、と云ふことと然も其上に佐野を呼べと又佐野醫師を呼び之に質問したさうです、然も其時に又リンゲルを浮腫のある子供に注射しては悪いじやないかと言つたさうです、素人の考であれば、リンゲルの注射をしたならば浮腫が増す様な感じが致されます之は素人の考でありまして、吾々の方から言へば利尿劑を使ひ、リンゲルか、生理的食鹽水の注射をして、尿の通りを促進させると云ふことが一つの方法であります、又佐野君は居ること云ふ場合に斯う云ふものを使つて非常に好い経験を心得て居りますと言ふと、間違つて居ることは間違つて居る、君は昨日も子供に利尿劑を使つて、と叱言を言はれたさうです、そこで佐野醫師は、之は此の人は大變常識を逸して居る、ことに依ると此の人は非醫師、即ち醫師たる所の免狀のない、或は醫師にして醫者のことをよく知らない所の醫者、さう云ふ風な感じを有つたと云ふことで、眞にさもあるべきで、單に佐野醫師のみならず、矢張り吾々も感じて居たので、其他天津中の大部分の醫者は同感だらうと思ひます、次に其の翌日か、其の所謂奉劇のあ

(31)

つた當日、其の時に何うして佐野君が呼ばれたか、それはよく覚えて居りませんが何れにしても呼ばれた、其時に佐野醫師は外來の患者の關節のレウマチスに痙攣の處方を書いて居たさうです、それを楯に取つて佐野を攻撃したので、餘り非常識でありましたからして佐野醫師が、さう云ふことを言ふのならば處方に就ては貴方こそ私に相談した方が宜いだらうと言つたさうです、何故さう云ふことと言つたかと云ふと、坂本技師は佐野醫師に、お前は何にも權限がないのだ、何で俺の指圖がなければ仕事は何にも出来ない、お前には何の權限もないのだと言つたので、佐野醫師はさう言ふと云ふと、私は日本の政府から立派に、勝手に醫者をして宜いぞと云ふ免狀を買つて居ると言ふたさうです、何生氣な馬鹿野郎と云ふ譯で所謂罵聲を浴せた、そこで流石に何時も温順しい様な人ではありますが、それ程の侮辱を加えられたらば鐵拳を振り廻す位、鐵拳を有つて居る男なら當り前だと思ひます、それで拳骨を振り廻さない様な男なら其方が寧ろ生理的の疑が深いのであります(笑聲起る)

(32)

斯う云ふ事實を見ますと、何れが正當であつたかと云ふことは、賢明なる所の居留民諸君は判断に苦まない所と思ひます、此の事實が、果して現行政委員の諸君の内に、何う云ふ風に傳はつたかと云ふことは私は疑問に思ふのであります、之が若し曲げて報告されたとしたならば、即ち先程私が申しました、醫師として又行政委員としての方が、他の行政委員を欺瞞して居つたと信するものであります

○議長(上野壽君)
時間が大分長くなりましたから、暫く休憩にしたいと思ひます
(午後十時十八分休憩)

午後十時三十二分再開
○議長(上野壽君)
引續いて今の質問の續きを致します

○行政委員(藤村信志君)
只今志村議員は奉劇と云ふお言葉を使はれました、成る程勇壯なる争闘で、活潑なる言語で療病院の奉劇の幕一くさりと云ふ物語りを聞かされたのであります、此の療病院問題の起つた原因に就て、志村議員のお考えては處方のことが根本を爲して居る様でありますからして、醫師たる私から他の行政委員を欺瞞したと云ふお言葉でありましたが、實はあの療病院の事件がありました後、理事は慎重に色々調査をされました、殊に伊地知理事は温情を以て吏員に臨んで居られる方でありまして、又岸田會長並に私共も同席で、坂本技師並に佐野醫師をば、別々

の日に民團に迄来て頂いて、其間の事情、又兩氏の辨明等を共に聞かして貰ひました、それで斯くの如く數回に涉つて色々と言長達りとも會合致しまして、行政委員に對しては伊地知理事並に會長から詳しく、此の事件に就て行政委員諸君の判断に誤りはない様に、懇切に御説明があつたのであります、其の時にさて何らかの醫師を置きたいは後で困るじやないかと云ふことを議したことがありましたが、其時に成る方から、私が醫師でありました關係上、其の處方に就て貴方は何れが非か、當然かと云ふことを私に言はれました、恰も私の答に依りまして其の兩醫師の技能等、其他色々ものを判断されるかの如き態度でありました、それで私は其の方に向つて、容易に此のことに關して批判することは控えさせて頂きたい、只醫師の技能を一處方を以て判断すべきものでないを申し上げたのであります、又其の處方のことに就きましては、兩醫師の言はれる所の考えがそれ、違つて居る、其の違つて居ると云ふことは何う云ふことにあるかと云ふと、之は志村君の言はれる如き、斯う云ふ場合には斯う云ふ藥を使つたら何うかと云ふ件でなくて、一方の坂本技師が處方に就て佐野醫師を詰問した態度は、佐野醫師が見た時に、今後治療に臨むに當つては、二人で處方のことに就てはよく相談の上でやらうてはないかと云ふ申合せであつたのであります、そのみならず坂本醫師から言へば、或一人の醫者が患者を診て居る、其の後で他の醫師が診る其の場合、例えば前の醫師の處方を變へる場合には一應相談すべきものではないか、此の點は所謂醫師道徳上の問題であつて、片方は實際来ててもありませんから、如何にも其の處方を批判された様にとつたらしいのであります、それで又坂本醫師も其の處方に就ては別に異見もあるものであります、之は今迄は民會議員の

議場で醫師會の議場ではありませんからそれは差控えますが、處方の點は只今申し上げた様な所から二人の争が起つたのであります、其の處方に就ての意見を委員から求められた時に私は差控えた様な次第であります、又先程會長の御答辯に就て少し補足して言はせて貰ひたいのですが、同じく志村議員に對するお答であります、矢張り療病院の今度の事件を、惹き起すに至つたのは、療病院の醫師を呼ぶに當つて人事行政がなつて居なかつた、斯う云ふお話であります、坂本醫師からお話がありましたから先に申しますが、前の近藤醫師が急に罷めると云ふことになつて、其際に理事の中島氏も、近藤醫師に暫く止まつたら何うかと云ふことを申しましたが、事情已むを得ず何うしても離らなければならぬ、斯う云ふことになつて、さう急に歸られることになると困る、いや後任のことに就ては更に御心配のない様に、と云ふ立派な御態度で、さうして見えましたのが坂本醫師であります、又次に佐野醫師を囑託として呼びましたに就ては、此のことは何時頃から起つたかと云ふことを申し上げたいのですが、長くなりませんから差控えます、今佐野醫師を呼ぶのに二百弗の金で、あれ程立派な者を呼んだのは行政委員の手柄だと申しますが、二百弗と云ふのは、こゝに述べた高瀬醫師並に引續いて木下醫師の二百弗と云ふ囑託料があるの、豫算の關係上それ以上に出ることが出来なかつたのでそれを基にして招聘することに致しまして、二百弗でお呼びすることになつたのであります、所が其のことも其の當時、之は前の行政委員會のことであり、其の當時問題になりましたけれども、成る程履歴の上から見ますと立派なものであり、佐野醫師を、之程立派な者を二百弗でお呼び出来たのは、之は事情あつたので、北支那に發展せんとする希望を有つて居られ

ることを聞いて、之は願つたり叶つたりでありますから、是非お呼びしたいと云ふことになつたのであります、さう云ふことで佐野醫師を御呼びするに至つたのは、前の此の囑託に就ては、實は表面木下さんが受けて居つて、事實は坂本君がやつて居たのであります、十一月後には一人の醫師を療病院に呼んで貰ひたいと云ふ希望があつて、其の希望に依つて前々から後任を探して居つた次第であります、坂本氏は自分の友人である、岩田と云ふ大阪の衛生課の方にお願いした、此の方は立派な方であるのだから此の方を信じて坂本氏は依頼した、殊に履歴も立派であるし喜んで居つた次第であります、所が其當時坂本君は知らなかつたのであります、愈々來るに臨んで其の方此の岩田と云ふ方が一面識もない人であつたと云ふことが分つたのであります、紹介の方より來ることになつたことが分つたのであります、坂本君は岩田と云ふ人を信じ居た譯であります、吾々は坂本君と岩田君と知合の仲であつて、其間で斯う云ふ立派な履歴の人を呼んだのだから、と云ふことで先を呼ぶに至つた譯であります、強ち志村議員の言はれる如く、非常に粗漏なものであつたと云ふお叱りは、其儘全部受けるに至らんものと私は思ひます、で重ねて私は温厚なる志村議員に、何うか先程申しました様な、私に對して欺瞞したと云ふ、あの言葉はお差控へを更にお願ひ致します

た、一部に粗漏であつたと云ふことに就て責任をお伺ひ致します

○太田領事 さつき志村議員からのお言葉でありましたが、中島理事問題に於て、監督官廳の民間行政に關する干渉があつた、斯う云ふことを申されましたが、之は私が今夕申し上げる迄もないこと、は思ひますけれども、念の爲め申上げて置きますが、當然監督官廳と致しましては内政干渉とか、彈壓とかさう云ふことは決してありませんから此の點は御安心なつて可然と存じます

○志村正三君 只今太田領事からの御答辯に依りまして、内政干渉のなかつたと云ふことを明かに言ふて下さいました、之で私は安心致します

○議長 (上野壽君) それで宜しうございませう、志村さん

○行政委員長 (岸田菊郎君) 重ねて志村議員から、佐野囑託招聘當時に、前行政委員會が粗漏であつたと云ふ風なお言葉がありました、當時の行政委員長は只今變つて居りますが、然し乍ら私も當時の行政委員に列した一人と致しまして、粗漏であつたと云ふことは認められるのであります、がベストを盡して、最善を盡して呼んだのであるが、結果謀らざるもことと志と相違したので、それを粗漏であつたとは思ふて居らんであります、其点念の爲め申上げて置きます

○志村正三君 只今會長からしてベストを盡したと云ふことを聞きましたが、何の程度にベストを盡したのでありますか、之を具体的に説明して頂きたい

(38)

○議長 (上野壽君) 最前お話があつた様に思ひますが、前任者の坂本醫師の充分に知られる岩田と云ふ人からの手紙があるとか、時事新報の方にも問合せで確かに此の人は適任であるとか云ふことになつたので其以上は中々日本に居る人のことであるから調べることは困難だと思ひます當民團としては甚だ不幸であり、行政委員も非常に遺憾に思ひますが、それから先は如何とも仕方ないと思ひます。

○志村正三君 それで佐野醫師を呼ぶ場合に、佐野醫師は豫備の二等軍醫であるとか云ふことを、私は極初めに於て耳にしたのであります、軍醫であつた關係で、之を今少しくベストを盡して萬全を期する爲めに、眞に租界居留民の幸福の爲めにベストを盡されたとしたならば、斯う云ふ風な關係からして、此の人物の如何を問ひ置することは至極簡單であつたのではなからうかと私は思ふのであります、それ等の點に付て行政委員會として、只坂本醫師の言を信じ、之を任用に決定したと云ふことは多少粗濁ではなかつたかと私は思ふのであります。

○行政委員 (植前香君) 先程から伺つて居りますと、現行政委員は總て本偶の棒と言はなければかりのお言葉を再三繰返し拜聴しました、私は行政委員に列して居る行政委員の一人として聲明する必要を感じます、成る程馬鹿かも知れませんが、本偶の棒かも知れません、志村さんから見たら實に下らない奴等に違ひありません、然し乍ら又、行政委員にならなかつたら斯の如き罵倒も蒙らなかつたと聊か残念に思つて居ります、然し乍ら其の理由を伺つて、實に以て志村さんが如何なる人物であるかと云ふことも略考察が出来たと思ひます、此の意味に於て自ら慰める點があるのであります(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり)

先程からお伺ひして居りますと、志村さんは人間は技術ばかりではない、人物本位でなければいけないと云ふことを高調なされた様であります、然るに療病院のことは何所迄も、技術本位技術ばかりを尊重するかの如く私には受取れませんでした、堀谷先生が吾々を欺騙したと云ふ様なお言葉でありましたが、成程醫者の技術の問題は吾々は分りませんが、貴方に言はせれば欺騙されたかも知れませんが、然し乍ら吾々が人事問題を議する上に於て、單に技術上の問題にのみ拘泥して吾々判断を下して居りません、技術も必要であり人物も必要である、吾々は之等に依つて判断をするのであります、然し乍ら先程も會長が言はれた如く、招聘されて来て旬日ばかりして上司を殺す、私は斯の如き人を決して健全なる人物だとは思へないのであります、恐らく行政委員全員さうだと思ひます、又醫術のこと就てこれこれお話がありました、僅か一事の取扱ひを以て全技術を判断する如きさう云ふ單簡なる處置なら吾々とて於て人物を高調するのではありません、此の意味に於て志村さんの仰ることは、何うも一面に於て人物を高調するかと云ふと、一方に於ては技術方面のみ仰る、少しく精神上の平衡を失つて居ないかと思ひます此の意味に於て、まだ少し許り吾々の方が良かないかと思ひます、まア吾々行政委員に任しても御心配はないと思ひます、御安心願ひます。

○志村正三君 只今私に精神上に云々を言はれました、苟くも陸軍々籍に身を置き、一等軍醫として一昨年迄軍職にあつて大した過失もなかつたのであります、又現在東亞醫院に於て多數の

(87)

人命を取扱つて居る志村であります、之に對して精神上に云々と云ふことは如何なる言葉でありませうか、私に此の言葉を全部容れられることになつた場合、之を新聞に依つて租界民全體に知られたらば、私の全ての名譽は否定されるのではないかと云ふ疑念があるものであります、苟くも私は醫師であります、人の大切な生命を取扱つて居るものに對して餘りに行政委員と雖も不禮な言葉を使つて怪しからん(笑聲)斯の如きは取消すとは後で言ふだらうけれど、私が言つた人格、坂本醫師の人格、佐野醫師の人格、此の人格を云々したことは之は一つの議論であつて、物の表裏を論ずるので、此の問題を論じて居たら一年掛つても三年掛つても決して議論は盡きないし、又論ずる必要がないから敢て言はん、然し今行政委員に對して木偶の棒と言つたか、馬鹿と言つたか、若しそれを木偶の棒と言つた様に、又馬鹿と言つた様に聞いたら行政委員があるならば、恐らくは錯覺か何かあるのではないかと信ずるのであります。

○議長 (上野壽君) 療病院問題に對して大分質問でありまして、志村議員から御注意もあり、又御希望がありました、さう云ふことは既に大体趣意も徹底した様に思ひますから、外の質問に移つたら如何うかと思ひます(「賛成」と呼ぶ者あり)

○志村正三君 今志村に精神異状と云ふことを言はれたのであります、何か辨明して頂かんと私は今日限り此の天津に居られなくなるのであります(笑聲)

○行政委員 (植前香君)

(40)

私は精神に異状があるとは申して居らるので、精神上に平衡を失つて居ると言つたのであります、斯う言ひ出した私も、矢張り時々精神の平衡を欠く時があります、或は怒つて見たり、或は泣いて見たり、斯う云ふことは精神上に平衡を失ふ爲めと思ひます、私は貴方を馬鹿であるとか氣狂であるとか言つたのであります、だから其儘諒解して頂けば釋然として解けるだらうと思ひます。

○志村正三君 精神上平衡を失つたこと、精神病と私は其の見解に苦むものであります、之は大變難しい問題であります、此の言葉は私は穩當でないと思ひます、私は一寸も精神上に平衡を失つて居ないと思ひます。

○議長 (上野壽君) 結局それで何う云ふ風にすれば。

○志村正三君 精神上平衡を失つて居ると云ふ言葉を取消して頂きたい。

○行政委員 (植前香君) 私は精神上に平衡を失ふと云ふことは差支えないが、いやに志村さんが取消せと言はれるから、取消しても一向差支えありません。

○議長 (上野壽君) 次の質問に移ります。

○殿治部一郎君 先程會長の御説明がありました、請願の件を、順々に行きまして第二の警備問題に對して、願書も出し、又松隈事務官が見えましたこと迄報告されて居りましたが、行政

(89)

人命を取扱つて居る志村であります、之に對して精神上に云々と云ふことは如何なる言葉でありませうか、私に此の言葉を全部容れられることになつた場合、之を新聞に依つて租界民全體に知られたらば、私の全ての名譽は否定されるのではないかと云ふ疑念があるものであります、苟くも私は醫師であります、人の大切な生命を取扱つて居るものに對して餘りに行政委員と雖も不禮な言葉を使つて怪しからん(笑聲)斯の如きは取消すとは後で言ふだらうけれど、私が言つた人格、坂本醫師の人格、佐野醫師の人格、此の人格を云々したことは之は一つの議論であつて、物の表裏を論ずるので、此の問題を論じて居たら一年掛つても三年掛つても決して議論は盡きないし、又論ずる必要がないから敢て言はん、然し今行政委員に對して木偶の棒と言つたか、馬鹿と言つたか、若しそれを木偶の棒と言つた様に、又馬鹿と言つた様に聞いたら行政委員があるならば、恐らくは錯覺か何かあるのではないかと信ずるのであります。

○議長 (上野壽君) 療病院問題に對して大分質問でありまして、志村議員から御注意もあり、又御希望がありました、さう云ふことは既に大体趣意も徹底した様に思ひますから、外の質問に移つたら如何うかと思ひます(「賛成」と呼ぶ者あり)

○志村正三君 今志村に精神異状と云ふことを言はれたのであります、何か辨明して頂かんと私は今日限り此の天津に居られなくなるのであります(笑聲)

○行政委員 (植前香君)

委員が三人誰に誰か知りませんが、又理事も懇話せられたことは非常に有効なることに存して居たのであります。それで其の時に松隈事務官がそれに對して、勿論出張で来たのであつたから、何う云ふ風にするかと云ふ様な言葉はなかつたのでせうが、略ぼ見込があるか無いかとか、お話の中にあつたのでせうから、見込があつたか無かつたか、やつたと云ふことを事務報告で御説明になる以上は、それに對する何うなつたかと云ふ結果を御報告して頂きたい、同じく駐屯軍に對する諸願は何うなつたか御返事があつたか無かつたか、それを序でにお伺ひ致します。それからもう一つ課金徴収の件ですが、之は時間をとると思つて、私は民會前に貴方にお目に掛らうと思つて民會に参りましたが、居られないので理事に申上げて置いたのですが、略ぼ分りましたし、時間をとりますから疑問は避けて置きます。只一つお伺ひしたいのは、今の御説明に依ると、事が重大であるのだから目下研究中と云ふことではあります、今此の報告書を見ますと、滞納者を処分する方法が決定して居るのであります、之の取扱に就ては種々研究中であると云ふことではあります、此の事務報告の五十頁の所を見ますと、「國稅徴収法を適用すべく」と云ふことになつて居るが、之で行くと適用しやうとしたが、然し幸ひに收まつたから適用しなかつたと云ふことになりませんが、さうすると今會長の仰つたのと違ふ私の聞き様が悪かつたのか知りませんが、何ちらが本當でございませうか、國稅徴収法の適用は安心して出来るのですか、行政委員會に一寸お伺ひ致します。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

警備費補助費に就ては、單に請願したに止まり、其の見込云々に就ては説明がなかつた。

云ふ御質問であります、素より御願致しまして其の實現の日の來る事を望んで居るもので宜ろしい引受けたと云ふ様な具體的なお話は何はなかつたのであります、其の事は早速にはお伺ひする事は出来ないと存じまして、將來を願ひしてお分れたのであります、然し頼んだ以上は今後共、此の目的の達成せられん限り、此の事を希望しつゝ、之に邁進して行かうと考へて居るのであります、それから課金の滞納者に對する處分に就ては、御質問が御座りましたが、要するに居留民の選挙権の剝奪を目的とするものでなく、課金の滞納を出来るだけ少くして行きたいと云ふ事で徴収状況を、より好ましい状態に置きたいと云ふのが、もとゞゞ吾々の希望し且研究すべきものであらうと考へまして、しきりに徴収人員を派して督促せしめたり、場合に依つては領事館にお願ひして、論示的に話して頂くと云ふ方法も講ずる事を考へたり、又一面何うしても拂はない方に對しては遺憾なく最後の方法を執る外ない、其の場合には各内地市町村の例を調べて、それに準據して然る可くやつて行きたいと云ふ考へて、目下研究中であるのであります、國稅徴収法と云ふことに決めたことと云ふ事は言はなかつたことと承知して居ります。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

○行政委員長 (岸田菊郎君) 之は、本當か本當か知りませんが、何か其時に警備費の補助は到底難しいとかさう云ふことを言はれたとか、そんなことはありませうか、それからもう一つ今の徴収の所、す可きだつたのでありますが成績が好かつたからするに至らな

つた、それならば研究する餘地もない、すぐやれるじやないかと思ひますが

○行政委員長 (岸田菊郎君) 國稅徴収法を適用することになる可き性質のものを、さうなれば貴方がたの不名譽だから、是非此際奮つて拂つて頂きたいと云ふので、國稅徴収法を適用すると云ふ意味ではない

○行政委員長 (岸田菊郎君) それ以外に研究して居ると云ふ意味ですか、こゝには國稅徴収法を行はうと思ふたが、成績が好かつたから履行するに至らずしてよかつたと云ふ風にとれるが、徴収法をやることが決めて居るが、非常に重大な結果を及ぼすから今慎重に研究中だと云ふ御説明と一寸違ふが、其の点何うも判然りしないが、國稅徴収法以外に何か良い方法を考へて居るのですか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 別に考へて居るのであります、詰り實情に即して、之を此處適用することは困難な点もありませんからして、其他の方法で善處すれば之に越したことはないの、其の点も合せて考へて居るのであります

○行政委員長 (岸田菊郎君) 之は國稅徴収法をやつては非常に重大だから考へて居るのです

○行政委員長 (岸田菊郎君) 凡て其点引括めて目下研究中であります

○行政委員長 (岸田菊郎君) 之は、其の報告を見れば、やらうと思つたが然し金が收つたからやらなかつたか書いてある、一方はまだ研究して居る、一方はやらうとした、それは矛盾して居りませんか

○行政委員長 (岸田菊郎君)

矛盾はして居りません

○行政委員長 (岸田菊郎君) 此の報告書では既にやらうとしたが成績が好かつたからやらなかつたか、或は報告書通りとすれば七年度の分に對して、七年度でも八年度でも同じですが、其の考へてやつたのなら何も研究される必要はないと思ひますが

○行政委員長 (岸田菊郎君) まだ何も決定して居りません

○行政委員長 (岸田菊郎君) 此の報告書では既にやらうとしたが成績が好かつたからやらなかつたか、或は報告書が少し違ふて居ると云ふ譯でありますか、それ共やらうと云ふことは確定的のものであります、此の適用しやうとしたと云ふことは、成績が悪かつたら徴収法を行つて居たと云ふ反面になります

○行政委員長 (岸田菊郎君) 決定したとは私は申上げて居りませんが、又事務報告でも適用することに決定した譯ではありませぬ

○行政委員長 (岸田菊郎君) 行ははうとしたが成績が好かつたから行はずに済んだと云ふことは、若し之迄成績が悪かつたら行つたと云ふ反面になりはしませんか、それでもまだこちらは研究して居ると云ふのは少し矛盾して居りませんか

○行政委員長 (岸田菊郎君)

(45)

已むを得ざるものに對しては國稅徵收法を適用致すより仕様が無いのですが、より好き方法があれば、自治體のこともありますし、さう云ふ強制方法を執らずにやりたいと云ふ考へて、内地の徵稅法も調べ、且つ領事館等に依り、別な方法で以て成額を擧げ得るやも分らないと云ふことを申し上げたので、又事實其通りであります。

○ 澁谷一郎君 徵收法以外の方法を研究して居るなら別な方法ですが、此の事務報告は矛盾して居りませんか。

○ 田村俊次君 もう時間も十一時過ぎになりますから、こゝらで明日に延したら何うてせう。

○ 議長 (上野壽君) 時間も餘程遅くなりましたから、今晚之て事務報告の質問は打切ることにしては (拍手)。

○ 田村俊次君 質問を打切るのですか。

○ 議長 (上野壽君) 今晚で打切つて了ひたいと思ひますが、また何か。

(質問がありますが、あと二十分程お願ひしたいのですが) と云ふ者あり。

○ 田村俊次君 それならばもう少し、今二十分やつて呉れと云ふこととありますから、何うぞ發言をお許しになつて下さい。

○ 菊地新一君 私は租界の衛生のことに就て、最近大分調査しましたことを申し上げたいと思ひます、それは私共の家庭では支那人の、支那人とは八百屋であります、始終日用品を買つて居るので、其の八百屋に、先月(二月)の七日、場所は芙蓉街であります、其所に今正に搬入せんとする天然水を発見したのであります、私は其の天然水を一部買つて參りまして、何うして賣つて參りましたかと申しますれば、餘りに不潔でありますから、其の一部を軍病院にお願ひして、又一部を私自身折致しました、其の結果、軍病院の方へお願ひした所の報告書がこゝにありますが、それに依りますと、成績を一寸申上げます、時間も無いと思はれるので簡単に申上げます、外觀は非常に不潔である、それから土砂を非常に混じて、味は無い、感應は中性アンモニア、硝酸等は検出しません、鹽素が七・五程、過マンガン酸カリ消費量約七、硬度一四、細菌落數一千八百五十で非常に多いのであります、大体菌は四十程であります、此の事實を讀みまして斯う云ふ危険な水を飲食店に現に運んで使用して居る此の事實から推して見ますれば、天然水の取給りは行はれて居ると思ひませんが、現在に於ては斯の如き非常に發ぶ可き性質の水であります、今後益々腐くなるに於て、此の水を使用する結果に依つて及ぼす衛生上の危険は非常に大きいものと思ひます、此れに就きまして行政委員會長は、何か御決心を有つて居られると思ひますが、其の御決心を伺ひたいと思ひます。

(46)

○ 行政委員會長 (岸田菊郎君) 只今御質問の天然水をば租界内で販賣して居る事實を見たことと云ふことですが、此の問題は人造水に關する命令も緩和せられて居る今日、行政委員會として干渉すべき性質でないと思ひます、公衆衛生の上から必要があれば、警察の方面のお取締りを願ひたいと思ひますが、素より人造水の方が衛生に好いと云ふことは今更喋々要すべきものでありませんが、只私は流行病の流行ら

(47)

んとする夏期に向つて、天然水が少く共食糧に多量使はれると云ふことは其だ遺憾に考へるもので、若し不潔とか非衛生であるとか云ふことで、天然水の使用に就て御希望があれば、警備當局とも御相談して善處する用意は有つて居ります、それ以上は申し上げ兼ねます。

○ 菊地新一君 天然水は成る程警察の方で取締るべきものに相違ありませんが、之は言ふ迄もなく租界の衛生問題に關することとありますから、何うか希望として行政委員會の方から警察の方に對して、さう云ふことにお願ひ致したいと思ひます。

○ 田村俊次君 遅くなつて済みませんが、一寸一つお願ひ致します、其後滙業銀行の預金の問題は如何になりましたのでせうかそれをお願ひしたいと思ひます、今一つは豫て色々問題のありました、新街の舊菜市場の跡は空いた儘になつて居りますが、只今見ますと端の方に平屋の、尤も支那人であります、屬々しく看板を上げて居るものが開業をやつて居ります、あれは何う云ふ譯のものか貸上げになつたのでせうかお願ひ致します。

○ 行政委員會長 (岸田菊郎君) 民團の回收不能に陥つて居ります滙業銀行の預金のことに就ては、滿洲事件の進展に伴ふて多少間接に見込めるやうに考へられる節もございますので、目下其邊研究して居るのであります決して其儘取れぬものだらうと云ふことで放かして居るのではありません、それから市場跡のことに就ては理事から説明致します。

○ 理事伊地知吉次君 私からお答致します、其後時効の切れない様に中島理事時代から度々交渉文書を以て交渉して居るのであります、昭和六年の四月十四日附を以て中島理事から……

(48)

○ 行政委員 (平井久一君) 手前から一寸存じて居りますことだけ申し上げたいと存じます、舊野菜市場の空地の隅を一寸使つて居りますが、あれは民團が前に有つて居ります時分に貸して置いて、それが共益會の方に移つて其の儘になつて居るので、其の共益會土地を民團の方が、埠頭に附屬して又入用でないかと云ふことで借りて居るのが御承知の通りなんです、只あの一部だけに限つて共益會から、あの現在使つて居るものが借りて、そして其の地代を共益會の方に收めて居る。

○ 田村俊次君 是は民團に關係ないのですな。

○ 行政委員 (岸田菊郎君) だから民團が特に使用する時には話して退かせることと云ふ考へはありますが、現在別に何もありませんし、元からの賃借上又向ふが共益會の方に地代を拂つて居るのでありますから強て退かせる譯に行かないので、其儘になつて居ります。

○ 田村俊次君 お話がよく分りました、如何にもみつともないものでありますから、共益會の貸されて居るものを民團からとや角云つても始ませんが、道路からも大分引込んで向ふの方の塀に沿ふた、支那人の最も不細心な家が出来て居り、看板だけは誠に綺麗なものが出て居りますが古品か何か賣つて居るので、あ、云ふ見つともないものは何と共益會の方にも御相談出来ないのでせうか、是非何とかお願ひしたいのです。

○ 行政委員 (平井久一君) よく考へた上で……

○議長(上野壽君)
それでは之を質問を終つたものとして、今晚は之を閉じたいと思ひますが、それに御賛成の方は(拍手)
それは事務報告の質問は終り、明日から議事日程に入ります(拍手)
(午後十一時三十分閉會)

昭和八年第二十六次居留民會通常會議事速記録

昭和八年三月二十四日 於 公會堂

- 第一、昭和六年度居留民團歳入出決算承認ノ件
第二、昭和六年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件
第三、昭和六年度特別會計減債基金歳入出決算承認ノ件
第四、雜種課全條例中改正ノ件
第五、工部費徴收條例中改正ノ件
第六、天津日本義勇隊規程改正ノ件
第七、民間診療所藥價其他諸料金條例廢止ノ件
第八、療病院諸料金條例案
第九、天津共立學校補助金ノ件
第十、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案
第十一、昭和八年度居留民團歳入出總豫算案
第十二、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案
第十三、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案

出席議員(四十九名)

- 議長(上野壽君)
○午後八時二十五分
○議長(上野壽君)
之から開會致します、今日御出席が四十四名でございます、議事日程に今晚から入ることになりました
第一、昭和六年度居留民團歳入出決算承認ノ件
第二、昭和六年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件
第三、昭和六年度特別會計減債基金歳入出決算承認ノ件
此の三つを一緒にして議題に致したいと思ひます
○行政委員(平井久一君)登壇
只今議長からお話のありました様に、三つに就て御説明申し上げ様と思ひますが、お手許に差上げてあります印刷物を御覽下されば、大体の説明は備考欄に書いてありますからお分りにならうと思ひます、尚御質問のございました所に就きまして一々御答申上げたいと思つて居ります、何うぞ御承知置き願ひます、但し六年度の歳入經常部の家屋課金の減少が二萬二千四百一十一冊三十五仙になつて居ります、非常に豫算と喰違ひがありますが、之は六年度に於きまして、課金を百分之三を百分之四に上げました結果、非常に其所に狂ひが生じまして居留民の負担が餘りに急激に重過ると云ふことでありまして、自用家屋に對する貸賃價格の見積りを便宜な取計

(58)

らひを致しまして、減らしたものでありますから斯う云ふ結果になつたのであります
○鑑治郎 平井さんに一寸お伺ひ致しますが、經常部歳出第十三款の豫備費ですが、之は
まあ此の通りなんでしょうが、之は前の豫算と云ふのは五萬五千九百九十一圓と云ふもので、決
算額を二萬六千零五十圓にして、比較減二萬五千五百四十一圓と云ふのが本當じやないでせう
か、豫算を減して居るのは訂正する様な感じになりませんか

○行政委員(平井久一君)
お答申します、之は一應鑑治郎議員のお話の様に御尤もでございますが、下の摘要欄にありませ
通り、之は外かに廻はしたので、そして之を豫備費の金額を訂正致しまして、こゝに乘せたもの
てあります、あとて領事館の御認可を受けまして豫算を改めた譯であります、左様御承知置き
願ひます

○議長(上野壽君)
外かにありませんか

○志村正三君 水道費に就てお伺ひ致します、水道費の此の中に水道代が相當に多額の支出をし
て居る様に見えますが、水道を圍管にすると云ふことは、多年の計畫の様に聞いて居ります、
水道圍管と云ふことは衛生上の見地から、軍事上の見地から、又民間の財政上の見地から言つ
て非常に利益の機に思ひますが、之に就て何か

○議長(上野壽君)
それはもう一つの、八年度の豫算の時にお話願ひます、こゝでは決算を認めるのでありますか

(54)

ら、外かに御質問は

(「議會省略」「質問ナシ」と呼ぶ者あり)
御質問がなければ議會省略可決確定と云ふことに致して宜しうございますか

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)
○議長(上野壽君)
さうしましたら日程第四

○行政委員(岸田菊郎君)
雜種課金條例改正ノ件

御説明申上げます、本案は民間の法規類聚の第七十四頁の遊藝場に對する雜種課金の等級が、
最高銀五百弗最低三弗迄七階級に區分されて居りますのを、實際上今少し小刻みにするの必
要を認めまして、之を八階級此の上を増加致しました、即ち現行等級區分を合理化せんとする
のであります、又各地に般盛を極めて居りますダンスホール、昨年来當地にも擧頭致しまし
て、旭街の月宮ダンスホール、中原公司の巴里ダンスホール、壽街の金船ダンスホール、此の
三ヶ所は當局に於かれましても研究されました結果、營業許可を與えられることになつたので
あります、従つて之からダンスホールに居りますダンサーに對しまして、研究の結果課金の
負担能力のあるものと認め、こゝに本項目の新設を試んとする次第であります、區分は一等か
ら四等迄でありまして藝者に對する課金と同様の程度にしたいと考へてあります、何うぞ御
協賛をお願い致します

(55)

○議長(上野壽君)
御質問がありましたら何うぞ

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)
○議長(上野壽君)

御質問がなければ何か御異見がありましたら仰有つて頂きます

○鑑木幸平君 此の雜種課金條例と云ふ所に於きまして、土地使用料と云ふものは雜種のもの
あると思ひますから、此の條例の方に附くものでせうか、若しそうでありますたら一寸お伺ひ
したいと思ひます
此の法規の八十五頁の所に道路使用料と云ふ條例がありますが、此の條例の料金を對して思ひ
付きましたものですから、お伺ひしたいと思ひますか

○議長(上野壽君)
それは道路使用料ですから之とは別です、外かに御異見もない様ですから、議會省略可決確定
にして異議ありませんか

○議長(上野壽君)
それでは可決確定と致します

次は日程第五
工巡費徴收條例改正ノ件

(56)

「但シ前項ノ賃貸價格時價ニ比シ著シク不當ナリト認ムルモノハ特ニ課金調査委員會ノ査定若
クハ認定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定スルコトヲ得」
と云ふ但書と、附則に左の一項を加ふ
「本條例ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」

○行政委員(岸田菊郎君)

本改正案は、賦課標準である第二條の附則に示してあります、負担者の住家又は使用家屋に對
して、賃貸價格を標準とすることになつて居りますが、實際賦課上著しく不公平と認める時
に、第四條を活用して賃貸價格に對しても價格を推定したことがありますが、本税の新設當
時に於ける第二條の精神を説明するに當りまして、當時の記録を調べて見ますと、事實賃貸
されて居るものに對しては其の價格に依ること、それから自分の建てた家屋、又は建てた家屋
に自分が住んで居る者に對しては、推定に依ると云ふことになつて居るのであります、推
定價格に依つて賦課するのは不當である、斯の如き不公平が屬々負担者から出まして、執務上甚
だ當惑する場合があつたのであります、それで其の都度第四條の適用範圍であると云ふので
此度第二條に但書を設けて、即ち賃貸家屋の者に對しても徴税上非常に不都合を感じますので
乃至十數年前に相當繁華な道路に家を借りて居つて、今日尚非常に商賣が都合よく、而も家賃
は其のお隣の最近に借られた人に比べますと、二倍も三倍も違ふ家賃を拂つて居ると云ふ様な
向に對しては、所謂特別の事情ありと認めたと云ふ譯で、推定に依る新課金の徴收方法を

(58)

(57)

執りたい、以て一般税制上の均衡を保ち、公平を得る様にしたい、斯う云ふ見地から今回の改正案を出した次第であります、要は現在の取扱方法と別段變りはないのであります、其實際には臨んで執務上の便宜を得られる様にしたいと云ふことに外ならぬのであります、何うも此の意味を御諒解の上で御協賛あらんことを希望致します

○清水幸三郎君 此の工巡費の賃賃価格に就て著しく不審と認めると云ふことは、無謂之は推定された價格より安い家でせうか、それとも高くなりましたか、推定より高く家賃を取つた場合ですか又は安く家賃を取つたものに對して斯う云ふものをするのでありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 推定より安く拂つて居る向に對してする精神であります

○清水幸三郎君 然らば事實安く貸して居つて、家主は僅か二十圓か三十圓で事實貸して居るものを、若し調査委員會に依つてそれを高く推定されたら、申告は事實であつても安過ぎると云ふ推定のあつた場合に何うなるのでありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) それは家主は關係なしで、使用家賃の賃賃價格を標準として、營業を営んで居ない者に對しては百分之一以上百分之五以下、營業を営んで居る者に對しては百分之三以上百分之十二以下と云ふことになつて居ります、此の所謂範圍に於ける調節をうまく實際に運用して行けばそこに無理はなからう思ふのであります

○清水幸三郎君 若しそれが事實であつて、家主に關係がないと言はれるが、家賃にも事實さう云ふ事がある可きものであります、實際に皆さんは五十圓と推定されても其家賃は二十圓しか賣つて居ない家主の家賃は何うなるのでありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) それは家賃税とは關係ありません

○清水幸三郎君 民間全體の収入から言へば關係が起るだらうと思ひます

○行政委員長 (岸田菊郎君) もう一度御説明願ひたいのですが

○清水幸三郎君 工巡費は家賃に關係ない、營業と工巡費は推定を任す、さうすると家賃が同等の場合があつたら何うなるのでありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 私から一寸申し上げます、清水さんは未だ此の意味が本當に分つて居ない様に受取れますが、之は工巡費を負担する人に對しての工巡費で、今會長から御説明の様に家賃が十年も前に、十五年も前に借りた儘の家賃で三十圓である、所が其の隣の最近に借りた人が百圓拂つて居る、同じ位の家であつて片方が三十圓、片方は百圓拂つて居る、それに対して營業税を掛けるとする、營業の方から言へば甲乙二軒が同じ位を負擔して貰ふと云ふことで、こちらの課金調査の方でさう云ふ査定をして、行政委員會が見ると云ふ風に認定します、所が工巡費が此の條例から行きますと、標準が賃賃價格が基になつて居りますので、そこで第四條を無理に適用して、さうして公平を保つ様な方法を講じた、所が之には斯う云ふ疑議があるものでですか

(60)

(59)

ら、斯う云ふ疑議を取り去る爲めに第二條の第二項として但書を加えますと、さうすると現在の家賃は三十圓で借りて居つても、隣の同じ様な家が百圓に上つて居る、斯う云ふことになれば課金調査委員會で査定してそれを同じにすることも出来る、然し乍ら之は家主に對しての家賃課金には何等影響のないものであります、工巡費だけに當るものでありますから其の点御了解を

○清水幸三郎君 家主の方にも同じ様な關係が起る、賃賃料を標準とするのだから同じ家賃を貸しても五十圓の所も六十圓の所もある、賃賃料を標準として掛けるのだから關係があります、まア何うても宜しいが一寸伺つて見ただけです

○議長 (上野壽君) 外かに御質問ありませんか

○橋本鐵太君 只今清水議員のお話に就て平井行政委員に御説明して頂きましたが、工巡費なるものは御承知の通り支那人に賦課するもので、こゝで荒立つて申可きものでありませんが、此の工巡費徴收條例の第二條の第二項として加えられる趣旨は、此の徴收金を多くせしめる積りでありませんか、或は公平ならしむる爲めに設けられるものでありますかと云ふことを、判然りと御説明あらんことをお願ひする次第であります、と云ふのは今迄百圓の家賃であるのを、行政委員會或は調査委員會の査定がそれより以上の場合には多くする、或は少ない場合には少くすること、家賃を標準とせられないと云ふ原則であるか、或は一般から之が公平であるかと云ふことであるのか、之は何れでも理由はつく筈でありますから、此の點詳しく御説明あらんことを希望致します

○行政委員長 (岸田菊郎君) 因より収入増加を計るのは本來の目的でない、徴收上の公平を期したいと云ふのが主眼であり、只今も平井君から御説明があつた様に、同じ道筋で同じ位の収入を受けて居る家で、而も一方は推定價格に依らないと云ふ爲に、所謂實際の賃賃價格を標準とした結果、大變其所に不當が生じて来る場合があるのであります、さう云ふことに専ら但書の精神を活用して、課金調査委員會の査定若くは認定に依つて適切に課税したい、工巡費を課したいと云ふので、其外別に特殊の意味があるのではありません

○清水幸三郎君 公平を期してやる御方針は結構ですが、家賃に差があつた場合は何う云ふ方法でやりますか、商會は同等で家賃がこちらは十圓の家賃、片方は五十圓の多額の家賃を出して居る、斯う云ふ場合税金を減額する意志でありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) お話の通り、實際に當つて多少負担者の方から言へば無理と思はれる点も生ずることはなきにしも非ずとは考えます、然し乍ら此の精神は賃賃價格に依らなければ、課税の標準を極められないと云ふ第二條に判然りと載せてあつては、そこに何うしても公平と云ふことが保ち難く、矢張り差があれば高き方の家賃を拂つて居る方に準して然る可く認定し課税しやうと云ふことに考へて居るのであります

○橋本鐵太君 只今の御説明に依りますと、之は私は分つて居るのであります、若し假りに十

(61)

團の家賃の家に住んで居るものがあります。假りに百圓の家賃に推定すれば、之を工巡費に換算すれば非常に高いものとなります。一般から見れば十圓の家賃ではないと推定した場合に、百圓として工巡費を課するか。法文通りに課すれば十圓の家賃であると云ふとすつと安くなる。之等の消極的積極的方針を意味して居るか質問したのであります。

○行政委員 (平井久一君)

それは、に第二條の賃賃年額の百分之三以上百分之十二以下とす、と斯う云ふ風な比率があつて其幅が廣い、幅が廣くてさうして同じ様な家であれば、其の商内の工合に依つて賃賃價格と比較研究して、さうして片方の方は百分之三で宜い、然し片方の方は景氣が好いか百分之十二を課しても宜い、と云ふ幅を設けてありますから、之で公平に行く様に按配出来る様になつて居るのでありますから、何うぞ御承知願ひます。

○議長 (上野壽君)

外かに御異見ありませんか

(「ナシ」と呼ぶ者あり)

讀會者昇して差支えありませんか

(「賛成々々」と呼ぶ者あり)

○議長 (上野壽君)

それは省略して可決と致します
次は第六

(62)

天津日本義勇隊規程改正ノ件

○行政委員長 (岸田菊郎君) 登壇

議題の趣旨に就て概略説明申し上げたいと思ひます。昨年の通常民會の決議に基きまして、行政委員會は先の報告書に書いてございまして、義勇隊の組織改正委員會を設けまして、それに依つて改正の成案を定め、更に法規調査委員會並に行政委員會の決議を経まして本案を、に提出する次第であります。改正の主眼は警備班員の資格を限定したること、役員任期を定めたること、隊員に對しては非常召集を行はざることを原則とする、と、規程面の體裁を整はせたり字句の修正をしたること、訓練と動員規定は従來行政委員會の決議規程なりしもの性質一部的なるを以て、隊長に於て之を定め行政委員會の承認を得べきものと認め、民團法規類案には掲載せざることを、先づ以上を以て改正の主眼として居るのであります。尚御参考に申加えますれば、第一章の總則中に「軍事教育ヲ行フ」と云ふ一項を第三條として新に附加したのであります。それから第十二條中に「三個中隊」とありますのを、四箇中隊、「三分隊」と云ふのを「三個分隊」に改めたのであります。それから第五章召集の所に於きまして、第三十條「舊規定の第三十四條に當るものであります。」「總領事ノ命令又ハ認可ニ依リ行政委員會之ヲ行フ」とありましたのを「總領事ノ認可ヲ經テ行政委員長ノ發令ニ依リ隊長之ヲ行フ」と改正して居るのであります。又第二項の「行政委員會之ヲ行フ」とあるのを「行政委員會ノ認可ヲ得テ隊長之ヲ行フ」と云ふことに、一昨年の天津事變の際に經驗致しました種々の事態に鑑みまして斯のく改めたいと考へたのであります。第三項の「訓練」とあります

(63)

のをば「教育」と改めてあります。また大体それ位の點が重要な改正箇所でありまして、あとは細則の方へ廻したり、或は規程の配列を多少入れ替えました所がございまして、別段精神に於ては大なる變化はないのであります。それから警備班の中隊長以上の方は、年齢四十五才以下と云ふ制限に縛られないと云ふことに排せられてあります。此の天津の土地柄として、例へば警備班の幹部に立たれる方も、必しも四十五才以下でなければならぬと云ふことは隊員上困難な事情もありません。又四十五才以上のお年になつて居られても、自他共に、平素訓練の場合、又一日有事の際に於きまして、何等警備班の上にて支障ないと認められた場合は、四十五才以上でも敢て構はんじやないかと云ふ話から、殊更そこに括弧内に除外規定を設けたのであります。現に四十五才以上のお方で、義勇隊のお方で勤めたる幹部が相當居られるのでありますし、又それは將來も許されること、思ふて居るのであります。然らず素より程度問題で、四十五才以上でも身体も實用に立ち悪くない様な場合がありましたら、義勇隊長に於て然る可く更迭、又は適當に處置されること、信じて居るのであります。

○議長 (上野壽君)

御質問がありましたら何うぞ

○志村正三君 義勇隊に服する人員に隊員と役員と二つの区分があるのであります。隊員の中に役員は含まれて居るのでありますか

○行政委員 (平井久一君)

無論隊員の内でございます。義勇隊の内から役員を定めるのであります。

(64)

○志村正三君 さうでありますとしますと、此の規程の第七條の「本隊々員」と云ふ内には役員は勿論含まれて居る様でございます。こゝに「役員は服務云々」とあります。役員は服務と云ふと何の範圍を服務と見て宜らうございませうか

○行政委員 (平井久一君)

一般隊員は召集に應じて、出まされてから隊員としての服務が起りますが、役員は平常の任務に對しても含むのであります。例へば中隊の整理、或は銃器の取扱ひ、隊員の異動、被服なんかの整理、それから兵器の入手とか色々平常やらなくちやらんことが多々ありますので、さう云ふ様なことも役員は服務に入れるものと思ひます。

○志村正三君 さう云ふ様なことを服務に入れるとしますと、役員が服務中疾病、負傷、廢疾若しくは死亡した時と云ふと、さうすると何時でも病氣になつたり、怪我をしたり、時に依れば死亡すると、之に對して民團から治療費、慰勞料、扶助料、弔慰金を贈與するのでありますか

○行政委員 (平井久一君)

それは此の第七條の適用は、應召した時のことで、さう云ふことを指して居るのであります。此の條例だけで宜いと思ひますが

○志村正三君 さう云ふ様に意味にとれない様と思ひます。之には明らかなる條文を添えて頂くことを、今後服務上に誤謬を豫防する上に於て必要と認めます

○行政委員 (平井久一君)

服務と云ふことに對して何等範圍が限定されて居ない様であります。今の御答辯に依りますと

(66)

(65)

召集された場合には職務を認め、然し職務中と云ふだけで疾病と云ふことに對しては少も限定されて居ない様であり、さうしますと職務中病氣をしたら何んな病氣でも差支えない様な意味にとれますが、如何なる意味でありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 其の外は行政委員会が實際に當つて慎重に調査して決定して遺漏なきを期したいと存じます

○志村正三君 行政委員会が其の場合に決定すると思召すれ共、之は色々後に問題の起る種であります、此の條例の上に「職務中職務ノタメ疾病」とか「公務ノタメ疾病」とかと云ふことを明らかに示して頂かないと、色々なことに意味がとれると云ふことになる、將來紛擾の原因になると云ふことを深く考へて居るのではありませんか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 第四章の職規の「隊長本隊ヲ指揮統率ス」とありますから、斯かる場合に於ても義勇隊長は部下の疾病等に對しては、如何なる理由、或は其の原因、或は環境の如何なるものであつたかと云ふことを詳細に調べて意見を添えて行政委員会にお出し下さること、思ひます、其の際に行政委員会は義勇隊長の申請に基づいて審議して行けば、別段差支えはないと考へて居るのであります

○志村正三君 斯る複雑なることにせずして、此の條文に明文として書いたならば、何等さう云ふ煩雜な手續の必要はないと認め、之は若し行政委員会に於て此の條項が不利であると思ひますなら深く訂正されんことを希望致します

○行政委員長 (岸田菊郎君) 貴方の此の修正したいと云ふ何か案をおもちですか

○志村正三君 「本隊々員職務中職務ノタメ疾病、負傷云々」と云ふ風に入れたいと思ひます

○議長 (上野壽君) 外かに質疑はありませんか

○志村正三君 續いて伺ひますが、今小隊長以上は四十五才以上でも差支えないと云ふことに規定が改正されたと云ふ御説明ですが、小隊長以上と云ふと小隊長も此の中に含まれて居る様に思ひますが、さう認定して差支えありませんか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 其の通りであります

○志村正三君 其の通りであるとして、第十九條の「所屬隊員ノ公選ニヨリ隊長ノ任命ス」にて小隊長は公選の様には極めて、十一條に依りますと警備班は四十五才未満であつて、軍事教育を受けたものとありますから、警備班に入つて居るもの、隊員の中には四十五才以上の人は隊員として入つて居られない筈であります、之を公選と云ふことで四十五才以上の者が飛出すと云ふことは、一寸此の十一條と十九條の間に矛盾があるかと思ひます

○行政委員長 (岸田菊郎君) 來る様に思ひます

(68)

(67)

別段矛盾はない様に考へますが、もう一度よく分る様に御説明願ひます

○志村正三君 之に依りますと四十五才未満の者を以て警備班を組織する様に書いてあります、さうでありませうからして、或一人の人があつて四十五才以上で小隊長に擔任して居ると云ふことを初めから認めて居つても、此の警備班の中に入れて云ふと何等十一條は意味を爲さないことになり、それでありませうからして豫め四十五才以上の者が警備班の中に含まれて居ると云ふことは一寸考へられないのであります

○田村俊次君 議事進行上私が説明代りに申しますが、成る程小隊長以上は四十五才以上でも構はない、無論小隊長も其の中に入るが、小隊長を公選する時には無論警備班の隊員の中には四十五才以上の者はない、小隊長を公選する時には四十五才未満の者を公選することになるが、小隊長は以上でも差支えない、いけな、と云ふものでないから小隊長になつてから四十六になつても、四十七になつても無論留任は差支えないものであります、志村君の疑念は何うも法規上には於てはないと思ひます、小隊長を選ばないから四十五才未満の人を選んで差支えない、小隊長になれば四十五才以上ではならんと云ふのではない、實際上に於ても差支えない

○志村正三君 今の説明で大體分りましたけれども、それはさう云ふ風に明文に改められた方が誤解がないと思ひます、之で見ると小隊長は大体に於て年限を極めて隊長が義勇隊の者に、今度はずう云ふ小隊長にするのだからと云ふことでそれを任命する様な形となると思はれますから、だから若しさう云ふ意味であればさう意味の様に改めた方がよくはないかと思ひます

○議長 (上野壽君) 御質問はありませんか

○橋本磯太君 一寸私にもと返りますが第二條に「本隊ハ天災又ハ事變ニ際シ居留地ノ安寧秩序ヲ維持シ居留民ノ生命財産ヲ保護スルヲ以テ目的トシ居留民團之ヲ組織ス」と書いてあります、之は警察權と混同する恐れはありませんか、元來警察權と云ふものは天災事變等の場合警備、安寧秩序を維持することを目的として居ります、天災事變に際して之を行はざるに就ては何か之に對して發動力がないと思ひます、それで之は軍隊の方から發動力を興らしたものであるか、或は警察權の發動力に依つたものであるか、之を明かにする必要があると思ひます、我々法律に依つて生きる者は法律に依つてのみ制裁を受くべきであつて、お互の契約は——但し司法上のものは別として——強制し得るものであるとすれば、人身賣買に至る迄自由に契約し得べきものであります、此の点を深く御考慮されんことを希望するのであります

○行政委員長 (岸田菊郎君) 今御疑念の趣旨に就きましては、先刻申し上げましたが、第五章召集の所の第三十條として「總領事ノ認可ヲ經テ行政委員長ノ發令ニ依リ隊長ヲ行フ」と云ふことに明記されて居るのでありますから、天災事變の際何等不都合はないと思ひます、又警察の警備出動がありまして何等居留民の生命財産を保護するを目的とする上の方策に付て支障はないと思ひます

○橋本磯太君 第三十條に「本隊ノ非常召集ハ總領事ノ認可ヲ經テ行政委員長ノ發令ニ依リ隊

長之ヲ行フ」と書いてありますが、之は召集される迄のもので、行動、或は居留民の行動に就ての精神又は行爲を統制する所の権能は與えて居ないのであります。召集に就ては認可を経て隊長之を行ふのであります。此の点説明あらんことをお願ひ致します。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

本より只今申したのは召集の場合に總領事のお許しを得てやる。然しやる行動に就て云々は戰つてないじゃないかと云ふこととありますが、召集令があつて、或る場所に
出向かれましたも、簡制なく無秩序に種々仕事をされると云ふことは絶體にあり得ないことと隊長始め各義勇隊の幹部が指揮統率されて行くのでありますから、之等御懸念は無用と考へるのであります。

○橋本磯太郎君

只今の説明に依りますと、恰も分つて居る様に思ひますが、非常事變の場合に於ては警察權の附與又は干與に思はれますが、或は補助とか、或は軍事行政の權限を斯うとか何とか根據がないと出来ないと云ふことを前提として質問して居るのであります。何か之に對する根據がありますか、之だけの認可だと云ふことは不充分だと思ふ之を明かにする必要があるはしないかと思ひます。此の点を明かにして頂きたいと思ふのであります。

○田村俊次君

之も私が説明致します。無論義勇隊の規則が初めて出来た時、民會に懸けて民會の協賛を経て、總領事の認可を得て始めて發令されたもので其の邊官憲が許可されたことは明かあります。

○議長 (上野壽君)

外かに質問ありませんか

○志村正三君

細則中一寸分り兼ねる所の字句がありますからお伺ひ致します。第十條「隊長事故アルトキハ行政委員會臨時隊長代理ヲ選任ス其他ノ役員中事故アルトキハ各階級ノ順ニ從ヒ古參者中年長者其職務ヲ代行ス」此の各階級の順と云ふと何う云ふ順でありますか、一寸御説明を願ひたいと思ひます。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

之は字が脱けて居るので、「役員中事故アルトキハ各階級ノ順ニ」で、「各」と云ふ字が脱けて居ります。

○志村正三君

それで大体分りましたが、之を見ますと何うも甚だ解り難くあるから、之は「各階級ニ從ヒ階級ノ順ニ從ヒ古參者中年長者」と云ふ腹案を有つて居ります。尙引續きお伺ひします。之に依りますと各階級各階級の順に従ひと云ふことであるが、警備班には警備副班長と云ふ任があるのではありませんか、規則に依りますと、各班には班長と副班長があるのでありますから、警備班にも副班長はありはしないかと思はれますが、若し有りと思はれますと、警備班長事故ある場合に之に従ひますと副班長が代理する様に解釋出来ますが、それで差支えありませんか

○議長 (上野壽君)

細則は、此の本案の方でお解りない所がありましたら、その方の質問を先にして頂きたい、細則が分らなければ本案が分らないと云ふのなら、細則の質問も宜しうござりますが

○志村正三君

本案に連絡がありますから何つらとも附きません。

○議長 (上野壽君)

細則の何所ですか

○志村正三君

細則の十條に各階級の順とありますが、警備班には警備副班長と云ふものがあるかと云ふと、各階級各階級の順と云ふのであるから、警備班長の代理は當然副班長がする様なことになりませんが、それで宜しうござりますか

○森川照太郎君

私も此の修正調査委員會が何かの委員になつて居たこともありましたが、それから又二つばかりの關門を潜つたので、之は田村君から廣向に對してズン／＼答えて頂いた方が、知らない方がマゴ／＼して居るより、時間ばかりでなくよく分る……

○行政委員長 (橋本磯太郎君)

議事進行に就て一言したいと思ひます。民會議案と一緒に此の議場で議題とするのは變則であつて、此の細則案の方は參考に附けてあるのだから、之は議題にはならないのですから

○議長 (上野壽君)

今のお尋ねは細則が分らなければ本案の解釋が附きにくいと云ふので

○行政委員長 (橋本磯太郎君)

内容に立入つての質問がある様でありますから

○議長 (上野壽君)

如何でせう、田村議員が大體によく御承知の様です

○田村俊次君

各班には副班長がありますが、副班長は班長の欠員の時の代理の意味ではない、副班長は會長と副會長と云ふ様な意味でなく、先づ班長の副官と云ふ様な役目を務める、若し警備班長に欠員が出来た時に、一時代理は古參の中隊長にもつて行くと云ふことになつて居ります。只副班長と云ふと直ぐ班長の代理の意味にとりませんが、此の編成の精神は寧ろ副官と云ふ意味であります。だからして階級から言つても中隊長より副班長の方が下にあつて、順位に依れば古參の中隊長が班長の代理をすることになつて居るので、事實に於ても法文上にも矛盾はない譯であります

○議長 (上野壽君)

それは一寸待つて下さい、質問が済んだ後でチャンと成文を拵えておいて修正案を出して下さい

○橋本磯太郎君

話はもとに戻りますが、先程の議題に就て、第二條に「天災又は事變ニ際シ」の下にもつて「總領事ノ認可ヲ經テ居留地ノ安寧秩序ヲ維持シ居留民ノ生命財産ヲ保護スルヲ以テ目的トス」と云ふ様に一句加えて頂きたいと思ひます

○議長 (上野壽君)

さうすると、第二議會に移りますが、最前志村議員から第七條の様であります。本隊々員服務中隊務ノ爲」と云ふ様に「隊務ノ爲」の三字を「服務中」の下に入れたい云ふことに御賛成の方があります

(72)

(71)

(70)

(69)

○田村俊次君 無論職務の爲めと云ふ意味に違ひないのでありますが、只ひよつと見ると服務中だから、服務中とかの、自分の職務でない時に病氣が出て、服務中に花柳病に罹つても云ふ意味にもなる譯ですが、其の意味で志村君からの御質問があつたのだと思ひますから、「本隊々員職務ノタメ」とすれば明瞭になると思ふ此の修正に就ては私も賛成であります、さうすれば「服務中」はいらぬ、只「職務ノタメ」とする、それからもう一つ平井君がさつき言はれましたが、疾病に罹つてそれに處置をせよと云ふことは、敢て召集してから後ばかりでなく本部の役員が兵器を管理して居りますが、其の兵器を取扱ふ時に過つて丸が入つて居つてそれが爲めに怪我をした、それは不注意と云ふこともありますが確かに之も職務の爲め、敢て召集してからの疾病ばかりではないと思ひますから、一般的に「本隊々員職務ノタメ」と云ふ修正案を出します

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (上野壽君) 田村議員の話は「服務中」の三字を取つて「本隊々員職務ノタメ疾病」とするのでありますが志村議員それで何うてせう、宜しうございませうか

○志村正三君 異議ありません

○議長 (上野壽君) 之で議題になりました、御同意の方は御起立を願ひます

(議員 起立)

○議長 (上野壽君) 多数と認めます、「本隊々員職務中」の「服務中」の三字を取つて「職務ノタメ」斯う云ふことになりませう

○志村正三君 私はいふことと云ふことがありましたが、色々な誤解があるといけなから申したので、田村氏からの御説明に依りますと、一旦小隊長になつてしまつたものは、四十五才の翌年は四十六才になるのは當り前、尙小隊長を續けてやつて差支えないとすれば、さう云ふ風な明文に改めたならば、却て此の誤解がないのではないかと云ふ意見であります

○行政委員長 (岸田菊郎君) 此の義勇隊の規定改正は、もとゞ義勇隊長の希望なり意見を尊重致しまして、又一方に於て軍のお方にも見て頂き、更に法規調査委員会も字句の修正、其他條上に就ても多少修正を加えた程度であります、義勇隊長が大体今御質問の点に就ても然る可き答辯があつて當然のことと思ひます、恐れ入りますが、護勇隊長より志村議員に對して御説明を煩はしいと思ひます

○田村俊次君 今の第二の志村君の修正は、之は必要ないと思ふ、先程申しました様に修正する點はないと思ふ、私は必要はない様に思ふ

○橋本磯太君 先程申上げました通り此安寧秩序を維持すると云ふことに就ては、之は行政警察に屬すること、従つて此の召集が總領事の名に於てされるものとしても、安寧秩序を維持す

る發動力を與えられるものは無論總領事であらうと思ひますが、之だけの規定だけであれば軍隊の方か總領事の方か分らないと云ふ点があります、それで此發動力の根據を明かにするに就て「本隊は天災事變ニ際シ總領事ノ命令」或は「認可ヲ經テ居留地ノ安寧秩序ヲ維持シ」と云ふ様に間に入れらんことを希望致します

○田村俊次君 今橋本氏の修正案も當然必要はないと思ひます、治安維持は警察官の仕事であつて、警察官のやる仕事と言へば治安維持に限られることありますが、治安維持は敢て警察ばかりでやるには限らないので、火の用心も自警團も治安維持と云ふ様なもので、治安維持に捉はれると云ふことになりませんが、少しもさう云ふ意を置く必要はないのであります、此の規則を替へて認可をされたのは矢張り總領事であり、總領事が之を認めて差支えないと言へば、所謂そこ此の規則通りやつて宜いと云ふことになる、又出動する時は、之は決して事變の時ばかりでない、所謂天災事變の時に出動するのでありますが、さう云ふ時にも總領事の認可を経てやるのであるから、それから先の行動に就ても承認して居るので、此の以上にも、にもつて行つて總領事の命令と認可とか云ふのは何うも甚だ不徹底で、之は餘り治安維持の字句に拘泥して居ると思ひます、私は此の修正に對しては反對致します

○橋本磯太君 先程田村議員の説明に依りますと、本義勇隊を夜巡りと同じ様に扱はれる様に思はれますが、此の義勇隊なるものは權力行使の一部ではないかと思ひます、夜巡りを權力行使だと云ふことはもつての外であります、權力の行使は何か法律の根據に依る所がなければならぬと思ひます、此の間に此の字句を附加したからと云ふて、夜巡りと權力行使のものとは、其の地位に於て、規模に於て餘程の差異があると思ひます、夜巡りなら皆さんお断りと思ひます、權力行使の範圍に於て、皆さんは人民の意志を束縛し、對内的にも矢張り居留民の自由意志を束縛することは全然考へて居られない様に思ひます、此の點を明かにして頂きたいと思ひます

○議長 (上野壽君) 修正は何う云ふ様に

○橋本磯太君 「本隊は天災事變ニ際シ總領事の命令」でも宜ろしいし、或は「總領事ノ認可」でも宜ろしいですが

○田村俊次君 今別に火の用心と義勇隊と一緒にしません、治安維持と云ふものは火の用心でも、警察官の仕事でも治安維持に違ひない、然し警察官の仕事だけが治安維持と云ふ譯にはならぬので、義勇隊と火の用心を一緒にしたのはありませぬ

○議長 (上野壽君) 御議論は盡きた様でありますから、今の第二條の橋本議員の説に御賛成の方は御起立願ひます

起立者 一名

○議長 (上野壽君) 志村議員の修正は何うしたら宜らうございませうか

○志村正三君 之を十一條の但書にされたら何うかと思ひます、十一條に「但シ小隊長以上ニシテ四十五歳ヲ經過シタルモノハ此ノ限リニアラス」としたならば何うかと思ふのであります

(77)

○議長（上野壽君）
只今志村議員の修正は、第十一條に但書を入れるので、但し小隊長以上ニシテ四十五歳ヲ経過シタルモノハ此ノ限リニアラス之に御賛成の方は御起立願ひます

起立者 一名

○議長（上野壽君） 賛成者がありません、外かに御異見なり質問はありませんか
（異議なし）
議長省略可決確定して宜ろしうございますか
（異議なし）
それじや可決確定と致します
次に移りまして、日程第七、第八此の二つを一緒に議題と致します
第七、民団診療所薬價其他諸料金條例廢止ノ件
第八、天津療病院諸料金條例案
此の二つを一括して願ひます

○行政委員長（岸田菊郎君）
昭和五年の七月でございますが、共益會が民團から分離致しまして創立して以來、療病院の診療に就ては民團の方で担当し、それから防疫に對しては財團でやると云ふことになつて居つたのでありますけれども、最近に至つて財團の方から、寧ろ防疫一般衛生に關することは民

(78)

團の方でやり、それから一般診療、學校衛生に關する事項は財團の創立の當時に於ける使命から考へても自分の方でやつた方が妥當だと考へると云ふ様なことと相談がありました結果、此際組織を改めることになれば、即ち共益會の方で學校衛生、それから一般診療に關することを財團でやつて行くことになつて先方に移管したのであります、其の結果昭和七年三月二十九日發布の民團診療所の薬價其他諸料金條例と云ふものは、自然民團として入らないことになりましたので、本月限り廢止したいと云ふ意味であり、同時に共益會の方に移りました一般診療之に關して自然不必要とする料金規定は此の料金條例案から削除するの必要を認めまして、ここに天津療病院諸料金條例案を提出した次第であります、之が今日可決になりましたならば、共益會の方で一般診療に必要とする料金規定を設けられまして、四月一日からそれに依つて實施すると云ふことになつて居ります、それから共益會の方では従來の料金の率を大体準用することになつて、別段料金は變らない筈に承知して居ります、それから更に附け加えて申上げますのは、一般診療に關することが共益會に移りまして、民團の方に事務を委嘱されて居りますのは、會の作られた規定其他意向に基いて民團の方でやることに大体なつて居るのであります

○議長（上野壽君）
御質問がありましたら何うぞ

○田村俊次君 之も議事進行上私が一番先に伺ひますが、一般診療と仰有るのは實費診療のことと思ひますが、元來之は共益會の所管であつて、但し便宜上民團に共益會から委託されて年額五千弗と云ふものを交付されたのであります、之迄矢張りすつと民團で受取つておいて、診

(79)

療の仕事は民團でやつて居られたのであります、當然これは共益會の所管であつて民團が其の依頼を受けてやつて居つた、今度それを返すと云ふことと、民團は之迄實費診療を實施して居た實際の點を民團ではやらないと云ふことに取られたのであります、其のあとで矢張り民團の方で頼まれて民團でやると云ふことであるが、それならば今迄とちつとも變りないので此の條例を廢止する必要はないと思ふ、之迄實費診療で色々な料金を取つて居たのは、あれは民團が徴つて居たのでせうか、共益會が徴つて居たのでせうか、それを一つお伺ひしたいと思ふ、従來民團が實費診療で薬價を徴つたのは、あれは民團の收入にして居たのでせうか、共益會に返して居たのでせうか

○行政委員長（岸田菊郎君）
實費診療から收入致しました金は民團が取得して居りました、それから只今お話の五千弗は、大体傳染病患者の入院費用に當ると云ふことになつて、内容はさう明確に出て居りませんが五千弗買つて居たので、今後も五千弗、民團の財政の窮乏して居ることも御承知の通りなので、引續き與えられることになつて居ります、それから所管の變りました結果一般診療に依る薬價其他の取得すべき金は引續き民團で買ふことになつて居ります、要するに共益會は本來の使命と言ひますか、あそこでは病院の維持經營と言ふことが寄附行爲となつて居る關係上、日本人の一般診療並に學校をば經營して居られるので、それに關連して學校衛生をば自分の方でやると云ふことになつたので、學校衛生の方は差當り共益會の方で然る可くやつて頂ける意向であります、一般診療は民團に凡て委嘱してやつて買ふと云ふ意見なんであります、故に

(80)

實際に於ては學校衛生が向ふに移動して著しい變化はないのであります

○田村俊次君 今の交付金の五千弗と云ふのは實は又曖昧なんです、あの當時民團に五千弗買ふと云ふのは主として日本人の診療と云ふ意味から實際診療に當て、買つた譯なんです、と云ふことは大分其時議論がありました、傳染病患者の治療費は、防疫は一つの絕對管理であるから、之は民團が當然持つべきものであると思ふが、日本人の診療と云ふことに捉はれると云ふと、日本人の入院料だけは共益會から出すことになるが、さう云ふことは甚だ面倒臭いから、兎に角傳染病の入院患者の治療は當然民團が持つべきものである、只所謂實費診療の經費は之は共益會から出すのが本當だらう、それに依つて日本人の困る者を治療してやらうと云ふのが共益會の使命の一つ、其の目的を果すと云ふ意味で五千弗買つたことの様に私は記憶して居るがそれは何れにしても、従來通り一寸も變りはない、所管は共益會であるが仕事は民團に委託する、其代り委託料は出す、従來も之で今後も其の通りであるならば、應々條例を廢止する必要はないのではなからうかと思ひますが

○行政委員長（岸田菊郎君）
お考の通り全く所管の移轉に外ならんで、其儘で宜いじやないかと云ふことですが、只外來の患者の實費診療、之が従來民團でやることになつて居たのが共益會に移り、傳染病患者の收容治療が一般公衆衛生と共に民團の仕事としてやると云ふことに判然と極めたのみであります、別に變つたことはないのだから條例廢止の必要はないじやないかと云ふ御意見でありますけれども、一度所管が判然と變つて共益會の方に移りました以上、診療所の薬價規定は之は改め

(82)

(81)

る必要が起きて来ると思ひます、故に前の民團診療所薬價諸料金條例と云ふものは廢止致しまして、別に天津療病院諸料金條例と云ふものを設けて、早速之に依つて實施したいと考えて居るのであります

○田村俊次君 何うも元のことを御存じない様に思ふのですが、學校衛生は勿論共益會の所管なんでしょうが、只仕事は便宜上統一をつける爲めに民團がやつて居つた實費診療は之も共益會の所管であるが民團で實施して居た、であるから報告書にも學校衛生の報告は出てないでせう、學校衛生のことは報告にはない、之は今の共益會に學校と云ふことは移つて居るから、だから特にそれは判然とする必要はない、既に判然として居るので、又若し之から先實費費用を共益會の方が徴ると云ふのなら條例を廢止する必要もありませんが、之は民團が買つて了ふと云ふなら、之は廢止する必要は一寸もないと思ひます

○行政委員 (徳谷信治君) 先程田村さんのお話では、貴方の會長時代に共益會が出来た、其の當時の貴方の記憶として此の共益會から民團が買ふ交付金の精神が、貴方の仰る通りであつたとすれば、今貴方の仰る通りですべきであらうが、それが判然として居ない、判然として居れば宜かつたのですが、我々思ふ所ではあの交付金は——貴方の言はれるのが真と思ひますが——我々が解釋した時には、療病院の入院患者、之は重にも日本人ですが、此の診療として金を買つて居ると云ふのであります

○村田書記 一寸御參考に申し上げます、昭和六年の三月の民會の時に前日に協議會があつて——は共益會の創立から約半年経つて居るので——日本人の民會議員に對して財團から報告があつた、其の協議會の時の記録がございますのですが、其の時にも矢張り此の問題に就いて田村さんと當時會長の上野會長が御議論なされた其の記録がございます、其時に上野さんの御説明に依るとやつぱり療病院事務と云ふものは共益會の設立と共に共益會のものになつて、實費診療は四年の一月から、田村さん時分からおやりになつたものですが、ずつと續いて民團かやることになつたのであります、さうして斯う云ふ形になつて居ることは予盾があると云ふので議論があつて、田村さんはさうじゃないだらう、上野さんはさうだと云ふことで結局はさう云ふことになつて、其の時は上野さんの御説明で打ち切りになつて居るのであります

○行政委員 (徳谷信治君) 今の様な工合で、實費診療部は民團の方に残つて、療病院の入院患者の費用として五千兩交付金を買つてある様な解釋で居ります、實費診療は重にも日本人がかつて居るのだから、共益會が設立された今日、其の共益會に移すべきが當然であると云ふ解釋で斯う云ふ議案を出したのであります、それから今料金のことを仰りましたが、勿論共益會の方に移りました以上、藥價の規定は共益會の方で辨らえるのが本當だらうと思ふ、民團としては文書を交しました以上、藥價の規定を入れてやるのであります、規定は向ふてやる、さうなれば貴方の仰る様に料金は向ふて徴るのが本當であります、然し材料其他こちらで出すのであるから、其の實費と云ふ意味に於て其の金はそつくりこちらに買ふと云ふことになつて居ります

○田村俊次君 然し五千兩を買ふと云ふのは之は實費診療の積りて……

(84)

(83)

○行政委員 (徳谷信治君) 貴方のさつきのお話の様に、其の通りであつたならば今日斯うする必要はないのです、そこをよく分る様にする爲めに之が出た譯なんです

○田村俊次君 分りました、實はあの當時問題があつて、法定傳染病患者を療病院に收容する、入れちやつてからは共益會の仕事だと云ふ斯ふ議論が出た、そんな馬鹿なことは出来るものではない、勿論傳染病患者の治療も、何もかも防疫に關係するのであるから民團から出すものである、假に若し非常な津山の猩紅熱患者が出る、そして病院に——い——入つたと云ふ場合に五千兩や一萬兩に足りない、だからして之は實費診療の方に入れる、實費診療は共益會の方にあるものだから、それをこつちでやるのだから實費診療の分として五千兩買ふ、斯う云ふ風に決つた様に思ふのです、そこでさう云ふ議論です、實費診療で揚つた金は民團のものになるか共益會の方が取るかと云ふことになると、之は共益會は五千兩やつてあるのだから、揚つた収入を再び民團が取るかと云ふことは虫が好い、だが然し五千兩と云ふのは曖昧なものだから買つて置かう、判然しない方が宜いだらう、實費診療であることは明らかだが民團で取らうじやないかと云ふことになつたと記憶して居りますが、まア兎に角何つちでも宜しうございませう

○行政委員 (徳谷信治君) 貴方の今お話の様な、さう云ふ風なことであつたら今日之に就て斯うしなくつて宜かつた、所がそれが判然しない爲めて、理事から主事になられた中島氏等も、此のことはよく行政委員會で申されましたし、又我々も之は共益會に行くべきものだと思つて居たのであります、それで中島氏が共益會に行つてから後に、もと々四千兩だつたものを千兩増して五千兩にして、實費診療と云ふ意味合ひてそれを買ふことになつて居ります

○田村俊次君 其の五千兩は今後は……議長一々呼ばないで申しますが
○議長 (上野壽君) 一寸待つて下さい、貴方の御趣意は別に改廢をしないで、民團診療所藥價其他諸料金條例と云ふものを殘して置いて行かうと云ふのですか、然し名前は變りますから
○田村俊次君 共益會診療所とでも……
○議長 (上野壽君) 天津療病院となりませう
○田村俊次君 天津療病院となさる積りなんですか
○議長 (上野壽君) 貴方の御趣意に依れば「天津療病院諸料金條例案」と云ふことにして内容は元の通りにして置けば宜いと云ふことと思ひますが
○田村俊次君 天津療病院としちや入院患者の治療も皆入つて居るので、診療所と云ふのは實費診療のことですから實費診療の藥價を規定したものであつて入院患者の診療には關係ない、だから一番好いのは、判然なるのなら今言ふ通り、傳染病入院患者は全部民團が持つのが本當で、實費診療の費用は民團が仕事をやつて居るのだから共益會から取ると云ふことにすれば判然する、さうすると云ふと引受けた診療所の収入は、之を民團が取るのなら條例を廢する

必要はないので、矢張り民團の規定に依つて……

○行政委員（兼信託局長）

それは我々の解釋は、所管を向ふに移すのだから料金は矢張り向ふに移すべきものである、只さうなるとその中でのだけのものは共益會のものだ、之だけは民團だと云ふ風に、人も藥品も別々にしなければならぬ様なことになる、て材料も民團から供給する、人間も民團から供給するのでありますから、まあそこは實際の費用、材料の實費と云ふ意味で之を貰ふと云ふ形にして居ります。

○田村俊次君　それで今迄の通りなら別に條例の廢止は要らない。

○行政委員會長（岸田菊郎君）

田村さんから五千弗に就て御説かりましたが、其の何の爲めにと云ふことで明確に範圍は限定されてない、民團は何も之々にと限つて居る譯でない、只四千弗に千弗増加して五千弗になつて、今後も五千弗交付されることになつて居るのであります、で單に所管が判然とした様にして居ない様な傾きがあるので、此際明確にしようと思ふのが根本で、同時に其の結果斯う云ふ風な條例の廢止とか、或は新に制定するとかと云ふ必要に迫られて來ましたので、別段最前からお話の通りの方が變る譯でも何でもありません、其の精神をお含みになつて御協賛願ひたいと思ひます。

○田村俊次君　もう宜しうございます。

○議長（上野壽君）

外かに質問はありませんか。

（なし）

御意見ありませんか。

（異議なし）

讀會省略可決確定と致して宜しうございますか。

（一贊成）と呼ぶ者ありし。

ては之で十分間程休憩にします。

○午後十時三十分再開

○議長（上野壽君）

續いて開會致します、日程第九、天津共立學校補助金ノ件

○行政委員會長（岸田菊郎君）

増額の理由に就て説明申上げます、天津共立學校は一昨年の天津事變の影響を受けまして一時學生は三十名の少きに到つたのであります、之迄十三學級ありまして約六百名の學生を收容して居つたのであります、其の後平靜になるに連れて大分復歸致しましたけれど、矢張り山海關事件と言ひ、續いて熱河事件の進展と謂ひ、時局は混沌として想もない傾向がある爲めに學生は元の通り出席する者が居りませんので、最近では約三百名をこゝろになつて居る現状であります従つて授業料の減少が重なる理由であります、收支非常に困難な状態に陥り、教

(86)

(85)

職員は俸給も支拂ひ困難だと云ふ悲境にも陥りましたし、又年未賞與の如きは二ヶ年に亘り貰はずに辛辱して居られた様なお氣の毒な有様で、僅かに昨年中國人の潘兄弟が五百弗の寄附を申出でられた様なお氣の毒な有様で、云ふ様な近情であります、學校の備品とか或は修繕とか云ふ様なことは全然手が着けられない様な有様で、來る八年度の經濟状態は思ひ半ばに過ぎるものかありはしないかと云ふ様な裏情を訴へて來まして、先般矢澤校長からこゝに上提致しました補助金壹萬貳千弗の支給方請願書が出たのであります、行政委員會に於きましては矢澤校長から具に學校の經濟状態、不況になつた詳細を聴取致しまして、天津の日本租界に於ける唯一の中國人の小學校、教育を授ける學校として此の儘見捨てる譯に行かない、事情已むを得ざるものと考へまして、若し民團の財政ではありますけれど共濟願の趣旨を諒として、補助増額を民會にお諮りすることにした次第であります、以上の理由をお察し下さいまして御協賛あらんことを希望する次第であります。

○田村俊次君　此の事變の時に生徒が來なかつたと云ふのは、共立學校が日本租界にあるから自然と通學に不便だと云ふので減つたのでせうか、それ共丁度滿洲國見たいな學校で日本が手を出して居るのだからいけないと云ふ、反日思想がそんな様なこと減つたのでせうか、それは何う云ふ風に御觀察になつたのでせうか其の事變の影響と云ふのは

○行政委員會長（岸田菊郎君）

他租界に移轉したのもありますが、矢張り天津の空氣と云ふか不安とか、危険とか云ふ風な考へ、田舎の方に歸省した家庭の人も相當ある様に聞いて居ります、他租界に移つた生徒もほんの一部は歸つて來たのであるけれど、大概向ふに入つて了へば英佛租界の學校で續けて行かふと云ふので歸つて來る者は少ない、日本租界にも塾の様な小さな私立學校が出來ましてそれが矢張り生徒を誘導すると言ひますか、向ふへ入る様な色々宣傳する様な事情もあつたりしまして、思ふ様に學校の生徒数が殖えて來ないと云ふ様な有様で、排日とのみ判然りとは申兼ねますが、矢張り支那人の氣分として時節から不安もあり、多少遠慮すると云ふ様なことと云ふ云ふ風に著しく減つたのであると觀察したのであります。

○田村俊次君　之は質問であります、以前共立學校の生徒が減つたことがありますが其時はまだ開口に居つたので、開口から現在の學校に移つてから段々生徒が減つた、校舎が立派になつたのに減つたと云ふことは何う云ふ譯だらう、段々研究した結果位置が悪い、通學に不便だと云ふことで、地理上の關係で、殊に事變の際だから日本租界に行くのが嫌だから來ないと云ふなら、のてですが、日本人の建てた學校だから行かんと云ふことの影響だとすれば、將來餘程考えなくては可いので、只私は意見だけ申上げて質問する譯ではありません。

○行政委員會長（岸田菊郎君）

矢澤校長にも色々其の点を尋ねたのでありますけれど、さう云ふ様な心配はない様に伺つたのであります、一生懸命に學校の發展向上に努力し、又向日本租界に居る支那人の子弟の入學する様に努力して居ると云ふことであります、矢張り時節の改まるを待たなければならぬと思ひます。

○郡茂行君　此の共立學校の一ヶ年の全經費と云ふものは何れ位要るものでせうか、それから御

(88)

(87)

(90)

外がに質問がございますか

○ 綴治静一郎君 只今會長からのお話で、必要已を得ざるものと云ふこととて、相當の理由だと思ひますが、昨年より千五百二十冊増えることになり、生徒が多かつたら、生徒が少かつたら減ると云ふことは、民團は財政も相當困難な際でもあり、成程學校の性質から言つて相當援助しなければならぬが、今年一万二千冊補助があつても又來年補助すると云ふのは、恐らくないものだらうと思ひます。生徒が足りないから補助、生徒が多いから補助、學校の教員方も自然さう云ふ内に増え、確か初から見ると何倍かに増えて居るのであります。矢澤さんの行政委員の席では漸次減らして行く様な御意見をどうか、此の一万二千冊で之以上はやらぬと云ふ様なことを、其の邊お聞きになつたのでせうか

○ 行政委員長 (岸田菊郎君)

御尤もな質問であります。今後必ず此の金額を超過しないと云ふことは、之を判然りお引受け兼ねますが、矢澤校長に對しても民團の財政が非常な急迫して居る故に、今回特に此の増額を民團の協賛を経て決定致しました。今後出来るだけ經費の節約をし、又一方に於て收容學生の増加に努力して貰つて、之以上補助を多く仰がない様にして貰ひたいものと云ふことは附加して申合せて置いたのであります。之から先、時節柄次年度のこと迄今豫想は判然り申すことは出来ませぬけれども、さう云ふ精神で學校の方もやつて呉れること、存じて居ります。御趣旨はよく學校の方にも主張して善處される様に致します

○ 綴治静一郎君 よく分りました

(89)

説明がありました。現在三百人の生徒の授業料と云ふものは何の位徴収するものでせうか

○ 行政委員長 (岸田菊郎君)

説明申し上げます。本年度の豫算は、授業料及雜費として六千冊計上されて居ります。前年度は八千冊であり、それから収入の方に於て民團からの補助が一萬四千八百冊、それから教育慈善會から出して居る補助金が百九十二冊さう云ふものであります。前年度の支出合計が一萬九千六百六十八冊と云ふことになつて居ります

○ 郡茂行君 さうしますと今の、民團からの補助金は一萬四千八百冊慈善會から百九十二冊との金は外から出る場所がございますのでせうか

○ 行政委員長 (岸田菊郎君)

貴方の仰有るのは民團の補助と、授業料と、若干の寄附とに依つて収入が成り立ち、支出の方は教職員の手當とか、或は修繕費とか、消耗品とか、教科書等であり、其外に金が入つて來るものがあると仰有るのですか

○ 郡茂行君 さうです

○ 行政委員長 (岸田菊郎君)

今申上げたものが主なる項目ですが、其の外に前年度の繰越及基本金繰入と云ふので九百十冊八十二冊あります。それで收支は合致して居ります

○ 郡茂行君 分りました

○ 議長 (上野壽君)

(92)

らない方が宜いだらうと思ひます

○ 行政委員長 (岸田菊郎君)

只今森川議員から大變御同情のある御意見を拜聴致しまして、私會長として誠に感激に堪えない所であり、私が先刻綴治議員の御意見に基いて、經費の節約に努めて貰ふ様に學校に申出様と云ふことは、敢えて學校をば補助して居り乍ら苦めやうと云ふのではなく、民團の財政現狀から考へて、此の上とも學校の自立出來ない迄も、經濟状態が樂になる様に、學校當局に於ても然る可く考慮願ひたいと云ふ趣旨で申出居つたのであります。決して片方には共益會と云ふものが出來て居り、租界としては唯一の中國人子弟の教育機關であるのであるから、之を等閑視する様な考は有つて居りません

○ 田村俊次君 希望を申しますが、今財團法人に就ては研究中であると云ふこととて誠に結構であるが、それに就きまして今迄永い間學校の經營方法、並に其の成績に鑑みまして、今後共立學校を早く財團法人にして主體を明らかにし、そして成る可く總てを相當資格のある支那人に經營させる。支那人にやらせて居る民團は先程の森川君の説の通り出來るだけ經費を出して民團は之を監督する、教育其他全て内部の經營は支那人にさせると云ふ御方針を採つて、之は支那人のものであると云ふ風に思はれる方が、何うも効力がありはしなうと思ひますので、之は將來行政委員の御計劃の内に、御参考として入れて置いて頂きたい。

(「賛成」と呼ぶものあり)

○ 議長 (上野壽君)

(91)

○ 田村俊次君 此の補助金の出る度に問題になるのですが、共立學校の主體が極つて居ない、之を財團法人にしようとか云ふ、何か行政委員に於て御研究になられたせうか

○ 行政委員長 (岸田菊郎君)

共立學校をば財團法人にして、主體を明かにすべきものだと云ふことは、現行政委員に於て夙に意見が一致して居るのであります。最近財團法人の寄附行為に對して具体化せしめると云ふ方針に進みまして、目下參考材料を集めて研究中であります。遠からずさう云ふことに爲し得ると考へて居ります

○ 森川照太郎君 只今綴治君の質問に對して、會長は成る可く共立學校の經營は時節柄節約する様にと云ふことを移譲すると云ふお話でありましたが、之は私は反對の考を有つて居ります。大體民團の財政の負担は恐らく支那人の方が日本人より多いのでございませぬ。そして一帯の支那人が覺醒して居る今日、列國の政府に於ても甚ださう云ふ點に注意して、殊に在留支那人の教育と云ふ様なことには、殆んど自國民の子弟の教育と同じ様にして居ると云ふ傾向のある今日であります。強いてそれを眞似する必要はありませんが、我々一方に於ては共益會と云ふものの様なものを拵え、實を言へば可笑しなものでありますから、私は日本租界に住む支那人の子弟の教育と云ふことに對しては、民團が相當に苦しく共充分に、今日の様な吝嗇な金を出すと云ふ様な考でなく、之を經營して行かなければ、他日支那人側から文句でも言はれる様なことが起つた時に、甚だ其の處置に困らうと思ひます。さう云ふ様な懸念のない様に、前々からフンゲンに出す様に今日可決して貰ひたいので、將來減らすと云ふ様なことは餘りお考にならない方が宜いだらうと思ひます

(98)

別に減額と云ふ修正説もありませんが、原案に御賛成の様に思ひますが、外かに御異見があつたら今言つて頂きます。なかつたら之で可決確定にしたいと思ひます

○議長 (上野壽君)

それでは次に移ります

日程第十、昭和七年度居留民団歳入出追加豫算案

○行政委員長 (岸田菊郎君)

此の十萬弗は正金銀行に對する團債の償還でありまして、七年度に於て色々財政上捻出に苦心致しました結果、十萬弗だけ追加として返し得る様になつたので、こゝに追加豫算として計上した次第であります。何うぞ御協賛を願ひます

○議長 (上野壽君)

御質問があつたら何うぞ

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

御異様ない様ですが可決確定と致したいと思ひますが如何ですか

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

○議長 (上野壽君)

次に移ります

第十一、昭和八年度居留民団歳入出總豫算案

(94)

第十二、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案

第十三、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案

○行政委員長 (岸田菊郎君)

こゝに上提致しました豫算案は、行政委員會議の豫算審議會に於て連日慎重に各款各項に涉つて審議致しました結果であります。希くは原案通り御協賛、御承認あらんことを希望致します。尤も御質問がございましたらばそれにお答致します

○議長 (上野壽君)

御質問がありましたら何うぞ

○志村正三君 此の歳出の第六款水道費であります。水代を見ますと云ふとは相當に多額の支出をして居る様に思はれるのであります。さうして而も此の水の内の三割何分かは漏水して居ると云ふ様な事實を聞いて居りますが、此の多額の金の三割と云ふと相當の額に上るのであります。斯の如き此の水代が餘計な様な現狀に於きまして、我々は之に對して何故民團に於ては多年の懸案である所の上水の水源地を、團營として地下水に依り送水することに就て、計劃實施しないかと云ふことに大なる疑問が起るのであります。聞きますれば此の上水の水源地團營と云ふことに依りまして、年に多額の利益が上る。此の團營に對する費用も差引いて數万円

の利益が民團に上ると云ふことを聞いて居ります。此の水源地の團營と云ふことは、軍事上から申しても、又衛生上から申しても……

(95)

○議長 (上野壽君) 志村さん一寸御議論は後にして質問を先にして頂きます

○志村正三君 私は民團の使命として、此の上水の水源地團營と云ふことを、行政委員會は一日も速く實行せられんことを希望致します

○議長 (上野壽君)

外かに御質問は

○千葉初藏君 一寸水に就て伺ひます。昨年の八月三十一日の行政委員會議の決議にあつたのですが、あの水は可かんと云ふこと聞きましたが、實際可かんのですか、何う云ふのですか

○行政委員長 (岸田菊郎君)

もう一遍判然りお願ひしたいのですが

○千葉初藏君 昨年の八月三十一日に行政委員會議で、天津の水は上水にはならんと云ふ様な決議があつた様に思ひますが、新聞で見ましたのであります。其後民團はやらんものであるか、やるものであるかそれをお聞きします

○行政委員長 (岸田菊郎君)

よく御質問の趣旨を理解致兼ねるのですが、八月三十一日の行政委員會議の席上、水道の團營と云ふことは見込がないと云ふ様に決つた様に新聞紙上に出て居たと云ふのですか

○千葉初藏君 昨年の八月三十一日の新聞に、團營の水は鑑分が多ふてならんと云ふことが決議にあつたが、本當にならんのですか、なるものですか聞きたいのであります

(96)

○行政委員長 (岸田菊郎君)

念の爲の議事録を調べることにします

○議長 (上野壽君)

外かに質問を

○森川照太郎君 こゝに第十款の財産出生収入と云ふ所に、自來水公司利益配當と云ふことがありますが、之は民團が株を持つて居るから配當が来るのでせうが、製水會社の株も持つて居るのですか利益配當はないのでせうか

○行政委員長 (岸田菊郎君)

大分皮肉な御質問の様に伺ひます。自來水公司の配當はお考の通り水道會社から其の年に於ける重役で決つた配當金であります。それから製水會社からの配當は、之は私から説明申し上げる迄もなく、營業狀態が未だ配當を得る様な現狀に立到つて居ないので、創立以來今日迄無配當であります。從つて民團の持株に對しても何等収入がないのであります

○森川照太郎君 たしが四萬圓拂込居るのだと思ひますが、四萬圓の金を拂込んで永年一文も配當がない、若し假に七八歩の配當があるとしたら、二千數百圓の三年ですから七八千圓になつて居ります。四萬圓の金を貸して居ると云ふことは、誠に納税者に對して申譯のないことだと思ひますがそれに就て少し意見を陳べたいのですが、今質問の時間ですから止めて置きますが、序でに後で述べさせて置くことを保留して置きます

○遠山猛雄君 此の水道會社のことに就きまして、之は直接當事者から伺つたのでありませんか

ら、果して事實が否か判然りしませんが、新聞紙上で伺ひますと、從來民團の行政委員の一人が水道會社の重役に選舉されて居たのに、本年から重役に落選したと云ふことが新聞に見えましたが、此のことは事實でありませうかお伺ひしたいのであります。同時に著し事實であれば何等か其間落選する理由があるのではないかと、此の二つを御説明願ひたいと思ひます。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

御質問に對して簡潔にお答致します。私か上野氏の後を受けて行政委員長に就任致しました關係上、一度重役に出席致しまして、續いて二月二十八日と記憶して居りますが、水道會社の總會がありまして、之亦重役として出席したのであります。其前水道會社の理事から私自身聞きます所に依りますと、從來歷年居留民團の行政委員長が重役の一人に加ると云ふことになつて居つたのだが、それはよく内地でも商會社等に見ることあります。毎年總會に於て重役改選の期になつた場合、議長の名と云ふ様なことで殆ど慣習的に日本人を一人重役に加えると云ふことになつて居つたのだが、昨年一月と記憶して居るのであります。水道會社の總會に於て規則の改正を見まして、總て今後は投票に依り、議長の名と云ふこと、さう云ふ從來からあつた様な政治的の意味に依る特定選任は可憐なものと云ふことになつたのだ、由て本年も果して貴方が重役に選任されるか何うか分らん、自分としては及ばず年にお力添えしたいかと云ふことでありまして多少私不安の氣分を以て二十八日の總會に出席したので、それから議長のハーバーと云ふ人は、之も私平素知己の間柄でもありますし、其外重役に於て居る外國人にも支那人の重役に、私の平素出て居ります會社の關係から知つた方が居りますので

及ばず年々援助して欲しいと云ふ事をお願いし、それから個人としては何でもないが、日本の民團を代表しての重役であるのだから、是非從來通り選舉されることを希望すると云ふ意味のことを言つて居つたのですが、所が當時出席株主の八割は支那人でありまして、其の支那人の株主から新しい動議が出まして百五十株以上の株の所有者に非ざれば重役になることを得ない言ひ換れば重役は百五十株以上の所有者でなければ可憐なものと云ふことになる、それから又出席の西洋人から百五十株以上可憐な株主たることを條件とし様と云ふ様な意見が出まして、とても議場騒然として收拾困難な状態になつたのであります。ハーバー議長は確かに困りまして之をば議場に諮つた、所が百五十株が十七、百株が十八である、手を挙げさせて数えまして十八が十九になつたり、十七が十八になりたり、一方に於ては支那人は喧嘩騒々として大きな聲で演説をしまして、とても纏りが附かない、私は三時から出席しまして六時半に、其の晩行政委員會があつたので、エンゲージがあるからと云ふことを申し退席したつてあります。其時にやつと百株以上の株所有者が重役になると云ふことに傾きさうだつたのであります。それでハーバーと云ふ議長は七十株しか所有して居ないので、私が歸り掛けに向ふのセクレタリーから内証で聞きまして、別段日本人の貴方に對して居る反感の有つての八割らしい動議がない、あの英國人の議長のハーバーが七十株しか持つて居ないので、それを陥入れて支那人から新しく重役を入れ様と云ふのが今回の策動で、支那人側か八割らしい意見で困つたものと云ふこととあります。結局ハーバーは投票の結果多數で兎も角重役の中に入つたのですが、重役たる資格を有しないと云ふことで、重役に就任することが出来ない形

になつたのであります。振返つて日本の民團の株の所有数は幾許かと申しますと五十五株しかありません。西洋人は百株以上、支那人側は百五十株以上を力説して居つて、七十株の議長ですら無資格者になつたので、其の以下の五十五株しか持つて居ない民團代表は如何ともしやうがないので、私も残念でしたが遂に其儘歸つた様な次第であります。要するに支那人が段々排外的思想と申しますか、又さう云ふ風な自治權の主張と申しますか、所謂横暴になつて来た結果でなからうかと考えます。創立當時は、今から約三十年前、二百五十萬兩の資金であつたのが、數年後を経て三百萬兩に増資され、更に現在では五百萬兩に資本が増加されて居るのであります。斯の如く非常な發展を見たのは矢張り支那人の投資、援助に依るので、然るに支那人側重役の少いのは怪しからんと云ふ様なことで非常に八割出たのであります。それから、然らば前年ずつと重役になつて居たのは何う云ふ譯ですか、又假令規則改正になつても日本の民團は水道會社から言へば、非常に大きいお得意ではないか、普通の株主と性質を異にして居ると云ふことで、古い規則を土台にして重役選任を迫らうかと云ふことを考へて見たのですが何うも判然りした根據を見出しませんでした。其儘に已む無くして居る次第であります。

○遠山猛雄君

さうしますとハーバーと云ふ議長を排斥する爲めに、日本租界の重役が側杖喰つた特に日本の重役に對して何等か考があつたと云ふ様なことは認められなかつた、全體に利權の回収と云ふ様なことから云ふので、其の邊のお考は何んなでしたらうか

○遠山猛雄君 斯う云ふことを御参考迄に申上げて置きます。確信があると云ふ程の材料ではありませぬけれども、實は可成り昔のことではありますが、私のして居りました職業の上から、其の當時獨逸人が多かつたのであります。水道會社の株主の獨逸人が歐洲戰爭の爲めに歸國する時に支那人に多數譲つた、以來支那人の株主が多くなつたので、さう云ふ關係で私株主の或人間を知つて居りました。何う云ふ關係で日本租界の代表を、水道會社に於ては日本租界は非常に重大なる利害關係を有つて居るのであつて、然るも其の租界の代表者である重役を急に本年からなしになつたと云ふことは何う云ふ考だと云ふことを聞いた所が、初め笑つて居りましたが、之は何も西洋人の方が策動した一之は信じられませぬが、兎に角さう云ふて居ります。サボターデであるとか勞資問題であるとか、其他種々利權回収の爲めに水道會社が惱まされてさうして其の爲めに支那人の方に媚を呈する爲めに、滿洲問題に關して國際間の空氣と云ふ様なものを利用して、小さい媚を支那人に外國人の株主が策動して呈した其の結果で、何も支那人の株主の方では思つて居らないか、事實はさうだと云ふことを聞いたのであります。之は此の

問題には直接関係ありませんが、さう云ふ話も支那人から聞いて居りますから、他日又何か之に對して權利を主張し、利害關係の生じた場合或は御参考になると思ひましたので、お含み置き願ひたいと思ひます

○森川照太郎 されて其のハーバーと云ふのは罷められたのですか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 其後株を買収して重役の資格を作つたか何うか、私實はそこ迄離れて居りません、然し私が歸る時には出られないことになつたので、新聞のスターにも判然りと百株以上と云ふことが書いてありました、そして非常に揉めて斯う云ふことは從來見ないことだと出て居りました

○森川照太郎 ハーバーはそれで當選しませんでしたか、しては居りませんか何うです其點……

○行政委員長 (岸田菊郎君) 一先づ數に於ては當選したのですが、結局資格がないと云ふので決定は見なかつたのであります

○森川照太郎 日本租界の代表が重役になれなかつたこと云ふことは、民團に對して直接具體的の損害が何かありますか

○行政委員長 (岸田菊郎君) 大變話が今日の議案の精神から遠ざかるか存じませんが、序でお話申します、單に影響と致しましては、之迄は四百二十兩の重役手當が入つて来て居つたのであります、之が重役から除かれると自然消滅するのであります、それから重役が重役會に出席すると云ふと手當として一回七

(101)

(102)

十五兩貰えるのであります、私が重役に就任しました以上、民團の爲めに及ばず年々七十五兩儲けて差したいと考へましたので、第一回は忙し中を出席致しましたが、第二回から不幸にしてさう云ふ結果出席せんとし、能はざる状態になつたのであります、之が年に十回として七百五十兩の収入減で、それから今の四百二十兩の方は出ても出なくても送られた重役手當であります、實は之迄は餘り重役會には誰方も出て居りませんが、私は民團の収入にすれば宜いぢやないかと云ふ考を有つて居たのですが、不幸にしてそこに至らずして席を失つた譯であります、所が其の重役手當も一概に將來收入として當に出来るものでない、譯は支那人が今申上げました總會の席上で、大体今日迄の重役手當と云ふものは應大過ぎた、少く共、また大きくつた社會の重役になられる方は、可成りの財産もあり、社會的地位のある方であると思ふから、名譽重役として重役手當はないことにして貰ひたい、と云ふ様な動議と言ひますか意見の提出がありました、所が西洋人側からそれは無茶だ、重役に對して手當を今後除くと云ふことは出来ない、故に重役のとられる手當をば相當額減額して貰ふぢやないかと云ふ減額案が出た、之又議長のハーバーは大分興奮して居られました、此の時の提出議案の精神から反するから今日は審議出来ない、別に臨時重役會で審議したいと云ふことで外かの問題に移りました、それで重役の手當もきつと減つて居ることと思ふのであります、影響の程度はそれ位のものであります

○木下秀郎君 歳出經常部第九款衛生費と云ふ所で、實は之は希望であります、一寸御質問もありませんので、此の衛生費は多分療病院のことと思ひますが、こゝに技師一名技手一名とありま

す、先程行政委員長は共益會から實費診療を囑託されて療病院に於て之を行ふ様にお話になりました、實費診療を何の位の程度にやるか、所謂防疫事業の片手間にやるのか、それ共前民會で決議された如く、療病院の實費診療を充分に行ふものであるか、こゝで何つて置く所には、やるものであれば技師一名では或は不足ではないかと思ふので、其点一寸御質問致します

○行政委員長 (岸田菊郎君) 此度療病院の内部を刷新すると云ふことからして、昨夜も申しました通り、立派な醫者を迎えて大いに防疫の方面も、一般衛生の方にも實績を上げしめる様にしたいと思つて居るので、行政委員長が色々研究致しました所では、共立病院のお醫者さんの囑託と、やがて迎えます療病院の新しいお醫者さんと協力して之に強めば相當の實績が上るとの大体の見込を立てたのであります、それと申しますのは第一組織の變更を見まして、實費診療の方は共益會の方に移るそれから學校衛生の方も同様共益會が自ら適當に處理して行かうと云ふことになりましたので民團としては主として傳染病患者の收容治療並に公衆衛生の上から言つて疾病の豫防、或は租界の衛生をば遺憾ならしむる爲めに、春秋二季の清潔法は勿論のこと、其他警察の取締りに依つて外來の一般診療のこともやることになつて居りますか、それから更に共益會の委嘱に依つて外來の一般診療のこともやることになつて居りますか、差當り民團の使命としてはお醫者さん一人と、共立病院のお醫者さんに一部の仕事をやつて頂くことと云ふことで、先づ充分手は届いて行くと思つて居るのであります、所管は向ふに移りまして、民團が一般診療のこともやるのではないかと、然らばお醫者一人じやとても完備は期せないと云ふ御懸念もありますが、

(103)

(104)

よく調べて見ますと傳染病患者は普通三四名、多い時で六七名と云ふ様な状態であつて、外來の實費診療の患者の數も一日多い時で十三四名、少い時で七名位、然も性診する譯ではあります、重病患者と云ふものはなくて畢竟輕微な患者で數も少いのであります、學校衛生の方は今回共益會の方に移りましたので、共益會の理事會が新しく見えるお醫者さんの意見に依つて、或は其の方に依頼されるか、別に病院に囑託として頼まれるか、又は新しく見えた醫者の下に學校看護婦と云ふものを置いてやられるか、其邊は未だ何も存じて居りませんけれども兎に角共益會が主としてやられることになつたので、さうしますと民團の方は今申した仕事で醫者一人て充分やつて行けると云ふ見込で居りますので、豫算の上にも其考で計上してある様な譯であります、實費診療の充實と申します共、誠に程度問題で何も彼も充分なことを望めば際限ないことで、耳鼻科も必要であり、眼科も必要であり婦人科も抑えなければならぬ、同時に凡有る治療豫防に必要なる機械、其他醫療装置も必要と致しまして、然しそこ迄は實際にやり得ないと思ひます、又餘り之を擴大すれば自然實費診療の使命の範圍を超えて、開業醫、即ち職業に立入る様になりはしないかと思ひます、結局醫者一人と技手一名とあと雇員三名でやつて行けると信じて居るのであります

○木下秀郎君 只今のお話では實費診療のことを申しますが、……今實費診療以外の人は非常に少いと申しますが、それと申すのは先の院長に對して失禮であります、臨床的に餘り評判が好くなくつて患者が少なかつたのであると思ひます、現在租界の状態を見ますと日に日に不況のどん底に陥りつゝあり、同光會の如き私立の團體であるがあの通り活動して居る如く、

ら之は質問であります。希望は今述べる暇がないと思ひます。希望を述べざる権利は今保留して置きます。それで質問致しますが、器具費が八百五十圓としてありますが、療病院に對する設備費がありません。それから研究費と云ふものがあります。が圖書費と云ふものがあります。またそれと器具費の中に研究設備費と云ふものが入るものと思ひますが、實は先日療病院に對して試験室の設備を視て參つたのでありますが、もう少し擴張して貰ひたいと思ふ點がある。それに對して此の器具費では余り少いと思ふのであります。其の質問が一つ、もう一つはそれは言つて好い方がありませんが、行路病者が此の租界内に居つた場合に、行路病者と申しても日本人のみではありません。支那人もありませんし、英國人もあります。露西亞人もあります。其の人間が一団になつた場合に、それが英國人ならば英租界に送れば宜い様なものですが、送られない様な場合もあります。さうすれば先づ、例えば非常に苦んで居れば先づ醫師が来て、其の醫師が診た後に英租界の方に送るそれから日本人の行路病者が、誰も保護者がなければ何うしても民團が保護してやらなければならぬと思ふ、それに對する豫算が取つてありませんが、それは何所から斯う云ふ經費を取りますか、之はもう二三年前のことですが、支那人が公團で阿片からモルヒネを嚙みまして苦しんで居る、之を警察が御覽になりまして可哀さうだ、支那街に送るにしても人道士としての苦して居る、手當をして呉れと云ふのでそれから私が手當致しまして、結局は死んだのであります。其の費用は貰つたことは貰つたが、民團から貰つたのでありません、警察の特別の何かから出たのでありますと思ひます。斯う云ふ費用を一文もつてないと云ふことは公共團

實際に貧困で救済してやらなければならぬ様な人間が澤山あると思ひます。然しさう云ふ人が今迄の設備の不全である所の、醫者延滞するに足らない、之に加えて自分の名譽心から此の實費診療所に行かなくなつた爲めに患者数が少かつたのであると思ひます。之がもう少し賃の好い醫者を置いて、設備を整へたならば相當に賃は實費診療所に參る患者が増えるかと思ふので、必しも内科だけではいけません、此の度何う云ふお醫者を招聘なさるか知らんが、從來からの例に依れば何れ内科の専攻で、それに加えて防疫上の経験のある方が云ふことにならうと思ひますが、中々内科の畑にメスを取ることが出来ないものが多いのであります。實費診療所と云ふものが單に内科のみならず、八巻く言えば眼科もや、婦人科もや、耳鼻喉科もやらなければならぬのであるから、一面に外科の畑から出た方をもう一人置けば非常に都合だと思ふのであります。さうなれば殊更に、今は臨時に公立病院に頼んでありますが、檢徽等も新しいと言ふ醫者にやらせれば宜いと思ひます。それから巡捕の治療を療病院でやるのであるが、之も甚だ不徹底でありまして、あそこに參る巡捕もこぼして居りますが、一寸した腫物が出来れば療病院に行つても、あそこは外科大夫が居ないから診て呉れない。それで外科をやつて居る私の所によく參りますので、私は實費以下の診療をやつて居ります。それで民團の費用で巡捕を雇ひ、さうして其の巡捕の治療を一開業醫が稼の下力持つて居る譯はないと思ひます。さう云ふ點から言ひますと將來恐らく技師一名では何うも不完全ではないかと思ふのであります。見解の相違と言へば仕方ありませんが、只今の會長のお話では單に從來患者が來なかつたから今度も少いだらうと云ふことは一寸私等には受取れないと思ひます。それが

さうなものだと言ふことで、勞々技師として一名を豫算に組んである次第であります。木下議員の御懇切なる御意見を拜聴致しまして、今後は出来るだけ一般診療、其他各衛生並に防疫豫防等に就ても萬全を期する様に努力したいと思ひます。行路病者のことをお話でありましたが、之は第十一款に救助費として五百圓計上してあるのであります。此の中から必要に應じて支拂して行くのであります。素より行路病者があつて、何所も診てやる所がない、斯う言ふ場合は民團は巡捕の診療と同じ様に療病院の方で之を治療し、又出来るだけの世話をしようと考えて居ります。

○菊地新一君 民會議案を拜見致しますと、其の内の第一條の「病原體検査、病理試験及衛生試験」と言ふ所の「衛生試験」と言ふ條目に就て質問を希望を述べたいと思ひます。それで衛生費の民團技師一名、技師一名、雇員三名と云ふ風であります。衛生試験をされる方は何う言ふ方がされて居りますが、それに就て一寸御意見を伺つて置きたいと思ひます。それは衛生試験を、租界の衛生と申しますと、飲食物それから飲料水さう云ふ様な試験をする爲めには、矢張り専門家の人が必要だらうと思ひます。それに就ては當租界の支那人の飲食店及日本人の飲食店に於ける、之は豫防醫學上とも申しますが、さう言ふ防疫に關した衛生試験検査するさうした技師者を招聘することを希望致す次第であります。さうして現在に於てはさう言ふ試験を何う言ふ方がやつて居るか伺ひたいのであります。

○行政委員（總管信治君） 貴方の將來の御希望、其のことに就ては行政委員の方では充分考へて居ります。それから現在誰がやつて居るかと言ふことでありますが、今の所て

体としての民團が租界の衛生をやつて行く以上多少の缺陷があるのぢやないかと思ふのであります。此の二項を一寸御質問致します。

○行政委員長（岸田菊郎君） 療病院の實費診療は要するに醫者其の人に依ることと思ひます。成る程從來は多少、防疫の方には就きまは比較的非難もなかつたが、臨床治療の方には意見もあると言ふことをば私に述べられた方もあつた位であります。御趣意はよく通じて今同見える醫者は必ず吾人の期待に添ひ得る方と考えまして、只今多し時で三四人で、何う言ふ風に言ひますか例へば外來患者が増へても充分に治療し、又患者に對する懇切も盡してやられることと思ひます。一人のお醫者さんで防疫、一般公衆衛生、外來の患者の實費診療をやつて貰つて、それから酌婦の檢徽は矢張り専門は何所迄も尊重すべきものと言ふ考へて公立療病院の醫者に委託することに考へます。一人のお醫者と、公立療病院の嘱托と相俟つて効果を上げたい、然し乍ら新しい醫者が見えてやつて見ました結果、何うしても一人ではやりおほせない、例へば公共團との話に依ります。依りますれば公共衛生のことも其の方がやれるか、或は案外に其の方のやり方に依ります。依りますれば、實費診療の方も手廻り兼ねると言ふ様な状態に立至ると言ふならば、其時は行政委員會も適當に考慮して、必要に應じて更に一名の増員を考へても遅くはないと言ふ考も有つて居ります。差當りは第一經費の關係もあり、所管が一部公共團に移りましたこと其の次は從來のお醫者よりも遙かに好い方が來て貰える積りで、さうすれば一人てやつて行く

は昨年なんかも先づ衛生試験らしい試験はやつて居なかつた、て若し實際に於て必要であつたならば、其の時に技師、技術員の手で足りなければ何うしても、或は傍から薬剤師の方なりの手を借らなければならぬ場合があるかも知れない、之は田村さんの會長の頃置かれた思ひますが、其の精神は要するに一面には此の租界で病原体の検査、病理試験、衛生試験等の權威を療病院に置く様にしたいと言ふことにあるので、現在では未だ充分ありませんが、將來は御希望の如く行政委員も考へて居る積りであります。

○木下秀良君 私の行政委員會長に對する質問の途中で菊地さんの質問が入つて途切れましたが私の未だ續いて居るのであります、一寸會長に苦言を呈します、現在では技師一名で宜いと仰つて居りますが、それならば何故昨年時には囑託を罷ひ、而もア言ふ不都合になつたかと言ふ苦言を呈します、それから檢査のことには就ては、之は私が關係したことで言ひ悪いこととありますが、元來高瀬君がやつて居りました、其後坂本技師が檢査と言ふ様なことを、民間の開業醫にやらせると鬼角精實になり弊害が作ふ、之はやはり民間に扱ふ方が好いと云ふこととて、至極御尤もと思つたのであります、さうして現行政委員の方もそれが宜いと云ふこととて、療病院の技師のもとに移管したのであります、それが又今日になつて共立病院に之を依頼して居るのであります、我々私立病院とて同じき變りはない、共立病院と言つても一つの醫利病院であつて見れば我々と同ものであります、そこに入つて居る醫師であるから囑託して構はないと言ふことは、さう言ふ點は不審に考へられるのであります、何うも今迄のことは見ますと坂本技師が何うも忙しから囑託を罷つて呉れと言ふから罷つた、民間にやらせては弊害があ

(109)

(110)

○行政委員會長 (岸田菊郎君)

るから之を療病院に移したいと坂本技師が言はれるから之を療病院でやつた、何うも此の行政委員會には確固たる信念がなく、單に一技師に依つて左右される様な形跡があるので、さう言ふこととてなければ幸ひに考へますが、其の點一寸お伺ひ致します。

成る程一日二名にして、今回は事件があつたと言へ一人に變るのば甚だ不徹底ではないかと云ふ御意見ですが、此の理由は先刻申上げました通り、先づ學校衛生それから實費診療の方も所管を共益會に移したのであります、そこに多少の趣きが變つた点がござります、それから先達見えた問題の左野と言ふお醫者さんを囑託したことは、婦人科を専攻せられたと言ふので甚だ適任だと言ふこととて、富貴胡同の酌婦の檢査に當つては實は言ふと考へて、其の望を有つて旁々實費診療の充實をしようと云ふことと呼んだのであります、御承知の通り始末になりましたので、今回は先年共立病院に囑託してやつて居つた前例もあり、只今も共立の産科婦人科のお醫者さんにやつて頂くことにしたので、之に就て何等不都合はないだらうと思ひます、寧ろさうした方が専門の醫師が受持ちになり、患者に臨み親切に治療を願はば之も自他共に仕合せだと思ひます、さうしますと残るのは防疫事務と公衆衛生に關すること、學校衛生は取除きまして傳染病患者の治療と言ふこととてあります、あとの外來患者の數と言つてはさう大したものでもありません、新しく見えるお醫者さん一人てやつて行けさうなものと言ふ考を有つて居るのであります、然し必しも何所迄も一人てやれと言ふのでありませんが共立病院の婦人科のお醫者に酌婦の檢査は頼むと、さうしたならばあとは言ふても二人も呼

ぶと言ふ程の仕事もないではなからうかと思ふ、それに共益會から五千弗の交付金を受けると言ふても餘裕線々と言ふ程でもありませんからして、それよりも細菌の培養とか、調劑とかに充分な心得のある方を呼び、看護婦を二名増員して病院の中の陣容を備えた方が、寧ろ成績が上がるのではないかと考へて以て色々研究した結果、先づ此の際技師一名の外技師一人、即ち本格的の醫者一名てやつて行かうと言ふことに考へましたので、總て二名呼んだ時と状態が變つて居るのであります、今回は一名にしたからと言つて、其の時の御都合主義でやつて居る様じやないかと云ふ御疑念がありましたから、以上のことをば御諒解願ひたいと思ひます、若し一人てやつて行くよりも、少々の費用を殖やしても二名にした方が宜い、又二名にしなければならぬ様な用事がウツとある様になりましたら、其時は適當に考慮したいと云ふ用意は有つて居ります。

○議長 (下野壽君)

質問なら別ですが、御議論なら大抵御意見は解つて居る様ですから、それに大分遅い様ですか。

○木下秀良君 行政委員會長のお考の違つて居る點を申し上げますが、一概に學校衛生と申ししましても、小學校もあり女學校もある、幼稚園も、今度は商業學校も出来るのであります、此の大勢の學生に對して共立病院の何れだけのお醫者の方がやつて行かれるか知らないが、共立病院も一營利病院である以上は、矢張り毎日の外來患者を診なくては食つて行けないのであります、毎日の外來の患者や入院患者が本意なんでありまして、小學校の兒童の衛生状態や何か

(111)

(112)

に對しては、上の空になりはしないかと思ひます、トラホーム豫防とか、小學校幼稚園にはデノテリーの豫防もやらなければ可けないだらうし、猩紅熱の豫防もやらなければならぬと思ひます、さう云ふ總ての豫防事項が共立病院だけで出来るものか出来ないものかと云ふことを先づ少しお考へになつて頂きたいと思ひます、それから檢査に就ては、現在ではありませんが前に共立病院がやつて居たことがありますが、矢張り弊害が起つたので之を民間に移管したのであります、又鬼角あ、云ふ月給取のお醫者さんは月給取のタイプになりがちであります、それが前に事故を起した原因でありまして、又將來も保証は出来ないであります、さう云ふ點に就て多少お考が違ひはしないかと思ひます。

○行政委員會長 (堀谷信治君)

大體先づ會長の答へて居ると思ひますが、少しく私が補足して木下さんにお話したいのであります、先づ貴方が前に二名の醫師にして居つて、今度あ、云ふ様な事件が起つたと云ふことに對して苦言を呈すると云ふこととては、其のことは前日にも志村議員からも聞かれた所でありましてあの時にお答へして置きました通り、貴方が苦言を呈すると言はれる迄もなく、我々は今後雇ふ後任の醫者のことに就きましては慎重にやつて居ります、實は行政委員から頼みもありまして、私が醫者であります關係上其の證に當つて居りますが、之も土地柄共立東亞の兩大病院長に来て貰ひまして現に今證中でありまして、それに慎重にやつて居ると云ふ點で貴方の苦言はお取消し願ひたいのであります、それから今の富貴胡同の囑託でありま

(113)

すが、之は今會長の言はれた様に何時迄も共立に置いておくものではありませんが、只あ、云ふ様な事件が起りまして、一時療病院の空気の刷新と云ふ事から、全部一時に解職と云ふことになりましたので、今迄の仕事全部共立にお頼みしたのであります。夫て將來は先づ一人の醫師と云ふことで、に上げて豫算を編成したのであります。之以外に一方、之は共益會のことであります。學校衛生と云ふことに多少の豫算が採つてあるさうです。將來共益會とよく協議致しましたならば、先程會長の言はれた如く今は一名の醫師と囑託を置いてやつて見るのであります。一名の醫師も其の方が来られた上、そして尙事態に鑑みまして共益會とも共立して更に技師一名、或は出来得ることならば技師を増すと云ふ様なことにして行く様なことになるだらうと思ふ次第であります。それから候補者を呼んで居ることに先程申上りました様に共立の押田さん、東亞の田村さんの意見も加味して居る様であります。今言ふ様に假に二名の醫師を任命する場合には何う云ふ風にするか、例へば貴方が先程一番先に御質問になつた如く、將來實費診療と云ふものに置き置か、或は民衆の公衆衛生にも意見を聞き、之を参考として行政委員の席でも述べたいと思つて居ります。實費診療と云ふことに就きましては、先程會長からお話がありました如く、現在では先づ本來の民衆の基礎としての業務を完全にして、其の餘力を以てあの病院に實費診療に來られる患者を診て上げると云ふ程度であります。其の程度を、充實を圖らん爲めには少しも診療に慣れた人を呼びたい、其の意味で囑託を呼ぶ様に此の前の行政委員會ではした譯なっております。先づさう

(114)

云ふ様な有様ですから、今こゝに計上して居ります豫算と、それから共益會の方と協議して行きますれば、將來場合に依つては貴方の希望して居られる様なことも、或は實現せられる様なこともあるのではないと思ふ、尤もそれは行政委員會と共益會の意向に依りますが、さう云ふ風になるのではないと思ひます。何うか賛成の意を表して頂きたいと思ひます。

○木下秀良君 只今型行政委員から伺ひましてよく分りました、私の質問は之を以て終りに致します。

○議長 (上野詩君)

先刻の千葉議員のお尋ねに對して報告がございませぬ。

○村田書記 八月三十一日の行政委員の議事録に依りますと、別に水道を民間團體にするとかしないとか云ふことはなかつたので、只報告事項の中に英吉利租界の井戸の掘削状況の報告があるだけであります。それで何か新聞で間違へたのではないかとと思ひます。

○千葉初藏君 水道はやるのですかやらないのですかやうなるのですか、三年前に開墾してやる様になつて居つたのですか如何になつたのでせう、水道會社の約束の年限が切れるのではないのですか。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

色々其の點研究して居りますが、行政委員會では差當り水道開墾は其の時期でないし、又其効果も確然と認められないので、今の所ではそんなに着手する意志はないのであります。

○千葉初藏君 そんな考ありませんか。

(115)

○行政委員長 (岸田菊郎君)

と申しますのは、英租界の現状を御覽になつても分りませうが、又近くは日本租界の掘井戸の結果を見ても、近來益々水が濁り、砂が混つて來、鹽分が殖えて來て結果は頗る悲觀すべき状態でありませぬ、のみならずグレイヤモンドボートリングと言ひますか、新しい装置を設けて井戸を掘りまして、見込が充分立つて居ないのみならず非常に費用が掛りますので、其所迄犧牲を拂ふ程の必要を認めず、依つて現在では水道の開墾と云ふ意志は有して居らぬのであります。

○千葉初藏君 橋立街の水は非常に水が良いと聞きましたが、鹽分が四十五しかないと聞きますか。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

さう判然と好いとは聞いて居ないので、又成績が好いか知らんがあれだけでは……。

○千葉初藏君 青島邊りは六十五位あるのではありませんか、英租界では百二十位ありますから、大變日本租界の水質は好からうと思ひます。

○森川照太郎君 大分時間が遅くなりますから、私が保留して置いた意見を申し上げることは後の機會にしますが、こゝに一つ質問でなく希望ですが申上げて置きたいのは、此の臨時歳出の土木部の道路築造費と云ふものは、本年は僅かに一万八千四百四十四、前年度の二万六千三百八十九圓に比べて凡そ八千圓減じて居ります。去年二万六千圓が最近十年間の土木築造費の一番少ない数字だと言はれて居るのに、更に約三分の一減じて本年は僅かに一萬八千圓しかないのではありませんか、私は敢えて行政委員會を攻撃する譯ではありませんが、之は少々無茶過ぎる様に思ふ。全ての日本租界の道路が完成して居るならば未だ宜いですが、昔の儘の道路が今でも幾筋か残つて居りますのに、僅に一萬數千圓しか採つて居ないと云ふことは、地方自治體と云ふもの、本務を閉却して居る扱ひ振らだと思ひます。實に之では最近十一年間に一番少ない数字になつて來るのであります。然るに一方豫備費には近年にない五萬何千圓と云ふものが採つてあります。或は之には時局を考慮してと云ふお話もありませうし、又汚水溜の工事を團體と一緒にしてやることを時局の爲めに止めたからと云ふ様なお話もありませうが、言譯は何はなくても宜いのです。只私は之だけの剩餘金を残す位ならもつと工事をやる方が宜い、何にも手も附けない様な道路を未だに二三本有つて居ると云ふことは、日本租界の文化の程度、傾下の象徴です。餘りにも見つともなさ過ぎると思ひます。之を豫算審査委員會でも是非復活して三島街、興津街の道路を完成する様に本年度に實行して頂きたい、やり繰ればまだ二三萬圓は出ると思ひます。是非此の點希望致します。

○行政委員長 (岸田菊郎君)

簡単に御報告致します。御説御尤も千萬でありまして、淡路街の外に是非三島興津は修造したいと云ふ考えて、現に今一つの汚水池の土木も本民會に出して御協賛を願つて居りました。如何せん現下の時局に依つて一時見送ることになつたので、其の爲めにこゝに淡路街しか上げてないのであります。然しやがて事態も落付きましたならば、臨時民會を開いて土木費の團債問題を御協賛を仰がふと思つて居るのであります。

(117)

○森川照太郎君 外の方も質問も済んだ様ですから、それに時間も遅いし………

○宮武徳次郎君 歳出經常部の第四款警備費に就て一寸お尋ね致します。警備費は最近年々増額する様であります。五年度は十萬七千幾許、六年度は十一萬一千幾許、昨年度は十二萬八千九百五十二兩本年度は十三萬三千四百三十九兩と云ふことになつて居ります。それで一昨年度と昨年度は巡捕の数は三百三十人でありましたか、本年は三百四十名、十名の増員になつて居ります。此の増額された理由を伺ひたいと思ひます。

○行政委員長 (岸田菊郎君) 成る程殖えて居りますが、事變に依つて自然警備の任に當る人手を殖やすと云ふことであり其外被服の方で幾分か殖えて居りますが、それ位の點でさう昨年度に比して特殊な理由があつて殖えたものでなくて、先づ自然増加とも稱すべきで之に就ては可成り審議を重ねたのであります。之だけは是非事實已むを得ないと云ふことに意見が一致しまして、に計上した譯であります。尙豫算審査委員会も出来ることありますから、其の席で尙詳しく説明申上げたいと思ひます。

(118)

、成る可く之は削減しない方が宜いことは分つて居りますが、第一にお伺ひしたいと思ふのは道路の使用料に就きまして、之が五百兩計上されて居りますが、此の五百兩と云ふものには、中原銀行の横の道路を使用して居るあれも含んで居ること、思ひますが、あれを約六十坪と見て先づ二百兩十兩になり、これは道路でない、公益會の土地であると云ふならば、郡民があれこの道路を使つた時は料金は立派に出して居る、あの方が建築された時に道路使用に對して料金を拂つて居るのでありますから、之は普通の道路と認むべきものであります。中原会社の横のあの場所を一定の道路と認めて道路使用料に含んで居るものとすると、残る所は二百兩十兩しかないのであります。此の點をお伺ひ致します。もう一つは營業課金を四萬兩と云ふことは一寸見積り過ぎて居るのではないかと思ふのであります。と云ふのは本年度は昨年度に引續きまして尙不況の状態を續けて居り、家賃の滞り其他全ての支拂に至る迄昨年より以上に好くはない様に見られるのであります。之は一寸見積り過ぎて居るのではないかと思ひます。殊に私の知つて居ります店屋の費用も足りないと思ふ最近の行かんと思ふものもありません。斯う云ふ事も無論斟酌して居られること、思ひますが、此點も一つお伺ひ致します。それからもう一つ先程森川議員から道路の築造に就きまして、淡路街以東の道路を充分にしてと云ふ色々御話がありました。大体民會で極めたことは成る可く先に極めたこと、から實行して頂きたいと思ふのであります。近い話が常盤街の普通道路であります。之は大正九年に民會で極めたこと、それから大正十年に更に民會で決議したのであります。今以てあれは實行して居りません、今共立病院が定めて居り、建物會社に於きましても將來あそこは改築しやうと

(119)

云ふ意向の様に伺つて居りますから、此の機會に於て普通道路を掃けると云ふことは、淡路街以南に先んじてやらなければならぬこと、思ひますが、今は財政困難の場合でせうが、漸次に極めた方から先に着手して頂かんことを希望するのであります。

○議長 (上野壽君) 今の橋本さんは説明をお求めになるのですか。橋本太君 簡潔に申しますと、中原会社の横の道路使用料を徴つて居られるのですか徴つて居ないのでせうかそれをお伺ひ致します。

○行政委員長 (岸田菊郎君) 只今條の吏員に確めますと、使用料は徴つて居らんさうです。橋本太君 あれは徴らないでも差支ないのですか、道路を使用するのには一坪に就て一仙と云ふ料金を徴することになつて居ります。僅かな所に掛けて置いて、云ふ大きな場所を掛けないと云ふことは大きな租漏があると思ひます。之を徴つて居ないとすれば、之迄の五年間と云ふものを徴収する様にすれば更に収入が殖える様に思ひます。

(120)

○議長 (上野壽君) 何所の所ですか。橋本太君 中東石印局の前。○行政委員長 (岸田菊郎君) 自動車なんか置いて居るのですか。橋本太君 芥箱から石炭の殻、荷物、殆んどあれは自轉車でも通れん場合もある、私はあれは無論料金を拂つて居るものと思つて遠慮して居たのですが、私の所にお客さんが來られても、特にあそこで車を降りて身体をやつと曲げて通る時があります。あそこは無論使用料を出して居ると思ふから我慢して居る………

○議長 (上野壽君) それはあとで調べることにして、其の次の營業課金のことを。○行政委員長 (岸田菊郎君) 今の貴方の所に芥箱の置いてあることは警察にも取締つて頂く様に一應考えて見ます。使用料は先刻申上げました様に徴つて居らんさうです。それから營業課金の計上が少し多くなり過ぎませんかと云ふお尋ねであります。貴方のお考えの點も無論考慮に入れます。今年度は四萬兩計上致しましたので、要するに前年の豫算は割合に内輪に見積り過ぎた點もありません。豫算審査の際にも四萬兩は充分徴れる見込で計上したのであります。尙詳しいことならば吏員から説明申上げます。

○橋本太君 次に普通道路、之は希望ですが之は大正九年に民會を通したので、第二回は

(122)

あつたのでありますけれども、熱河事件も相當に急進に進展致しまして、或は事變が天津に相當切迫する様な懸念もなきにしも非ずと云ふ様に考えられますので、萬全を計つて其の二萬弗はいざと云ふ時に手元に金がないと心細いと云ふことで、準備金に繰入れて二萬弗を減らしまして十萬弗返すことにした譯であります。それから正金銀行に對する團債の償還は、今後出来るだけ速く完済し得る様に積りてあります。尤も思ひ掛けない事件が起きたり、或は何うしてもやらなければならぬことがあつたり、其の爲めに自然償還が思ふ様に出来んかも知れませんけれども、精神としては極力速く返すことに務めたいと思つて居ります。

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
失禮致しました。それは殿治君は既によく事情を御承知と思ひましたので、それで形式と云ふと云ふんですが、借れたら返すと云ふ考であります。

○殿治部一郎君 多分さうだらうと思ひましたがそれで差支えないのですか、昨年は利息も加えて九萬七千幾許でありましたが、之で見ますと、此の外異議ありませんが、一六萬弗借りるとすれば、利息の一萬八千弗と云ふ金は餘分に出してあると云ふことになりませんか之は何うでありますか、利息は當り前になつて居りますが、それより七萬八千弗借られる様にしが宜からうと思ひますが

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
利息は普通に拂ふことになつて居るのであります

(121)

正十五年に通過して居るに不都合だに實行せられずに淡路街を先にすることは幾分矛盾して居ないかと思ふのであります。もう一つ今の常盤街と云ふ道路は曙街と同じ様に、あそこを通らせると旭街の交通は餘程繁になるだらうと思ひます。前に可決したことは成る可く先に後で可決したものは後でする様に、但し緊急のものとは別ですが、淡路街以南は然程緊急ではなからうと思ひますから、一寸希望を申して置きます

○議長 (上野壽君)
外かに質問はありませんか
(「なし」と呼ぶ者あり)
御質問がなかつたら……

○殿治部一郎君 一寸簡單に團債ですが、正金から借つて居るのは、今年十萬弗返すと云ふことは、二十二萬弗の内が六萬弗返つて居るのであり、それから今年度の分は九萬弗返す所を十萬弗返すと云ふこととありますから、一萬弗多く返すとあとに五萬弗不足して居るのであります。が、それは何う云ふ様な考を有つて居るのでありますか、今年中に經費を切詰めて返すと云ふ様にお考になるか、返すのは九年と十年に、あと十二萬弗返すからそれと一緒にされる御意見ですか、それから第二に第七團債借入金借入れると云ふことは、本當におやりになると云ふお考でありますか、其の點を簡單に御説明願ひます

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
十萬弗正金に返すことに計上してあるのであります。實の所もう三萬弗無理して返す積りで

(124)

すといふことも宜くない、一萬弗の減額と云ふことは全体の豫算額から見まして、約八十分の一であつて少くない金額であります。斯う云ふ思は何う云ふものなんでしょうか、今の外務省に實際に返すものか何うか、もう一度確かめたいと思ひます

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
………連記 削除………

○森川照太郎君 時間も大分過ぎますから、今晚は之で終つて豫算審査委員會に附託致しまして、散會することと思ひます。何うか御賛成願ひます

○議長 (上野壽君)
只今森川議員から動議が出まして、質問を打切つて審査委員會に附託して、之を審査しやうと云ふ御意向でございますが、それに御賛成でございますか

(「賛成」の聲起る)
多數御賛成があつた様です。さうしますと何時も委員は十五名であります。十五名議長から指名して差支えありませんか

(「議長指名一任」と呼ぶ者あり)
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長 (上野壽君)
それでは私から議上げます

(123)

○殿治部一郎君 利息だけでも拂ふと云ふことなれば問題ありませんが、元金も利息も云ふことなれば、一萬八千弗多くあるのですから、さうであつたら豫算の組方が違つて居ると思ひます

○行政委員 (平井久一君)
殿治さんの質問の外務省の借りは、元金はあ、云ふ體裁になつて居りますが、利子は拂ふだけの餘裕を有つたから拂ふことにしやう、昭和五年以來利子も元金も拂つて居ないのでありますし、今年から利息でも拂はうと云ふことになつて居ります

○殿治部一郎君 利息だけならば差支えないのですか

○行政委員 (平井久一君)
利息は拂へるので

○龜澤省朗君 私も此の團債に就てお伺ひしやうと思ひます、今聞いて居りますのは外務省の外債のこととありますか

○行政委員會長 (岸田菊郎君)
さうです

○龜澤省朗君 本年は返すか何うか分らない様な話でありましたが、實際之を一寸見ました所、換算率は百二十弗とありますから、元利共返して七萬八千弗と云ふことに豫算に書いてありますが、現在の爲替と比較すると約一萬弗位の差が出来て來ると思ひます、之を何時迄に返すか知りませんが、約一萬弗位の餘裕が出来て來る、豫算が殘る様になつて來る、徒らに豫算を殘

(125)

田村 俊次 郡 茂行君
 鍛冶 一郎 眞藤 葉生君
 赤山 今朝治 山上 逸君
 松本 京作 橋本 磯太君
 森川 照太 龜澤 省朗君
 大内 專 木下 秀良君
 遠山 猛雄 金山 作次郎君
 渡邊 徳太君

以上十五名にお願ひ致します
 尚明日甚だ御迷惑であります、午後二時から民団の會議室で豫算審査委員會を開きたいと思ひます、何れ御通知致しますが然様御承知願ひます、それと只今一緒に議題になつて居つた第十一、第十二、第十三を審査委員會に懸けることに致します、それは今晚は之で散會に致します(拍手)

午後十二時五十分閉會

(126)

昭和八年第二十六次居留民會通常會議事速記録

昭和八年三月二十五日 於 公會堂

第三日 議事日程

第一、昭和八年度居留民團歳入出總算案(第一讀會續)
 第二、昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案(第一讀會續)
 第三、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案(第一讀會續)

出席議員(四十八名)

○議長 上野 壽	上野 壽	鍛冶 一郎	岸田 菊郎
大内 專	植前 香	赤山 今朝治	金山 作次郎
眞藤 葉生	武内 進三	木下 秀良	足立 傳一郎
松本 京作	橋本 磯太	佐々木 敏丸	山田 榮治
遊木 幸平	遠山 猛雄	松尾 豊實	小澤 昇
川口 泰	高橋 眞美	佐々木 清一	郡 茂行
根木 鐵次		山尾 市二郎	山内 令三郎

(127)

山本 永規 鹽谷 信治 大野 榮 森川 照太
 黒川 重幸 鹿田 多三郎 原田 萬造 鷺田 小平治
 張 綱 田中 錦太郎 岡本 久雄 菊地 新一
 千葉 初彦 宮武 徳次郎 清水 一太郎 龜澤 省朗
 志村 正三 稻田 龜治 川島 賢明 太田 岩吉
 出席行政委員(十名)

○會長 岸田 菊郎
 鹽谷 信治 平井 久一 足立 傳一郎 山田 榮治
 佐々木 敏丸 植前 香 牧 尙一 武内 進三
 岡本 久雄

午後八時四十五分
 ○議長(上野壽君)

只今四十七名御参集になつて居りますから之から開會致します、一寸議事に入るに先立ちまして報告致します、一昨夜當議場で關東軍司令官、それから海軍の警備司令官、當地の駐屯軍司令官並に山海關の守備隊長に、民會を代表して議長より感謝の電報を打つ様に、又司令官には御面會して感謝の意を表し候と云ふ決議でありました、本日電報もそれ／＼打ちました、只今電文を讀上げてお聞に達し候と思ひます、當地の司令官には私が今日午前中に参りまして親しく當民會の感謝の意を申上げて置きました、司令官に於きかれましたも大變御満足になられまして、それ、部下に傳へるからして民會の諸君にも宜敷く申上げて呉れ、斯う云ふお言葉であります、其のことを御報告致します、今電文を書記から讀み上げます

(128)

○村田書記(電文朗讀)

(一)關東軍司令官武蔵大將宛
 滿洲熱河ニ於ケル貴軍の赫々たる功績ハ今次聖戰ノ目的ヲ達成シ皇軍ノ武威ヲ宇内ニ輝カシタルノミナラズ延イテ我等在支居留民ノ不安ヲ除クヲ得タルハ偏ニ貴軍將兵ノ忠勇忍苦ノ賜ニ外ナラズ茲ニ天津居留民會ノ決議ニヨリ居留民ヲ代表シ謹ミテ感謝ノ意ヲ表ス

(二)第二遣外艦隊司令官津田少將宛
 寒威骨ニ徹スル北支海上ニ多大ノ辛苦ヲ忍ビ克ク警備ノ任ニ當ラレ、貴艦隊ノ功績ハ敵軍ノ行動ヲ牽制シ我陸軍ノ滿洲熱河戡定ニ貢獻セラレタルミナラズ延イテ我等在支居留民ノ不安ヲ除去セラレタリ茲ニ天津居留民會ヲ代表シ謹ミテ感謝ノ意ヲ表ス

(三)山海關守備隊長清少佐宛
 貴隊ノ山海關ニ於ケル赫々たる御功績ニ對シ天津居留民ハ敬仰感謝ノ念ニ堪エズ茲ニ天津居留民會ノ決議ニ依リ忠勇ナル貴隊ノ將士諸氏ニ對シ滿腔ノ謝意ヲ表ス

○議長(上野壽君)

昨晚の決議に依りまして、本日昭和八年度の居留民團歳入出豫算案一並に昭和八年度特別會計天津共立學校増築費積立金歳入出豫算案、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案、此の三案を審査して頂く爲めに審査會を開きました、午後二時から六時半迄熱心に審査委員諸君は審

査下さいましたのであります。登壇の委員諸君は十三名で、渡邊徳太君は事故の爲め欠席でありました。それから山上逸君が病氣の爲め欠席でありました。其の外かの十三名は皆お揃ひ下さいました。熱心に審査されました。委員長は赤山今朝治君で、只今審査の結果をば委員長から御報告がありますから、何うぞお聞き取り願ひます。

○赤山今朝治君（登壇拍手）

私は皆さんの御推選に依つて、委員長としてここに審査したことを報告致します。昭和八年度の歳入出總算案は、非常時不況の折柄行政委員各位は非常なる苦心を以て、漸く赤字を出さなければならぬ状態であつて、私共審査委員としては増減若くは削ると云ふ機を所を見出さなかつた爲めに、少しく軽率の様な感がありますが、全部審査の結果承認致しました。然し各款に就て意見とか議論と云ふことがありましたから、それを少し御報告致します。恒例に依りまして歳出から御報告致します。

經常部第一款事務費、此の内の第十番目にある宿舎料、此の點に付きまして、宿舎料は家若しくは金で給して居り、多少複雑して不便である、何とかして之を統一する方法がないかと云ふ御意見がありまして、行政委員會としては出来るだけ、漸進的に統一しようと思つて、その他は別に何の意見もなく承認致しました。第二款第三款は何も意見もなく、之は全部此儘承認致しました。第四款警備費は、御覽の通り大分増加の様に見えますが、之は前年度に於て已に極つて居つたと思ひますが、被服は多少一部分的に、漸進的に改良したいと思ふことと其の費用に幾分を見ても、目下の情況から警備上巡捕が少く不足する故、十名を増加す

(130)

(129)

るだけに止まつて、大体は従來の通り、之も已むを得ないと思ひまして審査委員は承認致しました。第五款土木費、土木費の中の九の街路費の所に於て、此の、前年に於て道路の歩道の狭い所の街路は、寧ろ人の通行上妨害になるから、狭い道路は取つた方が宜いと云ふことが、確かに前年の民會で報告して皆さんの御協賛を得たと思ひますが、今年もそれと同じ意見で、まア無理に植へてあるのは取らなくとも宜い、附植はしない方針にして、道路の所の住宅で前面に庭を有して居られる家には、租界局から御希望に依つて植えてやり、又年々手入もしてやると云ふことに致しましたから、御希望の方には租界局に御申出があれば、細い所の道路には街樹を植えない代りに、庭に青いものを植えて成る可く繁茂させると云ふことにします。第六款第七款は皆此の儘であります。第八款此の通り、第九款衛生費、之には相當議論がございまして、殊に田村醫師及木下醫師の御意見としては、技師が一名では公衆衛生とが學校衛生とか、凡ての點に就て充分に活動は出来ない、従つて開業醫に囑託することも、亦完全に職務を實行して貰ふことは氣の毒であり、同時に出来ない所、故に何とか都合して二名にして充分やつて貰ひたいと思ふ御意見で、そしてのみならず希望と異つて實施して貰ひたいこととありまして、行政委員會としても同意で、新任の醫師の到着を俟つて、共益會とも協議して必ず實行すると云ふことで、此の豫算は此の儘に承認して居ります。十、十一、十二、十三、十四は別に何もなく全部承認致しました。之で歳出經常の方には終りました。それからもう一つ臨時部第一款土木費、こゝに豫算では淡路街の道路を造ることになつて居りますが、森川委員の熱心なる御希望に依つて、又皆さん御賛成で、豫算は兎に角此の儘で置いて、必ず本年度に於てもう少し道路工事を興して貰ひたい、日本租界は租界が始つて以來三十五年にもなる

に不拘、今だに未成道路が數本あることは、世間に對しても恥であり、一般交通に對しても不便であるから、もう少し速く完成して貰ひたい、殊に此の前の十年計劃に依つて全部の道路を完成することを民會で通過してあるのではありませんから、是非完成して貰ひたいと思ふ御意見でありまして、行政委員會は必ず本年度内に實行すると云ふことで、之も此の儘豫算は動かさずにやる場合があれば臨時民會でも聞いてやることに通過致しました。二款は此の儘、三款も大体に於て原案の通り、四款、五款、六款、七款全部原案の儘承認致しました。其次は八年度の特別會計で天津共立學校増築費積立金歳入出豫算、之は歳入歳出共全部承認致しました。八年度特別會計減價基金歳入出豫算、之も原案通り承認致しました。右の如く大体に於て全部承認した譯であります。皆さんに於ては、皆さんに於ても充分御審議あらんことをお願い致します。（拍手）

○議長（上野壽君）

只今委員長から御報告がありまして、大抵御了解になつたこと、思ひますが、若し御報告に就て何か御質問がありましたら仰つて頂きます。

○森川照太君、之は直接豫算に關係はないのですが、先日留保して置いた權利に依りまして、製水會社の配當のないことに就て質問しまして、それに對しての意見は後で申上げることで宜しうございませうか。

(131)

(132)

○議長（上野壽君）
簡潔にお願いします。
○森川照太君、成るべく簡潔に申上げます。私は之を別に、従來の行掛りは皆さん御承知の通りであります。さう云ふことを根に有つて此言ふ様な考は毛頭ないと云ふことを御諒願つて置きたいと思ひます。
何分民間も四萬圓の金を拂つて株を持つて居るんで、居留民の多數も株主であり、既に成立して居る會社でありますから、何うか行く様にと云ふことをお願ひこそすれ、決して之を追及するとか、若しめるとか云ふ考は毛頭ないのであります。然し色々噂を聞きますと、最初から問題になつて居た未拂金の問題も今だに有邪無邪の状態でありまして、又會社の營業、會計状態も何うも外側に人に判然り分つて居ないと思はれるのであります。若し此の儘にして置いて、會社が或は立行かない様なことになつてしまふ様なことがありまして、民間が損失する様なことになりましたら、民會議員にしても、行政委員會にしても其の申譯のないこととあります。多數の株主も亦損失することになりますから、此の會社を發起された所の方々は、殊に重大なる責任を感じなければならぬこと、思ひます。従つて會社が今日の様な状態にあると云ふことに就ては、今晚はお見えになつて居ない様ですが、田村君や、勝田さんは居られませんが、田村君等も御自分の責任を考えられ、外側から十分に援助なされる義務があると確信して居るのであります。さうして會社が若し、今私が言つた如き状態になつたら、斯う云ふ方々が創立の主旨として主張された所の公衆衛生の爲にと云ふ目的も、全然廢止されてしまふ譯ですから、是非共之は會社が立行く様にならなければならぬと思ひます。

(133)

じます、然るに昨年の夏コレラが流行つて、自然に私共も人造水を購つた位ですから、非常に需要が多かつた様ですが、それまで儲からんと云ふ話を聞きましては甚だ不思議に感じたのであります。あれだけ賣れる様な状態になつても儲からん様な事は、一體何時になつたら儲かるのか、甚だ一見奇異の感に打たれざるを得ないのであります。さうして値上をしなければ何うも儲からんと云ふ話も聞きますし、會社の製造能力は少し需要が多かつたら之に應じられなると云ふ話も聞いて居ります。色々な風説がありますけれど、何れが眞であるか、何の程度に信すべきものか我々には一向分らないのであります。本々此の製水會社と云ふものは御承知の通り關係して今日に至つたものでありますから、是非共會社を完全なる基礎の上に置いて、さうして當初設立の目的を達する様にやらなければならぬと思ひます。然し民間團は四萬弗の公金を投じてあるのでありますから、是非共相當な利益のある様な事業にしてやらなければならぬと思ひますから、何とか真相を究はめて、收支相償ひ、製造能力も需要を満たすに足る様なものにならなければならぬと思ひます。其外種々言ひたいこともありますが、こゝで申上げて時間もとるばかりで、又言つて見た所で何うせ果てしない、つゞまりの附く問題でもないと思ひますから、之は現行政委員會に希望致しますのは、何う云ふ風にしたら宜いかと云ふことを定める前には、何うしても會社の營業會計の状態の真相を究はると云ふことが先決問題なんです。此の點に向つて盡力して頂きたいと思ひます。其の位なことは賢明な皆さんよく御承知であらうと思ひますが、彼此二年近くも相變らず真相が分らないと云ふ懸たる事實がある以上は、我々が斯う云ふ希望を致さざるを得ないのであります。従つて現行政委員會長(岸田菊郎君)

(134)

政委員會は、其の在任中に是非共會社の營業會計の状態を、適確に明らかにする方法を講じ、其の上で會社が普通の成績を以て營業し、公衆衛生の爲めにと云ふ創立者の目的に副ふ様な状態になる様な方法を是非共樹つて頂きたい、斯う云ふことを居留民として希望しないものは一人もないこと、思ひますが故に、私は民會議員の一人として希望する次第であります。

○行政委員會長(岸田菊郎君)
製水會社のことは各位は既に御承知であります通り、抑々創立當時に於て無理があつたのであります。従つて今日迄夜々として當會社の重役は經營の上に成績を上げ様として努力されて見えたのであります。種々の事情に支配されて今日尙營業状態は芳しくないのであります。簡単に申上げますと、未拂金が大部分整理されましたが現在尙約二萬圓あります。一方銀行其他の方面から運轉資金として相當の金を借りて居ります。之に對して可成り高率の利息を拂はなければならぬ状態であり、其外木下商會から機械を購ひました利益が決済されて居ないことにもなつて居ります。故に從來の建直しを、收支が償ひ相當の利益を上げる様にする爲めには、何うしてもこゝで運轉資金を有たなければならぬが、之が實際に當つて至難な状態にあるのであります。事務の方に聞きますと、製水の方では成る程儲かると、利益を上げるには何うしても製造方面の装置を擴大して努力する外ない、然し乍ら之には又相當資金を注込まなければ可けないと云ふ譯で、結局金は無いし、利子には追はれるし、債務は依然として残つて居ると云ふ様な譯で新しく重役に選任せられ、社長に就任されました岡本氏も創立當時の事情、此の會社の生れて出ました使命から考へても、何とかして守り立て、行かな

(135)

ければならない、それは一つ自分が苦勞でも抱負経験を以つて臨まうと云ふことで、色々先達から御苦心中でありませぬ、奈何せん結局思はしく金策が出来ないので、今尙判然とした方針も樹つて居ない様に承知して居ります。就きましては領事館を始め共益會民團並に債權者である銀行方面の方々が互に協力され、此の會社を生かして行くと云ふ精神の下に一奮發されることを私は希望して居るのであります。只今御質問の中にあります會計状態の監査をして、我々に判然りと會社の現状を知らしめて欲しいと云ふことに就きましては、先般行政委員會でも審議を重ねたのであります。今日迄行政委員會を代表して監査役になつて居られます平井君のお調べになつた所に依りますが、別に不正とか缺陷とか云ふものはない、單に創立當時無理があつたのが段々累を大きくして、且經營上の不備もありました。今日此の悪境にある様に考えられるのであります。それで内地から計理士を呼んで會計検査をして貰はうと云ふことに就ては餘り多額の金を要するから、今暫く重役會に自發的に經營方法を直直さし、又會計状態を今日迄知り得た以上に明かにして貰はうと云ふことで様子を見様じやないか、と云ふ様なことに致つたのであります。尙詳しいことは岡本氏並に平井氏から御迷惑ですが説明して頂くことに致します。

(136)

○森川照太郎君 私は外かのこと何うか知りませんが、岡本君や平井君から今此の席で詳しい説明を伺はふと云ふ氣はありませぬ、お願ひもしませんからやめて頂きます。と云ふことは何つて見た所で仕様がないこと、さう云ふ考で私は申上げて居るのじやない、生半尺の計理士何つた所で、何う云ふ譯にも参りませぬ、それは何は無いで宜しうございませぬ、又會計状態を明かにしろとは申上げましたが、私共は聞かして呉れよとは申さないで、何の爲にかと云ふと、今岸田會長のお話の様に初めに無理があつたので融通資本がない、それで高い利息を拂つて借りて居るのだから、何所からでも安く借りてそれを返さなければならぬ、さうする爲めには會計状態を明かにしなければ借手がなからうから明かにさない、それが第一の問題でさうしてから經營の方針を確立して行く様にならなければ可けない、斯う云ふ意味で會計状態を明かにする様にと云ふことであつて、現在の營業状態を明かにして、さうして始めて將來の方針を樹て得るのであります。何時迄も、今迄の様な二年間もグシャ／＼となすり合ひて推移しては可かんと云ふ、斯う云ふ意味が私が行政委員會に希望する重點であります。何分此の會社は動力を極端に安くして貰つて居る特權で、それでやつて行ける筈の會社なのに、それで尙儲からないと云ふのは甚だ算盤珠に合はぬ會社で、餘所から借りて來るにしても中をチャ／＼第一借りに行くに於ては此の通り儲かる様になつたと明瞭にして行かなければ、原價以下の二割とか三割の動力を使つてさまだ儲からないこんな會社に骨折るものは、田村君とか岸田君の如き特殊な方しかありませんよ、それから何うしても會計状態を明かにして、見せて下さらないで宜いから、建直しをすることの先決條件として明かにさない、斯う云ふ意味だけで、之を放つとくと又貴方方じやないが、變つた行政委員がなされるかも知れない、だとすると必ず今日と同じ様なくだらぬ状態を繰返すに極つて居る。さう云ふことは甚だ申譯ないだらうと思ふ、我々も申譯けない、さう云ふことに今日思ひ得るが故に此の注文をした譯であつて、

(138)

(137)

先づも申上げる様に、苛めるだの苦しめると云ふのじやないのではありません、それですら何う行政委員会が内部の御調査をなすつたか模倣は存じませんが、行政委員会の中に調査委員を置くなり、別にもつと外側の人を頼むなり、日本から計理士を呼ぶと云ふことは経費も掛ることであるが、新重役にしてもう少し何とかする迄等と云ふことは、百年河清を待つが如し、断じて出来つてありません、行政委員なり、外側の人を加えるなり、何れにしても此の土地に居つて算数の分る人をお頼みになれば、別に計理士を呼ぶ程のことは私はないかと思ひます、然る可き方法で餘り遅延せざる間に、最大の速い期間内に然る可き方法を是非共探つて頂いて、新重役が何とかされると云ふ様なお考えは是非共捨て、頂かなければならぬと思ひます。

○議長 (上野壽吉)

外かに御意見はありませんか

○森川照太郎 行政委員は僕の注文を聞いて呉れますか

○行政委員 (平井久一君)

御趣意はよく分りました、其の御趣意と同じ趣意に依りまして、先般新重役會に如何にすれば此の會社が旨く行くかと云ふ案を提出して貰ひたいと云ふことを要求して居るのであります、尚お話に依りまして、筆頭一步を進めて右の様なお話を交渉する考へてあります、何うぞ御承知置き願ひます

○森川照太郎 來年は貴方はそこに坐つて居ないかも知れない、違つた行政委員がなられて文

句を言ふ機會がないかも知れない、ですから臨時民會を開くそれ迄に是非調べて頂きたい、其の時は議題外であつても聞きますから、議長！豫めお願ひしておきますよ、何うか其のお積り、それから諸君も其時は僕の後援をして頂きたい。(賛成)

○議長 (上野壽吉)

外かに御意見はございませんか

○志村正三君 今の意見と申しますのは水會社に就ての意見ですか

○議長 (上野壽吉)

此の豫算に關してであります

○志村正三君 それでは此の豫算の中の衛生費の件に就て少く意見を述べさせて頂きたいと思ひます、昨晩此の衛生費に對する色々な議論を伺ひますと、概して此の議論は治療衛生と云ふことが主なることの様に私は聞いたのであります、概して此の議論は治療衛生と云ふこと、既此の治療衛生からして漸次に豫防衛生に移つて、ある現況にあるのであります、治療衛生と豫防衛生と云ふことは一寸解り悪いかも知れませんが、言ひ換へれば病氣に罹つたものを治療するよりも病氣に罹る前に豫防しやうと云ふことが現在の醫學の現況であります、特に此の天津に於けるが如く傳染病に對して患者の傳染率の多い所では日本内地に比べますと非常に多數の患者を出して居ります所の現地に於きましては！此の豫防醫學の研究が最も大切ではないかと思ふのであります、其の意味に於きまして行政委員会が、此の豫防醫學に對して全力を置く委員會と云ふ様なものを置く様に希望するのであります、尤も豫防醫學の上にもつと簡單にし

(140)

(139)

て、天津に於ける我々の子弟の爲めにもつと幸福となることと簡單に出来るものが二三あるのではありません、之を私の意見として申述べて行政委員會の御参考迄に供したいと思ひます、之は此の支那の一般の衛生知識が甚だ乏しいのであります、例えて言つて見ますれば、支那人の患者を我々取扱つて居りますと、お前は肺病だと言ふ場合に日本人ならばあ、さうですかと非常に吃驚り、それを支那人では肺病でも甚だ簡單な考えを持つて居るのであります、又トラホーム等に於ても其の通りであります、斯の如き衛生思想の乏しい所の支那人等々の側に接近して居る所の我々邦人の子弟の健康に對しましては、我々として特別の注意を拂ひたいのであります、特に我々醫師たる職責を全うしやうとして居る者に對しては兎も角、各家庭に對して之等の注意を拂ふ様に衛生行政を掌つて居られる所の行政委員會に對して希望を述べたのであります、此のボーイや媽々の健康状態は何うであるかと云ふことが、親達にとつて子弟に對して最も不安に思ふ点であります、此の場合我々醫師でありますと屈つた所のボーイなんか一見すれば、顔色を見て肺病かも知れないと云ふ感じが直ぐ分りますが、素人の方に於ては乏しいのであります、我々なら略察を見る、又胸部を検査する場合もある、それを各家庭に於てしやうとするのと一々お醫者に診て貰つて検査料を拂ふと云ふことになる、遂に劫となつて忽かせるのであります、而して子弟の健康と云ふことを念頭に置きますと云ふと、之等の慢性傳染病に對する豫防と云ふことが最も必要なことなのであります、先日事務報告に依りまして見ましたも、結核病が十五歳から四十歳以下の者が殆んど大部分死亡者を出して居

るのであります、それから之は報告にありませんか、トラホームが學校に非常に多い、之は何に起因して居るか申しますと、私は恐らく子供の時分に自分の家に使用して居る所の支那人の有つて居たものが、知らぬ間に感染してそれが發病したものではないと云ふ様な感じがするのではありません、それで私の要求します所のものは、療病院に之等の使用人に對する健康診断所と云ふ様なものを作つて頂きます、各家庭に於きまして支那人の媽々なりボーイを雇ふ場合には、先づ療病院に行つてトラホーム、少く共胸部の診断、場合に依つては痰に就て結核菌の有無を検査して貰へれば、各家庭に於ても安心して之等のボーイや媽々を使ふことが出来る、たらうと思ふのであります、さうすれば我々子弟の幸福は如何ばかりかと思ふのであります、之は大した費用の掛ることもありません、又醫者としては相當手数のことであります、之は即時に實施して頂く様居留民の幸福の爲めに特別に願ひして置く次第でございます、一寸希望を述べ置く次第であります(拍手)

○議長 (上野壽吉)

さうしますと、最前審査委員長から御報告になつた通り、一應審査も済んで居るのでありますから、議案を省略して決定したいと思ひますか

(賛成)の聲起る

それでは之は可決確定と云ふことに致します、之で議案は全て議了したのであります(拍手)只今本民會の成績をは朗讀致しますから御静聽願ひます

○村田書記 (朗讀)

(141)

昭和八年第二十六回居留民會通常會成績

昭和八年三月二十三日より二十五日迄會期三日間に於ける第二十六次居留民會通常會成績左の如し

一、會議	四回
二、決議	三回
三、本會議	四回
四、審査委員會	一回

第一、昭和六年度居留民團歳入出決算承認ノ件 承認

第二、昭和六年度特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出決算承認ノ件 承認

第三、昭和六年度特別會計減債基金歳入出決算承認ノ件 承認

第四、雜種課金條例改正ノ件 承認

第五、工巡費徵收條例改正ノ件 承認

第六、天津日本義勇隊規程改正ノ件 修正可決

第七、民團診療所藥價其他諸料金條例廢止ノ件 可決

第八、天津療病院諸料金條例案 可決

第九、天津公立學校補助金ノ件 可決

第十、昭和七年度居留民團歳入出追加豫算案 可決

(142)

第十一、昭和八年度居留民團歳入出豫算案 可決

第十二、昭和八年度特別會計天津公立學校増築費積立金歳入出豫算案 可決

第十三、昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算案 可決

議案 十三件

承 認 三件

原案可決 九件

修正可決 一件

以上

○議長(下野壽村)

只今閉會した通りであります。議員諸君は御多忙の中を連日熱心に議事に終始せられまして、誠に當りまして一言御挨拶申し上げます。議員諸君は御多忙の中を連日熱心に議事に終始せられまして、誠に當りまして一言御挨拶申し上げます。誠に御互に満足のこと、思ひます。私は又議長として甚だ不慣れで法規慣例も諳んじて居りませんに不拘、大過なく此の重任を濟すことが出来たのは、皆さんの御後援と御指導に依ること、厚く御禮申し上げます。又監督官には御多忙の中に、殊に總領事閣下には御公務御多用の中に、連日御臨席下さいまして御指導を賜つたことを厚く御禮申し上げます。尚又行政委員諸君始め民團役員諸君は、此の民會の前から種々準備又民會中も色々周到なる注意を以て御盡力下さつたことは、誠に満足に存する次第であります。

(143)

ます、之も併せて御禮申し上げます。

恒例に依りまして監督官から閉會のお詞がございますから御禮願ひます。

○委員總領事(登壇拍手)

當民會の閉會に當りまして簡單に御挨拶申し上げます。只今書記から報告せられました通り、豫算案を始め十三議案が滞り無く議了されまして、誠に皆さんと共に御同慶に堪えないのであります。殊に私の最も欣快とし皆さんに感謝致しますのは、一昨年二月私が此所に参りましてから通常民會を重ねること三回であります。所定の期間内に斯の如く諸君が眞に協心協力して慎重審議され、民會の任務を遂行されましたことは、本會を以て始めと致します。此の点に於きまして各位が眞に非常時の民會たることを感じになり、諒とせられ、連日連夜御多忙の中に熱心に審議せられましたことに對しまして、租界の繁榮の爲めに、租界民の幸福の爲めに、誠に此上もない仕合せと喜び、感謝して居るのであります。尚併せて議長始め行政委員諸君、民團吏員諸君、民會前より各般の準備、民會中は種々の事務に就て之亦連日連夜御努力されましたことに就きまして、此の席より併せて御禮申し上げます。此の詞を以ちまして私の閉會の辭と致したいのであります(拍手)

○松尾豊實君 本通常民會を閉會するに當りまして、不肖僞越てはございますが、民會議員各位を代表して一言監督官並に行政委員各位、議長、民團理事並に吏員各位に御挨拶申し上げます。私が今更申す迄も無く我々居留民は先年來思はない深刻なる排日とか、或は天津事變とか、色々なことの爲めに打撃を蒙つて居ります。そして北支の時局は前途混沌たる状態の眞只中に置

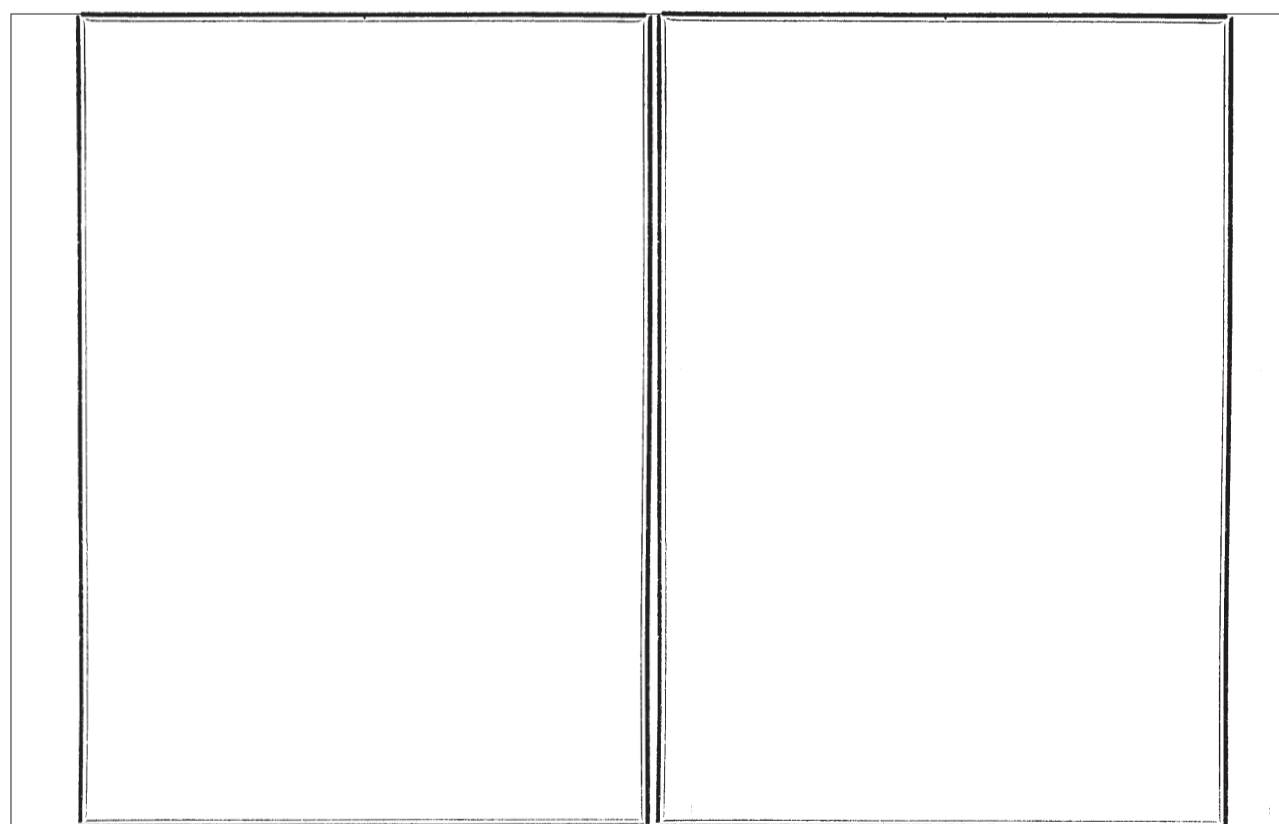
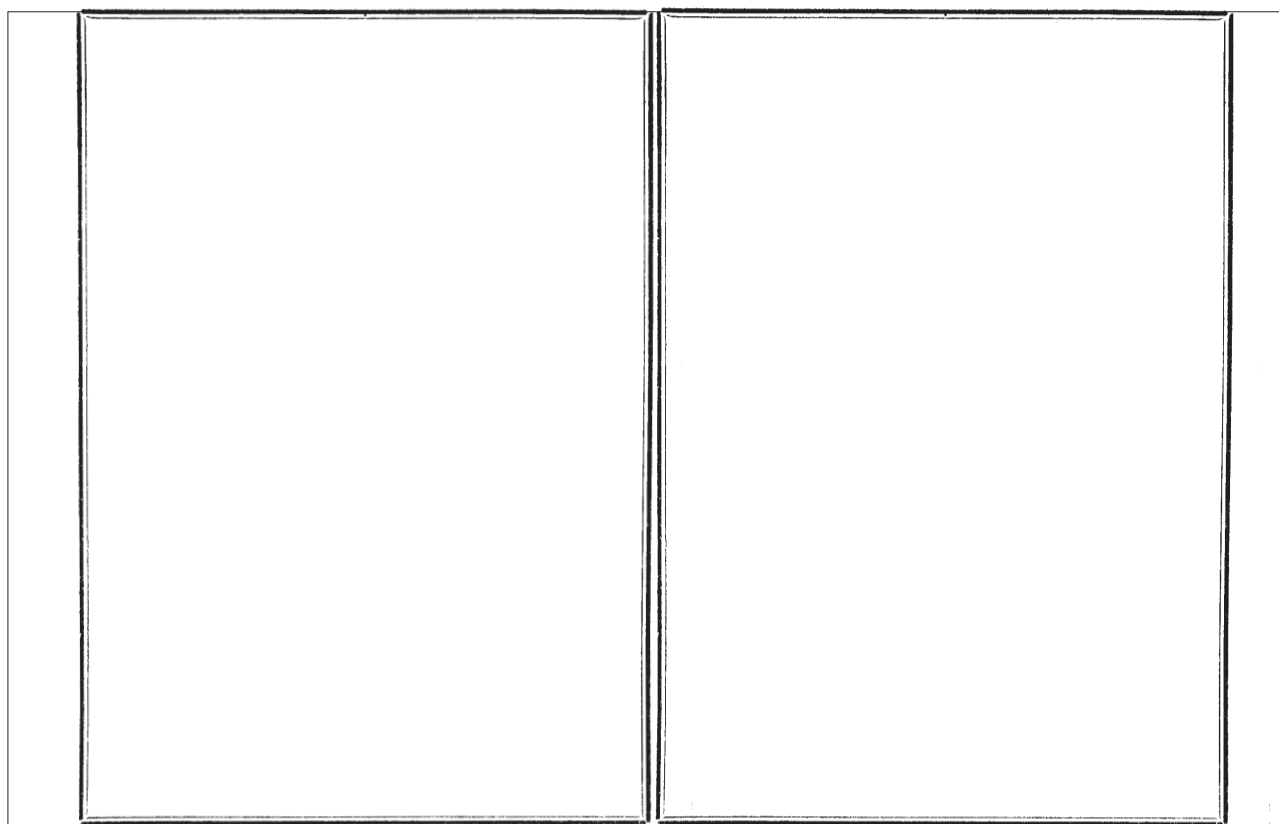
(144)

かれて居るのであります。我々の主体である民團の財政と云ふものは皆さんと共に御承知の如く逼迫して居るのであります。従つて此の本年度の豫算案を議案の主題として居ります。此の通常民會は、流行言葉で申しますれば、眞に非常時の民會であります。不拘、會期の延長もなく、議事日程萬端の順調に運びまして、こゝに芽出度く閉會を告げることになりましたことは誠に御同慶の至に存じます。總領事閣下には民會の閉會に當りまして、懇篤なる御訓詞を賜り尚且つ先程は誠に我々身に余る御鄭重なるお詞を賜り恐縮に堪えませんが、監督官並に其他各位にも、連日深更御臨席の勞を煩はしましたことは、我々と致しましては深く感謝する次第であります。行政委員會長並に委員各位に一言御挨拶申し上げますが、先程申しました様に、民團の財政は誠に甚だ困難な難局の場合でございます。此の豫算の切盛り進行等に於きましては多大の御苦勞の存したること、私共察するのであります。不拘先程審査委員長の報告に依りまして、數に於ても何に一字改正することなく、全部無事通過しましたことは、當局各位が此の難局を切り抜ける爲めに如何に御努力下さつたかと云ふことをよく物語つて居ると思ふのであります。本民會を開きます以前から御準備御多忙の折から、尚又連日答辨、其他調査と色々お忙がしいことでありました。尚確定されました所の豫算の遂行に就きまして一層の御苦勞が存すること、存じますが、此の上にも宜しく御盡力あらんことを希望致します。議長に一言申し上げます。議事進行其外適當なる所置に依りまして無事に審了出来ましたこと感謝致します。民團理事並に吏員各位も此の前から色々御多忙であつたらうと存じますが、此の上にも何うか各位に於かれては、民團事務の直接表に立たれる方でございますから、忠實に職務下

さいます様、宜しく御奮闘あらんことを切に希望致します、甚だ簡單でございますが之を以て御挨拶と致します（拍手）

○議長（上野壽君）
それでは之で閉會に致します（拍手）

（午後九時四十五分散會）



(146)

昭和八年第二十六次居留民會通常會議事速記録附録

昭和八年第二十六次居留民會通常會議に於て議決したる諸事項、昭和六年度居留民團歳入出決算並に昭和八年度居留民團歳入出決算左の如し

〔一〕天津居留民團會計検査報告

一、検査セシ年月日 昭和六年九月十日 昭和六年十月十四日

昭和七年五月十三日 昭和七年八月十八日

二、検査セシ期間及帳簿並証憑書 昭和六年度一般會計及特別會計

右検査致候處違法及違算ノ出納無之候間居留民團法施行規則第七十六條ニ依リ及報告候也

昭和六年九月十五日

天津居留民團

會計検査委員 藤 平 正 男

全 武 内 進 三

副 田 重 次 郎

天津居留民會議長 上野 壽 殿

〔二〕昭和六年度居留民團歳入出決算

(148)

歳入

一、銀六萬弗也

計銀六萬弗也

歳出

一、銀六萬弗也

計銀六萬弗也

〔五〕雜種課金條例中改正ノ件

第一條中遊戯場ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

一、ダンス

第二條中遊戯場等級及月額ヲ左ノ通り改ム

一、ダンス

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

(149)

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本條例ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

工巡費徴收條例中左ノ通り改正ス

第二條中第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

(150)

但シ前項ノ賃賃價格時價ニ比シ著シク不當ナリト認ムルモノハ特派員調査委員會ノ査定若クハ認定ヲ經テ行政委員會之ヲ決定スルコトヲ得
附則ニ左ノ一項ヲ加フ
本條例ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
理由
第二條本文ハ住家又ハ住用家屋ノ賃賃價格ヲ標準トスルモ特別ノモノニ對シテ明文ヲ設ケルノ必要アリト認ムルニアリ
〔七〕天津日本義勇隊規程改正ノ件
天津日本義勇隊規程ヲ左ノ通り改ム
天津日本義勇隊規程
第一章 總 則
第一條 本隊ハ天津日本義勇隊ト稱ス
第二條 本隊ハ天災又ハ事變ニ際シ居留地ノ安寧秩序ヲ維持シ居留民ノ生命財產ヲ保護スルヲ以テ目的トシ居留民團之ヲ組織ス
第三條 本隊ハ任務遂成ノタメ隊員ニ軍事教育ヲ行フ
第四條 本隊々員ノ入退及除隊處分並ニ本隊役員ノ任免ハ民團之ヲ公告ス
第五條 本隊々員ノ武器、裝具、被服ハ民團之ヲ貸與ス

(151)

第六條 本隊々員ハ居留民團ノ席上ニ於テ敬意ヲ表セラルルノ名譽ヲ有ス
第七條 本隊々員隊務ノタメ疾病、負傷、瘵失若クハ死亡シタルトキハ民團ヨリ治療費、醫藥料、扶助料、弔慰金ヲ贈與ス
前項ノ金額ハ行政委員會之ヲ定ム
第二章 募集及編成
第八條 本隊々員ハ天津在任帝國臣民ニシテ十七歳以上ノ男子中ヨリ民團之ヲ募集シ採否ハ行政委員會ニ於テ決定ス
第九條 本隊ハ本部、警備班、通信班、給與班、救護班ヨリ成ル
第十條 本部ニ部長、部員若干名、各班ニ班長、副班長各一名ヲ置ク本部長ハ本隊長之ヲ兼ス
第十一條 警備班ハ四十五歳未満(小隊長以上ハ此限リニアラス)ニシテ軍事教育ヲ受ケタル者ヲ以テ組織ス
第十二條 警備班ハ四個中隊ニ中隊ハ三個小隊ニ小隊ハ三個分隊ニ分ツ中隊長、小隊長、小隊長、分隊長各一名ヲ置ク
第十三條 通信班、通信班、給與班、救護班ハ各之ヲ三組ニ分チ各組ニ組長一名ヲ置ク通信班ハ三十五名以内、通信班ハ三十名以内、給與班ハ二十名以内、救護班ハ二十名以内トス

(152)

第十四條 班、中隊及班員ノ數ハ召集後情況ニヨリ増減スルコトアルヘシ此場合ニ於ケル編成及役員任免ハ隊長之ヲ行ヒ召集解除ノ後復舊スルモノトス
第十五條 本部及各班ニ屬セサル隊員ヲ本隊豫備員トス
第三章 役 員
第十六條 本隊ハ隊長、班長、本部主任、中隊長、副班長、組長、小隊長及分隊長ヲ以テ役員トス
第十七條 本隊長ノ任免ハ總領事ノ認可ヲ得テ行政委員會之ヲ行フ
第十八條 班長、本部主任、中隊長及副班長ノ任免ハ行政委員會ノ決議ヲ經テ隊長之ヲ行フ
第十九條 組長、小隊長及分隊長ハ所屬隊員ノ公選ニヨリ隊長之ヲ任命ス
第二十條 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス
第二十一條 役員ノ職務ハ行政委員會之ヲ定ム
第四章 職 規
第二十二條 隊長ハ本隊ヲ指揮統率ス
第二十三條 隊員ノ任免、賞罰ハ行政委員會ノ決議ヲ經テ隊長之ヲ行フ
第二十四條 本部ハ本隊ニ關スル一切ノ事務ヲ管掌ス
第二十五條 警備班ハ警備ノ任務ニ服ス
第二十六條 通信班ハ通譯ノ任務ニ服ス

(153)

第二十七條 通信班ハ電信、電話其他一般ノ通信及傳令ノ任務ニ服ス
第二十八條 給與班ハ糧食其他ノ給與任務ニ服ス
第二十九條 救護班ハ診察、看護、傷病者ノ輸送其他衛生ニ關スル任務ニ服ス
第五章 召 集
第三十條 本隊非常召集ハ總領事ノ認可ヲ經テ行政委員會長ノ發令ニ依リ隊長之ヲ行フ
演習ノ目的ヲ以テスル非常召集ハ行政委員會長ノ認可ヲ得テ隊長之ヲ行フ
隊員ノ教育召集ハ隊長之ヲ行フ
第三十一條 隊員召集ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク指定ノ個所ニ集合シ隊長ノ指揮ヲ待ツヘシ
附 則
第三十二條 本隊細則ハ行政委員會之ヲ定メ教育及召集ニ關スル細目ハ本隊ニ於テ之ヲ制定シ行政委員會ノ認可ヲ受ケタルモノトス
第三十三條 本規程ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
〔八〕民團診療所藥價其他諸料金條例廢止ノ件
昭和七年三月二十九日發布民團診療所藥價其他諸料金條例ハ昭和八年三月三十一日限リ之ヲ廢止ス
〔九〕天津療病院諸料金條例案
第一條 本院ノ料金を左ノ如ク定ム

(155)

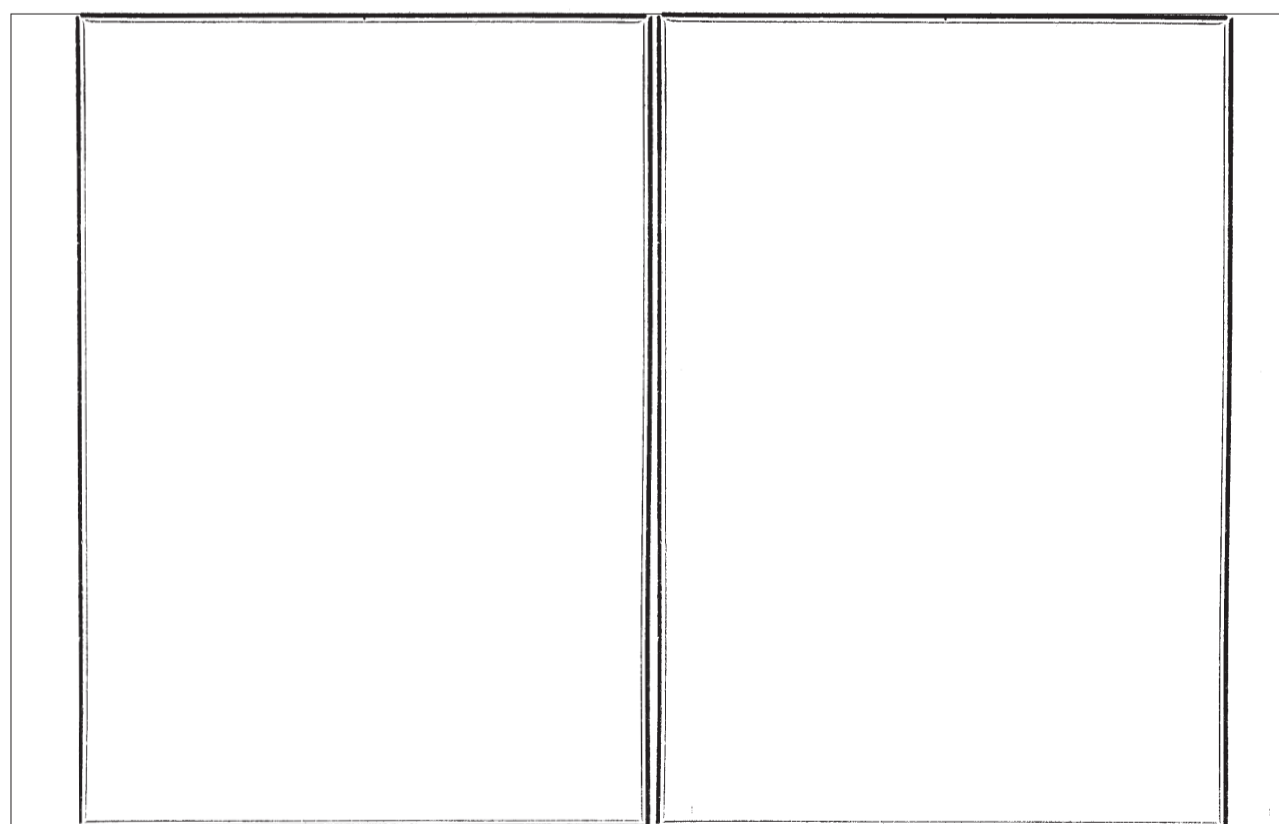
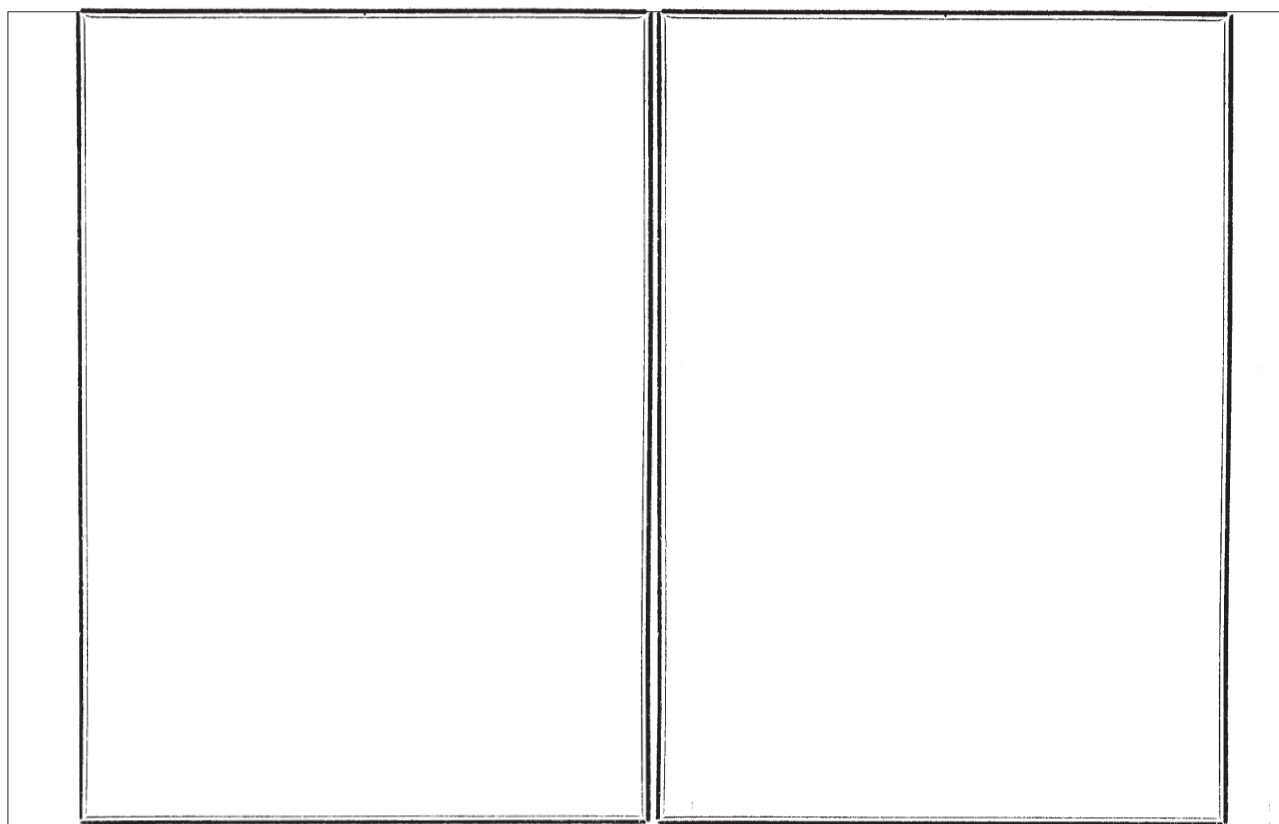
(一) 昭和七年度居留民團歳入出追加豫算 歳 入 一、銀拾萬弗也 計銀拾萬弗也 歳 出 一、銀拾萬弗也 計銀拾萬弗也		臨時部 臨時部 臨時部
(二) 昭和八年度居留民團歳入出豫算 歳 入 一、銀六拾五萬四千壹百六弗也 一、銀拾八萬弗也 計銀八拾叁萬四千壹百六弗也 歳 出 一、銀五拾七萬四千壹百貳拾五弗也 一、銀貳拾五萬九千九百八拾壹弗也 計銀八拾叁萬四千壹百六弗也		臨時部 臨時部 臨時部

(154)

一、病原體檢案、病理試驗及衛生試驗 各一回 銀五拾仙以上銀貳弗以下 二、診斷書、證明書、檢案書手数料 一人ニ付 銀五拾仙 三、酌婦ノ健康診斷 一人ニ付 銀叁拾仙 四、酌婦ノ處置料 一人ニ付 銀叁拾仙 五、患者運搬自動車使用料 日本租界 每回 銀貳弗 日本租界外 每回 銀叁弗乃至拾弗	第二條 前條ニ依ル諸料金ハ行政委員會長ニ於テ必要ト認ムル者ニ對シ之ヲ減免スルコトアルヘシ 附 則 本條例ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス (一〇) 天津共立學校補助金ノ件 一、銀壹萬貳千弗也 但シ昭和八年度補助金 理由 昭和六年事變ノ影響ニヨリ收入激減シ經費不足ノタメ昭和八年度ニ於テ補助額増額方請願アリ前記金額補助ヲ至當ト認メタルニ因ル
--	---

(156)

(一) 昭和八年度特別會計天津共立學校增築費積立金歳入出豫算 歳 入 一、銀貳萬貳千壹百叁拾九弗六拾五仙也 計銀貳萬貳千壹百叁拾九弗六拾五仙也 歳 出 一、銀貳萬貳千壹百叁拾九弗六拾五仙也 計銀貳萬貳千壹百叁拾九弗六拾五仙也 (二) 昭和八年度特別會計減債基金歳入出豫算 歳 入 一、銀六萬弗也 計銀六萬弗也 歳 出 一、銀六萬弗也 計銀六萬弗也
--



昭和八年第二十六次居留民會通常會要錄

一、議 員 六十名
 一、會 期 三日 (自昭和八年三月二十三日 至二十五日)
 一、會 場 公會堂
 一、成 績 省略ス
 一、議長及會議係

議 長 上 野 壽
 副 議 長 山 内 令 三 郎
 書 記 村 田 秀
 速 記 石 川 謙 一 郎
 全 體 山 下 圭 子

